伊丹市男女共同参画施策

市民オンブード報告

（平成 23 年度）

男女共同参画

平成 24（2012）年 10 月

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード

itami

伊丹市男女共同参画計画基本理念

「男女(一人ひとり)が対等な存在として個性や能力を発揮でき、
まちづくりの主役としてつながりつつ共に輝く」

伊丹市総合計画(第5次)の体系から

将来像　「みんなの夢　まちの魅力　ともにつくる　伊丹」
基本目標　市民が主体となったまちづくりの実現
基本方針２．多様性を認め合う共生社会
基本施策３）男女共同参画の推進

日本国憲法第 14 条第 1 項

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」

日本国憲法第 24 条第 2 項

「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」

男女共同参画社会基本法第 3 条

「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない」

第3次男女共同参画基本計画「第 1 部基本的な方針」から

「男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題である。その目指すべきは、①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会である」

「女性差別撤廃条約」第 1 条から

「『女子に対する差別』とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう」

（写）

2012（平成 24）年 10 月 29 日

伊丹市長　藤　原　保　幸　様

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード
高　田　昌　代
笹　尾　照　美
来　田　純　子

「伊丹市男女共同参画計画」の進捗状況に関して（報告）

伊丹市男女共同参画施策市民オンブードは、「伊丹市男女共同参画施策市民オンブード設置要綱」第 11 条の規定に基づき、平成 23 年度における「伊丹市男女共同参画計画」の進捗状況について、別紙のとおり報告します。

伊丹市においては、本報告書を踏まえて「計画」の実現へ向けた一層の努力を要請します。

はじめに

15 年目を迎えた伊丹市男女共同参画施策市民オンブードは、継続しているオンブード 1 名と新しいオンブード 2 名とで計画の進捗状況及び市の男女共同参画施策について、市民の立場から調査を行いました。今年度は、伊丹市男女共同参画計画が中間報告に基づいて改正されたことも鑑みながら行ないました。

今年度は、計画の進捗状況及び市の男女共同参画施策全体を対象にすることとともに、特に市民の目線で見た場合の３つの視点においても検証することとし、ここに報告します。

１つめの視点は、男女共同参画施策が進んでいるかというのは、施策が順調に行われているかどうかではなく、その施策が市民に対してどうであったかを確認するものと考え、「住民に情報が届いているか」としました。

平成 22 年に行われた伊丹市の「第 5 回男女共同参画に関する市民意識調査の概要」において固定的性別役割分業を表す代表的な「男は仕事、女は家事・育児という考え方に賛成か」という質問に賛成するという人は 50.6％と、全国調査の 37.3％と比較しても固定的性別役割分業意識が高く、前回調査の平成 13 年から見てジェンダー意識の改善にはつながっているとは言えません。そこで、２つめの視点は、「子育て、介護は両性で担っているか」で確認することとしました。

３つめの視点は、「市の施策に両性の意志が反映されているか」です。さまざまな施策を立案するに至って、市民の代表者たちが当事者意識をもって行うことが望ましいと考えられます。しかし、自治体の審議会などの委員の女性割合は低く、女性にはこのような役割や立場をあえて与えられない時代が長く続いた故の結果です。内閣府においても毎年調査し、その率を上げる努力がなされています。兵庫県下での女性の審議会等への登用率は、伊丹市は 31.9％で 5 位と上位ではありますが決して高いとは言えず、近年順位の変動がほとんどありません。国内でも画期的な男女共同参画施策市民オンブードがあるにも関わらず残念な結果です。

目標を立てることは、後の評価を行う上で重要なことです。それ故に、評価ができるような目標を立てる必要があります。近年、数値目標を立てることが多くなりました。数字ではなくても、「増加傾向に」や「減少方向に」という表現もあります。数字を目標にすることは、力を入れるあまり、数字がゴールでなってしまい本質を見失いやすいというデメリットがある反面、向かう目標が明確になることでやりがいや自信につながるメリットがあります。

目に見えた数字で結果を判断し、評価するのは危険であることは承知ではありますが、伊丹市の男女共同参画施策を「実施している」だけではなく、各課が「結果を数字で出す」努力につながることを期待します。

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード
高 田 昌 代
笹 尾 照 美
来 田 純 子

目　次

伊丹市男女共同参画計画中間見直し体系表 …… 1

平成２４年度ヒヤリングに際しての視点

視点１　「住民に情報が届いているか」 …… 2
視点２　「子育て、介護は両性で担っているか」 …… 3
視点３　「市の施策に両性の意志が反映されているか」 …… 4

具体的施策について

基本目標Ⅰ　男女共同参画への意識づくり …… 5

基本目標Ⅱ　男女が対等に働ける環境づくり …… １５
コラム①「M字型曲線の解消を！」 …… １８

基本目標Ⅲ　男女共同参画の理念に立った健康・福祉サービスの充実 …… ２５

基本目標Ⅳ　あらゆる暴力に対する根絶の取り組み …… ３８
コラム②「ＣＡＰの取り組み」 …… ４０

基本目標Ⅴ　男女が共に輝くまちづくり …… ４４
コラム③「今こそ女性消防団員が必要とされている！」 …… ４５

基本目標Ⅵ　計画の総合的な推進 …… ５３
コラム④「男女共同参画センター」と「女性センター」 …… ５５

平成２４年度男女共同参画施策市民オンブードヒヤリング実施経過 …… ６１

平成２４年度男女共同参画施策市民オンブード活動記録 …… ６２

調査を終えて …… ６３

資料

資料１　伊丹市男女共同参画のあゆみ …… ６７
資料２　伊丹市男女共同参画施策市民オンブード設置要綱 …… ６８
資料３　市民オンブード一覧 …… ７０
資料４　男女共同参画をめぐる国際的な指標 …… ７１

伊丹市男女共同参画計画中間見直し　体　系　表

「計画」の基本理念

男女（一人ひとり）が対等な存在として個性や能力を発揮でき、まちづくりの主役としてつながりつつ共に輝く

６つの重点項目

- ●配偶者等からの暴力などあらゆる暴力の根絶
- ●男性や子ども・若者にとっての男女共同参画の推進
- ●市民への広がりを持った男女共同参画意識の浸透
- ●女性のチャレンジ支援、若年層へのキャリア教育の推進
- ●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ●地域・防災・環境における男女共同参画の推進

６つの基本目標	１８の基本課題	７０の施策の方向
Ⅰ 男女共同参画への意識づくり	1　固定的な男女の役割分担にとらわれず、一人ひとりの人権を尊重する教育・啓発の推進	①市民への広報・啓発活動★　②男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し　③人権尊重の視点に立った性教育　④メディアにおける男女の人権の尊重　⑤法律・制度への理解促進のための取り組み
	2　男女平等を推進する学校教育などの充実	①学校・幼稚園・保育施設での男女平等教育などの推進★　②男女平等の視点に立った進路指導、職業観教育★　③子どもの自尊感情やコミュニケーション能力を高める教育　④教職員へのきめ細やかな研修の実施と PTA・保護者などへの啓発
	3　男女共同参画を推進する生涯学習の充実	①男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進　②男女共同参画の視点に立った社会教育の推進★　③男女共同参画に関する地域における学習機会の提供★　④多様な選択を可能にする「キャリア教育」の推進
Ⅱ 男女が対等に働ける環境づくり	4　雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保への取り組み	①労働基準法、男女雇用機会均等法などの周知と定着　②雇用の場での男女平等を推進するための啓発　③企業のポジティブ・アクションの取り組みの推進★　④雇用の場でのセクシュアル・ハラスメント防止対策
	5　男女の働く意欲を支え、多様かつ柔軟な働き方が選択できる条件の整備	①昇進・昇格や職域の拡大など働く女性へのチャレンジ支援★　②就労・再就職支援、起業支援など働きたい女性へのチャレンジ支援★　③多様な働き方に対応した条件の整備　④農業や商工業など自営業における女性の評価と、生活の場における男女共同参加　⑤困難を抱える若者への支援
	6　男女の仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備	①保育サービス・児童くらぶなどの充実　②「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関する啓発★　③男性にとっての男女共同参画の推進★　④企業における取り組みへの評価★
Ⅲ 男女共同参画の理念にたった健康・福祉サービスの充実	7　生涯を通じた男女の心と体の健康づくり	①年代や性差に応じた生涯にわたる健康の保持増進　②妊娠や出産などに関する女性の主体的な意思決定に関する啓発　③母子保護の向上、母子保護の充実　④健康を脅かす問題への配慮　⑤医療・福祉従事者への男女共同参画についての研修
	8　高齢者・障がい者（児）、ひとり親の家庭などが孤立せず、安心して暮らせる環境の整備	①高齢者・障がい者（児）が安心して暮らせるそれぞれへの介護環境の整備　②介護者が安心して暮らせる環境の整備　③高齢者・障害者（児）の自立や社会参画への支援　④ひとり親の家庭に対する支援
	9　安心して子どもを生み育てられる環境の整備	①子育て相談体制、情報提供の充実　②多様な子育て支援サービスの充実　③食環境・住環境など、子育てをめぐる生活環境への取り組み　④子ども達の居場所づくりへの取り組み　⑤子育ての不安を解消する小児医療の充実
Ⅳ あらゆる暴力に対する根絶の取り組み	10　配偶者・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）防止対策の推進	①配偶者等からの暴力対策の推進★
	11　セクシュアル・ハラスメントなどへの防止対策の推進	①市民生活におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策　②さまざまなハラスメントに対する防止対策　③性犯罪・売買春・ストーカー行為などへの対策
	12　子どもや高齢者の安全を守る取り組みの推進	①児童虐待や子どもへの性犯罪を防ぐ取り組み　②高齢者虐待防止への取り組み　③学校･地域ぐるみでの安全対策の推進
Ⅴ 男女が共に輝くまちづくり	13　市民の連携による男女共同参画の推進	①さまざまな地域活動における男女共同参画の推進★　②女性リーダーの養成とネットワークづくりへの支援★　③市民活動などへの育成・支援　④防災における男女共同参画の推進★　⑤地域における「たまり場」づくり
	14　ユニバーサルデザインの推進による男女共同参画の環境整備	①ユニバーサルデザインの普及啓発　②安心･安全の視点に立った都市計画の推進　③男女共同参画の視点に立った公共施設などの整備の推進
	15　地域の国際化と国際社会への貢献	①多文化共生への取り組み　②国際社会での男女共同参画に関する情報の収集と提供　③国際交流の推進、NGO・NPO への支援　④地球環境保全の視点に立った認識と取り組み
Ⅵ 計画の総合的な推進	16　市民との協働による推進体制の確立	①推進本部を中心とした庁内の連携による推進による推進体制の充実　②市民参画による進ちょく管理　③市民、市民団体、企業などとの連携と協働★　④市民への意識・実態調査の実施と施策への反映
	17　市の率先した取り組みの推進	①行政委員会・審議会などの委員への女性の登用促進　②女性職員・教員の管理職への登用促進、職域の拡大　③仕事と育児・介護の両立支援への率先した取り組み　④行政従事者への男女共同参画についての研修の充実　⑤職員、庁内組織のネットワーク化への取り組み　⑥県や近隣自治体との連携
	18　男女共同参画に向けた拠点の充実	①男女共同参画推進拠点機能の充実★

□は改正された項目　★は重点項目

平成２４年度ヒヤリングに際しての視点

視点１　「住民に情報が届いているか」

市民が、市の男女共同参画計画の進捗状況をチェックし市長に報告する制度が 10 年以上続いている日本の自治体は伊丹市だけです。

伊丹市の平成 22 年度『男女共同参画に関する市民意識調査』によると、男女共同参画計画の認知度は 40.3％と前回の調査（平成 16 年度）19.1％よりも大幅にアップしていますが、市民オンブードの認知度は平成 22 年度調査では 14.6％と前回調査 13.4％とほぼ横ばいです。

アンケートの意見内容によると､『意識調査に協力し伊丹市が男女共同参画活動を行なっている事を初めて知った』『市の取り組みや施策などが全く伝わって来ない』との意見が多くあり全体的に情報が市民に伝わっていない事が明らかになりました。

例年、男女共同参画週間（6 月）や暴力防止週間（11 月）の際には、市の広報紙に取り上げられ、パネル展等が行なわれています。

広報紙には取り上げられているものの、文字ばかりが並んでいる紙面では興味を引きにくく、市民への啓発として視覚的に訴えるのに効果的なパネル展ですが、市役所や女性児童センターのサロンなど、限られた場所での展示では多くの市民は目にする事はないでしょう。

男女共同参画に関するイベントは、女性児童センターで開催されますが、伊丹市を上げてのイベントと位置づけて、大々的に広報展開する必要があります。

学校教育での啓発書面配布を行なう事により、子どもだけでなくその保護者に対して情報を発信する事ができ、地域では自治会の回覧で、まちの中では商業施設等、不特定多数の市民が目にする場所を選ぶなど、市民が情報を知り得る環境を整える必要があります。

市民に対しての施策や事業が周知される事なく、行政が勝手に行ない自己満足している現状では、税金の無駄遣いであるといわれてもいたしかたないでしょう。

伊丹市がトップクラスの男女共同参画推進の街になるには、市民への周知を徹底するべく戦略的に市民にアピールするなど、積極的な努力が必要です。

視点２　「子育て、介護は両性で担っているか」

伊丹市の 2010(平成 22) 年実施の「男女共同参画に関する市民意識調査」よると、子育てに主に関わる割合は妻が 61.6%、夫婦共同が 29.1%です（無回答を除いて換算)。育児に関わる時間は週平均で一日について「3 時間以上」の割合が、女性は 9 割、男性は約 4 割です。介護に主に関わる割合は妻が 39.4%、夫婦共同が 31.4%です（無回答を除いて換算)。

全国的には、平均家事時間が女性約 5 時間に対して、男性約 30 分という状況です。これでは子育て、介護は両性で担っているとは言いがたい状況です。

また、市職員（平成 23 年度の伊丹市長部局）の育児休業取得率と介護休業取得率は下表のとおりです。

	男性職員	女性職員
育児休業取得率	10.5%（2/19 人）	95%（18/19 人）
介護休業取得率	0%	0%

「市民意識調査」では、男性の育児等の参加促進に有効と思うものについて、男女ともに「取得しやすい職場環境の整備の推進」が 7 割で最も高く、次いで「風潮づくり」が 5 割となっています。

市職員については、育児休業の男性の取得は平成 21 年度以前には長年ゼロでしたが、平成 22 年度と 23 年度は 2 人取得しています。変化が見られ始めました。しかし介護休業は取得されていません。介護休業が取得しやすくなるような職場環境の整備が急がれます。市職員が率先して取得し、市民に対して模範となることを期待します。

また、ワークライフバランスのとれた生活は女性にとっては勿論、男性にとっても人間らしい生活であることが多くの人々に理解されることが重要です。女性は仕事の方に、男性は生活の場に、より一層参加していくことが求められます。その為には、子育てと介護を、生活の場で両性が担っていくことは重要です。それだけでなく、子育ての社会化、介護の社会化（家族だけでなく、社会が担っていくこと）が必要です。保育所については 4 月時点での待機児童は０ですが、年度途中にも入れるような対応が必要です。また一時保育、延長保育、病後児保育、休日保育が一部で行われていますが、ニーズに合わせて増やす必要があります。さらに病児保育への対応も望まれます。

介護については、全国的にみると女性が多く、女性介護者約 69.4%に対して男性介護者 30.6%です（国民生活基礎調査 2010 年厚労省)。

しかし、年々男性介護者は増えていて、伊丹市では、男性介護者の会「きたいの会」(会員 10 数名）が平成 21 年に発足し、主に伊丹市社会福祉協議会が運営のサポートをしています。伊丹市「介護保険・保健福祉に関するアンケート調査報告」によると、何らかの介護を受けている人の中で「介護サービスのヘルパー」が介護・介助をしている割合が 44.9%で社会化が進んでいます。さらに充実することが望まれます。

視点３　「市の施策に両性の意志が反映されているか」

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が進むようにすることは、国の動きのひとつであります。また、伊丹市は、計画のなかで「女性管理職の割合」を「2016 年 20%」、審議会等の女性の占める割合を「2016 年 40%」、「女性の占める割合が 0 の審議会等がない」と目標を設定して取り組むようにしています。

1.　女性職員の採用、登用

管理職総数は、210 人中 42 名、20.0%となっており、全体では徐々に男女格差が少なくなってきています。しかし、教育委員会事務局の女性管理職の割合は 4.8%と低率です。人事の異動の際に、考慮する必要があります。新規採用については約半数が採用されています。

2.　女性の占める割合が 0 の審議会等がない

審議会等の女性の登用は、審議会等数 50、うち女性委員のいる審議会数は 45 であり、図書館協議会、公務災害補償等認定委員会、伊丹市予防接種健康被害調査委員会においては、充て職が男性であることや女性が少ない職種が委員であるなどの事情があるのは理解できます。しかし、伊丹市が決めた目標を達成するためには、すべての職員が努力するのは当たり前のことです。女性の視点が委員会に入ることの意味を理解し、職種改選の時期には適切な女性委員の委任をする努力が必要です。

3.　審議会等の女性の占める割合

審議会等の女性の登用は、審議会等数 50、委員数 639 のうち女性委員は 204 人、31.9%（平成 24 年 4 月 1 日）であり、40%に届きません。これまでの推移をみると足踏み状態です。目標達成には現在の 52 人の男性が女性に代わる必要があります。一昨年、モデルとなる事例がありましたが、今年度はそのような事例の更新が見られませんでした。目標値を達成できていない審議会等は、上記同様に、その審議会等の事情を「言い訳」にすることなく、性別に偏ったところには、積極的な努力が必要です。

伊丹市において、目標の 40%の半分つまり 20%に満たない審議会等は、以下のとおりです。（かっこ内は%）

図書館協議会(0)	防災会議(11.1)
公務災害補償等認定委員会(0)	老人ホーム入所判定委員会(12.5)
予防接種健康被害調査委員会(0)	国民保護協議会(13.5)
監査委員(0)	建築審査会(14.3)
農業委員会(0)	博物館協議会(14.3)
国民健康保険運営協議会(7.1)	公設卸売市場運営委員会(16.7)
総合教育センター運営協議会(10.0)	固定資産評価審査委員会(16.7)
福祉対策審議会(10.5)	

基本目標Ⅰ　男女共同参画への意識づくり

昨年度（平成 23(2011)年度）は伊丹市男女共同参画計画の見直しが行われました。

平成 22(2010)年に実施された「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を見ると、本市においては性別による固定的な役割分担意識が根強く残っている（全国調査より女性で 13.3 ポイント、男性で 20.5 ポイント高い）ほか、雇用や社会の慣習・しきたり、家庭生活など様々な分野で『男性が優遇されている』と感じている市民の割合が高くなっています。

今年度（平成 24(2012)年度）より男女共同参画推進委員会が設置されました。以前から指摘されているように市民レベルでの推進が大きな課題です。

男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動をより積極的に展開する必要があります。

【固定的な男女の役割分担にとらわれず、一人ひとりの人権を尊重する教育・啓発の推進】

●市民への広報・啓発活動

（広報課）ＰＴＡ広報担当者向けの出前講座では『男女平等に関する表現指針』に基づいて、男女平等に関する表現方法の説明を加えました。『刊行物等作成にあたっての男女平等に関する表現指針』の一部を抜粋した別資料を用意し、男女平等に関する表現指針の内容充実に努めています。

・平成 24(2012)年 5 月 21 日＝総合教育センターで実施（小・中合同 120 人参加）

＊『広報伊丹』毎月１日号の相談窓口案内だけではなく、広報欄外（下の部分）にＤＶ相談のインフォメーションをしてはどうでしょうか？ ＤＶ被害者にとって常に情報が届く状態でないと被害を防ぐ事が難しくなります。

●メディアにおける男女の人権の尊重）

（女性・児童センター）『コマーシャルに見る女と男』（H23.10.30）を実施しました。

（同和・人権推進課）（人権教育室）インターネット等様々なメディアにおける性の商品化について、実態把握に努め防止に向けた啓発を行うため、平成 23(2011)年度よりインターネットのモニタリングを実施しました。

・市職員を対象に月１回人権啓発センターにて実施。・H23 年度は中学校教諭 8 名受講

・H24 年度は小学校、特別支援学校教諭 18 名受講

・昨年 10 月には『伊丹市人権教育・啓発推進白書』を作成しましたが、初めての取り組みであったため、計画的に推進することが出来なかったとのことです。白書の内容が多くの市民に届くよう啓発方法が、今後の課題です。

●法律・制度への理解促進のための取り組み

（同和・人権推進課）女性弁護士による法律相談を女性・児童センターで実施。相談日は毎月第４木曜 13:00～16:00（６コマ）但し、一部土曜に実施月あり。

・年間相談件数は 61 件（予約件数は 82 件）
＊コマ数が少ないので、今後増やせるか検討していただきたい。

【男女平等を推進する学校教育などの充実】

伊丹市においては『男女共生教育基本方針』に基づき 1998（平成 10）年より男女共生教育を進めています。2009(平成 21)年に『伊丹市男女共生教育基本方針（伊丹市男女共生教育ハンドブック)』を改定し、男女共生教育の一層の推進を図りました。また、2010(平成 22)年 7 月『新保育の道しるべ』の基本方針に、男女共同参画の理念が明記されました。

人権担当者会や研修においても、男女共生教育を中心においています。また、人権尊重と男女平等を推進する視点から、子どもの自尊感情とコミュニケーション力を養う教育が推進されています。

●学校・幼稚園・保育所での男女平等教育の推進

平成 24(2012)年度新規採用男性保育士は 1 名で、全体で男性保育士は正規職員 6 名、臨時職員 2 名になりました。

男性を積極的に採用するため、ホームページに男性保育士を掲載したところ、反響が大きく男性受験者が増えました。

●男女平等の視点に立った進路指導、職業観教育

中学校では進路学習ノートの活用を通して、固定的な役割分担にとらわれず、個々の興味・関心や適性に応じた進路選択ができるように進路指導やキャリア教育が行われています。

『トライやる・ウィーク』における活動事業所の選択にあたっては、男女の固定的な役割分担にとらわれず、生徒一人ひとりが主体的に自らの興味・関心に応じた事業所の選択が行えるように指導が行われています。

●教職員へのきめ細やかな研修の実施

（学校指導課）（総合教育センター)『伊丹市男女共生教育ハンドブック』を各学校園において活用し、男女共生教育を進めています。中学校道徳教育担当者会や人権教育担当者会において、各校の取り組み状況の情報交換や、人権教育研修会において男女共生教育を視点においた研修が行われています。

●ＰＴＡ・保護者などへの啓発

就学時健康診断、学校説明会、学童保育についての説明会も全て平日の午後に行われています。働く親はその日のために、仕事を休まなければなりません。オープンスクールや入学前説明会には、以前に比べ父親の参加が増えています。働く親にとって参加しやすいよう、土・日曜日に実施できるように検討願います。

子どもを取り巻く大人も男女共同参画の理念を理解し､意識を高めることが大切ですが、残念ながら学校での取り組みが保護者にはあまり伝わっていないようです。学校園での日常の取り組みを、入学前説明会等で直接保護者に伝える機会を設けていただき、意識の浸透、啓発に一層努力していただきたい。

・学校園での日常の取り組みについて

幼稚園・・・性別で色分けしないよう配慮しています。
小学校・・・男女混合名簿、男女共に『さん』づけで呼ぶようにしています。
中学校・・・男女混合名簿の実施

＜成果目標と現状＞

項目	計画当初	現状	成果目標（H28 年度）
市民意識調査における「伊丹市男女共同参画計画」の認知度	40.3%（H22 年度）	－	60%（次回調査時）
保健教育の授業参観を行った学校数	15 校（H22 年度）	16 校（H23 年度）	20 校
女性・児童センターの年間利用者数	129,246 人（H22 年度）	135,542 人（H23 年度）	130,000 人
女性・児童センター（働く女性の家・女性交流サロン）講座等参加者数	3,406 人（H22 年度）	3,919 人（H23 年度）	4,000 人
男女共同参画関係まちづくり出前講座実施回数	4 回（H22 年度）	4 回（H23 年度）	10 回

女性・児童センターでの講座の様子

基本目標Ⅰ　男女共同参画への意識づくり　　【主要事業一覧】

【基本課題１】固定的な男女の役割分担にとらわれず、一人ひとりの人権を尊重する教育・啓発の推進

番号及び具体的施策	担当課	市行政評価における事務事業コード及び事務事業名	平成23年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
①市民への広報・啓発活動				
1-1-1 広報紙、情報紙、インターネット、テレビ、ラジオなど様々な媒体を活用し、本計画の周知や男女共同参画への理解を深める広報・啓発を行う	広報課		①「広報伊丹」への掲載 ・23年6月15日号の特集面で「男女共同参画週間」「市民オンブード決まる」 ・同9月1日号「男女共同参画社会づくり総理大臣賞に高島進子さんが受賞」 ・同11月15日号「市民オンブードによる報告書提出」 ・24年2月15日号で「いたみミモザの日」 ・同3月15日号「男女共同参画推進事業所表彰」－－他。 ②市広報番組「伊丹だより」 ・23年6月20日号＝男女共同参画施策市民オンブードがゲスト出演 ・24年1月30日号＝「男女（ひとりひとり）が対等で共に輝くまち伊丹を～女性・児童センター」と題し、女性のための相談事業なども紹介。気軽に施設を利用してもらえるような番組作成に努めた。	「広報伊丹」をはじめ、昨年度から運用開始したデータ放送などの広報媒体を活用し、よりわかりやすく、市民参画を呼び掛けるような情報発信を心掛ける。
	同和・人権推進課	(921305) 男女共同参画情報紙発行事業	①広報伊丹への掲載（広報課参照） ②市広報番組「伊丹だより」（広報課参照） ③公募した市民編集委員の企画・編集による男女共同参画情報紙「com-com」を2号・計4,000部発行。「スウェーデンに学ぶ Work-Life Balance」及び「結婚前と後の変化～出産後、妻が夫に求めているもの」を特集し、一部記事は伊丹商工会議所「会議所ジャーナル」にも転載した。 ④女性・児童センター事業「ぐるっと一日だんじょきょうどうさんかく」「ミモザの日」等のイベント周知と啓発をFMいたみにて行い、幅広い層に男女共同参画事業及び拠点施設としての女性・児童センターを知らせることができた。	①②引き続き、広報課との連携で積極的な広報活動に努めたい。 ③「com-com」も継続実施する。多くの市民に読んでもらえるよう発行部数や配布場所等を工夫する。
1-1-2 男女共同参画に関する図書や視聴覚資料の充実を図る	同和・人権推進課	(921307) 女性・児童センター管理運営	①女性交流サロン情報コーナーの充実を図るため、男女共同参画の視点で厳選した図書を購入。23年度は仕事、心理に関連する本を中心に各分類に即して充実させることができた。その他、制度に関する専門分野についての資料も購入することができた。また、視聴覚資料の充実を図っていくために上映権付きDVDを4本購入した。 ・購入＝図書（ソロプチ文庫含む）80冊、雑誌34冊、DVD4本 ・寄贈＝図書11冊、雑誌12冊 ・貸出＝図書834冊　雑誌110冊　DVD4本 ・貸出の多い分類は、「心理」「家族」「こども」となっている。 ②センター通信「ハート・メール」を年4回、各2,000部発行し、情報発信を行った。	①引き続き、男女共同参画に関する図書等の充実を図っていくとともに、他施設の情報や行政資料のファイリング、情報相談に関連する資料の充実を図っていきたい。 ・「本の企画展」、本の展示の開催 ・講座等における図書リストの作成配布 ・情報相談における資料の提供 ・各分野における多様なニーズに合わせた資料の充実
	図書館		平成23年度の男女共同参画関連図書購入実績＝冊数47冊。金額82,870円	男女共同参画を正面から捉えた新刊本は数少なく、利用者からの要望も少ないが、男女共同参画の視点を持った書籍を幅広く収集する。
	人権教育室	(921108) 視聴覚教材貸出事務	研修ビデオ7本新刊26冊を新規購入。書籍の内DVについて考える場面のある「よくわかるDV被害者への理解と支援」と職場における男女共同参画について考えることができる「女性を生かす会社の法則」により充実を図った。また、教材目録を関係機関に配布して積極的な活用について啓発した。 ・平成23年度貸出数9件	視聴覚教材目録の活用及び周知について工夫が必要である。目録の送付については、担当者会等を通じて説明を加えたうえで、配布する。 利用者のニーズに対応した教材の選択及び貸し出しの一元化の工夫が課題。

1-1-3 「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」に基づき、男女の人権の尊重について教育・啓発を行う	人権啓発センター	(921112) 人権文化市民講座・啓発事業 (921117) 地域に学ぶ体験学習支援事業	①人権啓発パネル展では「部落問題を考える」・「命と性を考える」をテーマに、部落問題をはじめ、女性の人権、性的少数者への差別などを取り上げ、広く市民に啓発した。（来場者数:1,197名） ②中学生ジョイントクラブでは、「性」を学習テーマに設定し、多様な性（同性愛や性同一性障害など）や思春期のこころやからだについての講話を聞くことにより、性に対する理解を深めることができた。	引き続き、男女共同参画の視点を入れた啓発事業を実施する。
	人権教育室	(921104) 「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」の推進	①「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」に基づき、女性の人権について教育・啓発を推進。「伊丹市人権教育・啓発推進白書」として平成23年10月に作成し、市長を本部長とする伊丹市人権教育・啓発推進本部および伊丹市人権啓発推進委員会（各小学校区より2名選出、34名中女性8名）において報告した。 ②同和・人権推進課との連携により各イベントで互いの取り組みにおけるリーフレット配布や講師選定にあたっての情報を共有するなど連携した取り組みができた。	①「白書」作成については、初めての取り組みであったため、計画的に推進することができなかった。今後、その内容が多くの市民に届くよう啓発方法を工夫する必要がある。 ②伊同教男女共生部会が活性化すれば、年3万部発行している「ひかり」に男女共同参画の記事掲載ができる可能性がある。

②男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

1-2-4 地域や職場などにおける慣行のうち、男女で活動選択において中立的でないものについて、広くその見直しを呼びかける	同和・人権推進課		まちづくり出前講座（4回実施）や伊丹市男女共同参画計画中間見直し作業に当たっての意見交換会等において、平成22年度に実施した「市民意識調査」結果をもとに、市民の間に根強く残る固定的な男女の役割分担意識の見直しを呼びかけた。	男女共同参画委員会他、引き続き様々な機会を通じて呼びかけを行っていきたい。

③人権尊重の視点に立った性教育

1-3-5 児童・生徒の発達段階をふまえながら体系的な性教育の充実を図るとともに、授業参観などを通じて、保護者への啓発を行う	保健体育課		性教育について、児童生徒の発達段階と、学習指導要領に準拠した、カリキュラムを検討し各校において推進した。これにより、男女の特性を発育面などから学ぶとともに、男女が互いに尊重する態度を育成することに効果があった。また、授業参観などを実施することにより、保護者への啓発活動も行った。	引き続き、各校の実態を踏まえたカリキュラムの検討を行い、教育的ニーズに応じた性教育の充実を図る。

④メディアにおける男女の人権の尊重

1-4-6 市の行政文書や広報番組の放送は、市の「男女平等に関する表現指針」に則って行うよう努める。また、必要に応じて同指針の見直しを行う	広報課		①「男女平等に関する表現指針」に基づいて広報紙発行等を行っているため、課内研修で取り上げるなど職員の資質向上につなげた ②例年実施しているPTA広報担当者向けの出前講座で、男女平等に関する表現方法の説明を加えた。 ・平成23年5月・110人（全員女性）。	24年度のPTA広報担当者向けの出前講座では、新たに「刊行物等作成にあたっての男女平等に関する表現指針」の一部を抜粋した別資料を用意し、男女平等に関する表現指針の内容充実に努める。
	同和・人権推進課		①同和・人権推進課や女性・児童センターの発行するものは、「指針」に則った適切な表現に心がけた。 ②他課の依頼でチラシ、パンフレット等の表現について「指針」に沿ったアドバイスを行った。	今後とも「指針」に則った適切な表現を行う。「指針」は平成20年に改定後、5年を経過するので、改訂に向けて課題を整理する。
1-4-7 学校教育や生涯学習の機会を通じて、メディア・リテラシー向上のための学習・研修機会を提供する	同和・人権推進課	(921307) 女性・児童センター管理運営	①はじめての男女共同参画の講座において「CMから見る女と男」と題しメディアにおける男女共同参画をはじめ、男女共同参画の視点でCMを検証していく実践的な事業を行った。参加者からは、何気なく見ているCMから固定的役割分担に対するメッセージが組み込まれていることを知ったという感想が得られた。 ②学校教育におけるジェンダーの講座では、アンケート調査から見る子どもが考える男女観から見えてくることを保育サポーター会員を中心に学び、子育て支援に関わる人たちに対しての学びを持つことができた。 ③情報活用講座（IT編）やパソコンヘルプデスク、編集員養成講座においても表現やインターネットにおけるリテラシーの学びを実施した。	①メディアにおける様々な分野でのリテラシー学習の必要性があることから24年度は言語におけるリテラシー学習を予定している。 ②継続して実施していく事業等は、 ・講座の実施（情報活用講座、パソコンヘルプデスク、リテラシー講座等） ・情報相談における表現指針の周知 ・リテラシー関連資料の充実 ・研究団体、活動団体とのネットワークづくり

	人権啓発センター	(921111) 人権文化市民講座・啓発事業	初心者・初級者向けのパソコン教室を年5回実施。また、実施するにあたり、インターネットによる人権侵害や個人情報の保護についてもふれている。 また、パソコン操作についての疑問にこたえるパソコンヘルプデスクを今年度から年3回実施した。	引き続き、人権を視点に入れたパソコン教室を実施する。
	学校指導課		中学校技術・家庭科担当者会で、情報通信ネットワーク及び情報モラルについての研修を行い、中学校技術・家庭科において、男女に関わりなくICT機器の適正な活用の仕方について学習指導をした。	学校において引き続き、男女に関わりなく、ICT機器の活用について学習する機会を提供する。
	総合教育センター	(210402) 情報教育推進事業	情報教育研修会、システム管理担当者会、学校園別コンピュータ研修会、出前講座等において、携帯電話、ブログ、プロフ、ツイッターなど新たなメディアとのつきあい方について、教員等が児童生徒に指導できるよう、研修を実施したことで、研修が学校園や家庭・地域で「ネットいじめ」等の未然防止につながるメディア・リテラシー向上に資する学習機会を提供することにつながった。	ネット利用に係るトラブルが複雑化する中、被害者にも加害者にもならないメディア・リテラシーを児童生徒に指導できるよう、教員のスキルを高めていく。
	公民館	(231105) 講座等生涯学習活動支援事業	パソコン相談室を実施。 ・市民ボランティアスタッフがパソコン操作についての疑問にこたえる。気軽に参加できる相談窓口として、市民に好評である。年間22回開催。延べ195人参加（男女比は、おおよそ7：5）。	気軽に参加できる貴重な相談窓口として継続していきたい。
1-4-8 インターネット等様々なメディアにおける性の商品化について、実態の把握に努め、防止に向けた啓発を行う	同和・人権推進課	(921307) 女性・児童センター管理運営 (921110) インターネット掲示板モニタリング	①幼児期の性教育事業において命の大切さと自分自身のカラダを大切にすることを親子で学ぶことでメディアにおける性の商品化に敏感な視点を持つことへの学びを実施した。 ・「いのちのおはなし」全3回　親子延べ98名参加。 ②伊丹市、伊丹市民に関するインターネット掲示板上の表現をモニタリングを行った。年間12回実施	①メディアにおける性の表現の実態に関する資料の充実とともに、性の話を子どもに伝えていくために大人対象のセクシャリティに関する事業を24年度は実施する予定である。 継続して実施していく事業等は、 ・講座の実施（いのちのおはなし、性の話をしよう等） ・情報相談におけるリテラシーの周知 ・性に関するリテラシー関連資料の充実 ・研究団体、活動団体とのネットワークづくり ②「性の商品化」につながる書き込みは発見されなかったが、引き続き、把握に努める。
	人権教育室	(921101) インターネット掲示板モニタリング	①「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」に基づき、取り組みを推進する。 ②市職員を対象に月1回人権啓発センターにおいてインターネット掲示板モニタリング研修会を開催した。特に夏季休業中に中学校教員を対象に研修会を開催した。	小・中学校教員の研修会を計画していたが、中学校教員を対象としたモニタリング研修のみとなった。 今後も市長部局と教育委員会が協力してモニタリング研修を行う。また、小学校教員や保育士、幼稚園教諭を対象とした研修を行い、取り組みを充実させる。
	少年愛護センター	(213105) 青少年健全育成・環境浄化事業 (213106) 青少年健全育成関係広報啓発事業	①市内16カ所に白ポストを設置し、有害図書類を12,390冊回収した。毎月の回収状況を少年補導委員に報告し、協力を依頼している。 ②青少年を守り育てる県民スクラム運動に協力し、環境実態調査を少年補導委員の協力のもと11月～12月にかけて市内全域で実施し図書販類売店、ビデオレンタル店、カラオケハウス、がん具取扱店、インターネット・まんが喫茶、携帯電話ショップを訪問し、県の青少年愛護条例が遵守されているかを確認、指導をおこなった。 ③県の作成したフィルタリング啓発パンフレットを愛護補導連絡会、学校補導連絡会で、参加者に配布し、フィルタリングの推進を図った。	③スマートフォンの普及により、携帯電話へのフィルタリングの徹底が困難になってきている。

⑤法律・制度への理解促進のための取り組み

1-5-9 女性の権利や男女共同参画に関連の深い法律や制度について、啓発資料の整備や学習機会の提供を行う	同和・人権推進課	(921307) 女性・児童センター管理運営	働く場における社会保険制度や権利などについて学ぶ講座「働く」を実施。それに伴って関連図書を充実させたことで講座で学んだことをさらに深める機会を提供できた。 ・参加者数33人（3回）	講座終了後、修了生同士の学び合いがみられたことは、事業成果といえる。 様々な分野におけ女性の権利について学ぶ機会を実施していく必要性から、24年度は、弁護士による法律講座を実施する予定である。

1-5-10 女性のための法律相談を実施する。相談弁護士は男女共同参画の視点を踏まえて選定する	人権同和推進課	(921306) 女性のための法律相談	女性弁護士による法律相談を女性・児童センターで実施。相談日は毎月第4木曜13:00～16:00(6コマ)。ただし、一部土曜に実施月あり。 ・年間相談件数は61件。(予約件数は82件) ・主な相談内容は離婚に伴う慰謝料や財産分与、親権、養育費など	継続実施する。法テラス等関係機関の紹介や連携に努める。

【基本課題２】男女平等を推進する学校教育などの充実

番号及び具体的施策	担当課	市行政評価における事務事業コード及び事務事業名	平成23年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
①学校・幼稚園・保育所での男女平等教育の推進				
2-1-1 「男女共生教育基本方針」に基づき、指導方法の研究や教材の点検、作成などに取り組み、男女共生教育の推進を図る	学校指導課		小・中・特別支援学校人権教育担当者会及び人権教育研修会を実施。 「伊丹市男女共生教育基本方針」のもと、「伊丹市男女共生教育ハンドブック」を各学校園において活用し、男女共生教育をすすめていくとともに、中学校道徳担当者会や人権教育担当者会において各校の取り組み状況等の情報交換を行ったり、人権教育研修会において男女共生教育を視点においた研修を行った。	引き続き、道徳の時間や各教科等において、男女共生教育の視点に立った指導方法の研究や教材の点検、作成などに取り組み、男女共生教育の推進を図る。
2-1-2 「新保育の道しるべ」に基づき、男女平等の保育を推進する	保育課	(211214) 公立保育所通常保育事業 (211215) 私立保育所通常保育事業委託等事業	「保育所保育指針」の配慮事項として「子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないように配慮すること」と記されており、園内研修や公開保育、職場人権研修を行なうことにより職員の意識向上を図った。	引き続き、あらゆる場で男女平等の視点をもって保育が進められるように計画的に保育に取り組み、意識を高めるよう努める。
②男女平等の視点に立った進路指導・職業観教育				
2-2-3 固定的な男女の役割分担にとらわれず主体的に進路の選択ができるよう、進路指導の充実やキャリア教育の推進に努める	学校指導課		中学校進路学習ノート(1・2年生用)改訂委員会及び進路指導担当者会(3年生用) ・進路学習ノートの効果的な活用を通して、固定的な男女の役割分担にとらわれず、個々の適性に応じた進路選択ができるよう、中学3年間の継続的な進路指導およびキャリア教育を行った。	引き続き、実態に即した進路学習ノートの改訂を行うとともに、効果的な活用法の研究を行う。
2-2-4 「トライ・やるウィーク」における活動事業所の選択にあたっては、男女の固定的な役割分担にとらわれず、生徒の主体性を尊重した選択が行えるよう留意する	学校指導課		「トライやる・ウィーク」推進事業や進路学習ノートを活用しながら、生徒一人ひとりが主体的に自らの興味・関心に応じた事業所の選択ができる力を養うとともに社会のルールやマナー等を学べている。	引き続き、男女の固定的な役割分担にとらわれず、生徒一人ひとりの適性・見通しをもった事業所選択が行えるよう計画的に指導を行う。

2-2-5 高校において、インターンシップなどの取り組みにより生徒の職業意識を高める	学校指導課		総合的な学習の時間において、 自分は将来どんな人間になりたいのか、また、「仕事」や「働くことの意義」について、考える機会になった。	引き続き、卒業生や職業人等による講話、職業調べ学習や発表会を実施し、インターンシップの効果を高めるよう努める。

③子どもの自尊感情やコミュニケーション能力を高める教育

2-3-6 子どもの自尊感情の育成や暴力によらないコミュニケーション能力の向上について取り組む	学校指導課		道徳の時間及び教科等において、自尊感情を高める授業を行った。また、小学校では「ことば科」、中学校では「グローバルコミュニケーション科」を市独自教科として設定し、児童生徒のコミュニケーション能力の向上や自己表現力の育成に努めた。	引き続き、各教科等において、人と人とのふれあいを大切にしたコミュニケーション能力の育成を図る。

④教職員へのきめ細やかな研修の実施とPTA・保護者などへの啓発

2-4-7 教職員や保育士に対して、男女共生教育や男女共同参画についての研修や啓発を実施するとともに、手法などを工夫し、研修内容の充実を図る	保育課	(211214) 公立保育所通常保育事業 (211215) 私立保育所通常保育事業委託等事業	①人権研修「子ども一人ひとりを大切にするために考えられる事は」実施。 ・公私立保育所および認可外保施設の職員を対象 ・伊丹市人権教育指導員を講師にグループ学習と講話を実施し、日頃の保育内容を見直す機会となった ・参加者数は公私立保育所（園）からは248人、認可外保育所からは5人 ②伊同教の研究集会（就学前部会）に参加	引き続き人権研修を実施し、研修を通して人権意識を上げていく。
	総合教育センター	(211608) 人権教育研修会推進事業	人権教育研修会実施。 ・児童虐待の防止及び対応について ・講師は関西国際大学教育学部教育福祉学科・濱田格子さん。 ・虐待の早期発見、早期対応のために、日々の子どもの観察、子どもや保護者との関係づくり、学校園内での円滑なコミュニケーションが重要である事を学んだ	男女共生の視点を交えた内容で教職員対象の研修を継続的に実施する。
2-4-8 職務分担などが男女の固定的な役割分担によらないよう働きかけるとともに、学校運営に男女共同参画の視点が生かされるよう教職員の意識改革を図る	職員課		校園長会において校務分掌に男女の区別や差がないように周知した。また、各校園の校務分掌の決定において、男女の性差に関係なく適材適所に留意した配置を行い、職場をより活性化させるよう校園長に指導した。	各校園において、各々の実態や、業務遂行の効率を考慮し、男女の性差に偏ることなく、より適材適所の配置に努めていく。
2-4-9 学校園、保育施設での男女共生教育や男女共同参画を推進する取り組みの状況を、参観や懇談会、保護者だよりなどを通じて保護者に知らせ、意識の浸透を図る	保育課	(211214) 公立保育所通常保育事業 (211215) 私立保育所通常保育事業委託等事業	園便りや掲示物の内容は、固定概念にとらわれない観点で表現するよう配慮し、参観や懇談会などでは保育や保育士の関わり方を通して、自然な形で意識の浸透を図っている。（平成24年度新規採用男性保育士は1名で、全体で男性保育士は正職6名、臨職2名）	固定概念にとらわれない保育の充実に努めていく。
	学校指導課		学校園での日常の取り組みを、学校園だよりやホームページ等により保護者や地域に情報発信するとともに、オープンスクールや授業参観、行事等をとおして取り組みを公開した。	引き続き、学校園だよりやホームページ等をとおして、男女共生教育や男女共生参画を推進する取り組みの状況を保護者に知らせることにより、意識の啓発に努める。
2-4-10 多くの保護者が参加しやすいPTA活動となるよう働きかけるなど、PTA活動に男女共同参画の視点が生かされるよう啓発する	社会教育課	(230608) PTA関係家庭教育推進事業	①男女共同参画の基本方針を伝えるとともに、団体での事業形態に合わせた啓発活動を促した。 PTA連合会で実施している広報セミナーにおいて、男女共同参画の視点も含み講義を実施するよう働きかけた。 ②PTA連合会の会合や事業では、保護者が参加しやすい時間帯を設定する等、配慮をするよう働きかけた。 ・理事会等の会議は児童・生徒の就学時間や未就学児の保育時間を考慮して午前中の開催が多くなり、出席率も高い。会議の内容やメンバーの事情に合わせ、時間帯等の配慮を行っている。 ・単位PTAの会議等については、フルタイムで働く会員等の各々の事情を汲んだ実施方法を検討している。	①男女共同参画講座情報・イベント情報の紹介を行う。また、会議や会合の場を通して、男女共同参画の視点を多くの方に広める。 ②今年度も引き続き参加しやすい時間帯の会合を促す。

【基本課題３】男女共同参画を推進する生涯学習の充実

番号及び具体的施策	担当課	市行政評価における事務事業コード及び事務事業名	平成23年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
①男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進				
3-1-1 世代を超えた市民・地域ぐるみでの家庭教育を支援する	家庭教育課	(213102)家庭・子ども支援地域ネットワーク事業(すこやかネット事業)	各ネットごとに「あいさつ一声運動」「早寝・早起き・朝ごはん」運動などの「共同実践事業」及び地域における「交流連携事業」を実施。参加者41,181人	交流連携事業の充実及びネット間の連携。
3-1-2 男性の子育て参加の促進など、男女共同参画の視点に立った家庭教育を推進する	家庭教育課	(212102)草の根家庭教育推進事業	父親の子育てを促す内容を取り入れた家庭教育パンフレットを作成し、４カ月健診時に保護者へ配布し、啓発を図った。 ①４カ月健診時＝月2回、延べ２４回。参加者数1,914人。家庭教育ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ「子どもは社会の宝です」の配布とビデオ「新米ママ＆パパに贈るﾒｯｾｰｼﾞ」上映 ②3歳児健診時＝月2回、延べ24回。参加者数1,895人。「3歳児からの家庭教育のしおり」の配布。 ③就学前＝小学校1日入学時。参加者数3,726人（保護者の児童）。配布資料「家族っていいな！」。腹話術で基本的な生活習慣の大切さや親としての在り方を考える機会とする。 ④思春期＝中学校入学説明会時。参加者数1,899人。配布資料「どんと来い思春期！」「思春期の心理と行動」。講話内容「思春期の心理と親の対応」 パンフレットの配布については一人ひとりに声をかけながら手渡しをし、家庭教育の啓発を行なっている。	パンフレットの内容の充実。
	家庭教育課	(212108)家庭教育講演会	市民一人ひとりが、ワークライフバランスへの理解を深めるとともに、家族の絆と家庭教育について考える機会となるよう、子育て期の市民や事業主を対象とした講演会を開催し、約700人が参加した。	23年度のみの事業。
②男女共同参画の視点に立った社会教育の推進				
3-2-3 男女共同参画の拠点施設や、社会教育、生涯学習施設において、男女共同参画の推進に関する情報提供や学習機会を提供する	同和・人権推進課	(921307)女性・児童センター管理運営	女性交流サロン主催事業、他市で実施する講座情報を配架、ファイリングし、利用者に幅広く提供し、必要に応じて情報相談を実施した。また、全事業において男女共同参画関連情報の提供することで、来館者が情報、相談、事業のどの窓口から入ってきても男女共同参画の理念を学べるように拠点施設としての機能を充実させた。 23年度は他施設への図書の貸し出し、選定も実施した。	市民に対してはもちろんのこと、団体への情報提供をしていくことで包括的、多角的に取り組んでいくことができることから様々な団体とのネットワークをつなげていく仕組みづくりを考えていきたい。
	社会教育課	(220701)生涯学習センター管理運営事業 (220801)北部学習センター管理運営事業	ラスタホール・きららホールにおいて、生涯学習関連の講座やイベントを実施するなかで、乳幼児と保護者を対象とした講座や、子どもから高齢者まで集うことのできる講座等を充実させた。 ・親子で一緒に参加できる講座を年間を通じて展開した。	引き続き、社会情勢に応じた男女共同参画を視野にいれた講座等の充実を図る。

	公民館	(231103) 公民館事業推進委員会活動事業 (231105) 講座等生涯学習活動支援事業	①市民講座「パパと一緒に野外料理を楽しもう！」 ・野外活動センターで、野外料理やゲームを通して親子の絆を深め、父親の子育てを促した（8家族参加、内父親は5人） ②市民講座「たくましく生きた女性たち」 ・中世、戦国時代に生きた女性の生き方を学び、今後の女性の果たす役割について考える機会となった（16人参加。男女比3:5） ③市民講座「働く」を考える講座「ハッピーワーク＆ライフシリーズ」 ・「働く」ことの意味を考え、どのように生きていくか自分を見つめなおす機会をつくり、様々な立場の「働く」を考える時間を4回にわたって持った（延べ32人参加。男女比2：3） ④市民アカデミー「源氏物語～艶やかに、やがて哀しい女たちの物語」 ・源氏物語にみる女性の生き方・生き様を、現代を生きる私たちとの連続性を絡めて読み込んだ（39人参加。男女比1:19）	男女共同参画は公民館が重点課題の1つでもあり多様な目線で男女共同参画をとらえた講座を実施してきた。 今回特に新たな切り口として「働く」をテーマにした講座を実施したが、参加人数が少なく、市民への広報PRが今後の大きな課題である。平成24年度は、自治会の回覧に講座チラシを挟み込む等の工夫をして、幅広い対象に講座の広報PRを努めていきたいと考えている。
3-2-4 講座などの開催時には一時保育や介護サービス、手話通訳・要約筆記サービスを実施するなど、多くの市民が参加しやすいよう配慮を行う	同和・人権推進課	(921307) 女性・児童センター管理運営	講座実施時における一時保育は、提供しているが、介護サービス、要約筆記は実施していないが、希望者があれば検討していきたい。	一時保育は、継続して実施していく。介護サービス、手話サービスに関しては、需要があれば検討していきたい。

③男女共同参画に関するの地域における学習機会の提供

3-3-5 出前講座等の活用を促すなど、地域における男女共同参画についての啓発活動を推進する	同和・人権推進課		伊丹市男女共同参画計画の中間見直し作業に当たって、市民や団体等に働きかけ、出前講座等で啓発活動や意見交換を行った。伊丹市人権推進委員、女性・児童センター登録グループ、人権担当の教員などを対象に14件実施。	男女共同参画推進委員等を通して、引き続き地域での啓発活動を推進する。

④多様な選択を可能にする「キャリア教育」の推進

3-4-6 固定的な男女の役割分担にとらわれず主体的に職業等の選択ができるよう、キャリア教育の推進に努める	同和・人権推進課	(921307) 女性・児童センター管理運営	チャレンジ支援講座や「はじめての男女共同参画」において固定的な性別役割分担をはじめとするジェンダーバイアスについて学ぶ環境を整えている。また、キャリア教育に関する図書の充実を図るとともに情報提供を実施している。	継続してキャリア教育に関する講座を実施するとともに、職業レファレンス、ハローワーク情報等を有効活用しながら、自立支援に向けた体制を整えたい。

基本目標Ⅱ　男女が対等に働ける環境づくり

日本の女性の年齢別労働力率パターンは20歳代後半から一時低下したあと再び上昇する「M字型」を示します（コラム「M字型曲線の解消を！」参照）。平成22(2010)年度に行われた「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、女性の働き方については『子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をする方がよい』という“再就職型”（M字型）を肯定する割合が、男女とも最も高くなっています。一方全国調査では、『ずっと仕事を続ける方がよい』という“仕事継続型”（台形型）を肯定する割合が最も高くなっています。「台形型」を目指すためには、女性にとっても男性にとっても人間らしい生活であるワークライフバランスのとれた生活にしていくことが重要です。その為には女性は職場に、男性は生活の場に、より一層進出する必要があります。

【雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保への取り組み】

●労働基本法、男女雇用機会均等法などの周知と定着

商工労働課では最低賃金改定、改正育児・介護休業法の記事掲載など広報をしており、女性を含めた労働相談を行い、その案内チラシを作成しています。今後、宣伝などについて女性・児童センターとの連携による効果的な活動が望まれます。

●企業のポジティブ・アクションの取り組みの推進

伊丹商工会議所会報に、ワークライフバランスを中心に、シリーズ「男女が輝く職場作りに向けて」を連載し、事業主への啓発を行っています。これは同和・人権推進課と商工労働課の連携によるものですが、今後も継続して取り組んでもらいたいと思います。

●雇用の場でのセクシャル・ハラスメント防止対策

女性のためのセクシャル・ハラスメント相談窓口を開設しましたが、相談件数が0だったそうです。もっと広報に力を入れて対応する必要があります。

【男女の働く意欲を支え、多様かつ柔軟な働き方が選択できる条件の整備】

●昇進・昇格や職域の拡大など働く女性へのチャレンジ支援

女性のチャレンジ支援として、「女性のための企画力アップ講座」などが実施され、参加者のステップアップにつながっており、評価します。更に地域活動への講座実現を目指してもらいたいと考えます。また「いたみ女性チャレンジひろば」での情報相談が実施されており（1,017件）、平成28(2016)年の目標件数（1,300件）に近づいていることは評価できます。

●多様な働き方に対応した条件の整備

女性に焦点をあてた社会起業講座を開講し、講座を受講した女性が実際に起業した例が出てきています。その方が講座の講師としても活躍されたそうです。継続を期待します。

●農業や商工業など自営業における女性の評価と、生活の場における男女共同参加

農家での家族経営協定締結の啓発に取り組んでいますがまだ4件だそうです。とりわけ

女性の労働条件を守るためにも推進される必要があります。

農会長会の中で男女共同参画に関するパンフレットを配布し、啓発されていますが、継続し、できれば、一般農家にも回覧もされることを期待します。講演会をやめられたそうですが、出前講座などの利用も含めて代わるものの工夫が望まれます。

女性創業塾や託児付き女性起業支援セミナーが催されました。託児の利用はなかったそうですが、託児の条件や形態がニーズにあったものかどうかをアンケートなどにより調査して改善し、今後利用して参加する人が増えていくことを期待します。また実態調査を通して、男女の労働の実態把握に努めることは平成 21(2009)年度からされていないので今後早い時期に取り組んでもらいたいと思います。

●困難を抱える若者への支援

関連各課の横断的対応のために『「子ども・若者」のための相談・支援ハンドブック』を作成し、関係職員に配っているとのことでした。更に関連各課のとりまとめの役割も期待します。

【男女の仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備】

●保育サービス・児童くらぶなどの充実

保育所の待機児童は 4 月時点では０ですが、年度途中で入所できる対応が必要です。また、保育に関する多様なニーズに答えるため、一部の保育所では、延長保育・一時保育・休日保育・病後児保育が実施されていますが、例えば病後児保育は 2 カ所で２人ずつと少ないのでニーズに合わせて増やす必要があります。さらに病児保育も望まれます。

児童くらぶで延長保育を実施したり、指導員研修や巡回指導をされています。１７カ所中１３カ所で延長保育がされていますが、要望があれば 5 人未満でも１７カ所での実施をしていただきたいと思います。

ファミリーサポートセンターでは、出生届交付時に配布している「おめでとうセット」の中にファミリーサポートのチラシを入れたり、４カ月健診の時、センター講座の時等にチラシを配布し、ファミリーサポート会員の増加を図られています。男性会員については、ニーズを調査し、ニーズに合わせて増やしていただきたいと考えます。

●「仕事と生活の調和（ワークライフバランス)」に関する啓発

商工労働課ではハローワークが近い為、ハローワークのセミナーのチラシ等の配布をおこなっているそうです。できれば独自の企画にも取り組まれることを望みます。

●男性にとっての男女共同参画の推進

女性･児童センターでは男性の生活力を促進する為の事業が実施されていますが、継続発展されることを期待します。

伊丹次世代育成支援推進行動計画「愛あいプラン」後期計画にもとづいて、商工会議所でワークライフバランスの講座を実施し、事業者への周知も行っています。関連各課に対して横断的に進めようとされていますが、更に推進してもらいたいと思います。

●企業における取り組みへの評価

「愛あいプラン」後期計画の事業所への周知を行っています。事業所の反応を把握し、

更に周知していただきたいと思います。

同和・人権推進課と商工労働課が連携して、男女共同参画推進事業所表彰を実施されましたが、このような連携はもっと色々な課の組み合わせで行われることを期待します。

（左写真）男女共同参画推進事業者表彰を受けた近畿中央ヤクルト販売株式会社阪神支社（右）と住友電気工業株式会社伊丹製作所（左）

＜成果目標と現状＞

項目	計画当初	現状	成果目標（H28 年度）
「いたみ女性チャレンジひろば」年間利用者数	1,235 人（H22 年度）	1,017 人（H23 年度）	1,300 人
女性・児童センター登録グループ数	72 ｸﾞﾙｰﾌﾟ（H22 年度）	64 ｸﾞﾙｰﾌﾟ（H23 年度）	90 ｸﾞﾙｰﾌﾟ
若者就労支援事業参加者数	133 人（H22 年度）	191 人（H23 年度）	200 人
保育所入所定員	2,230 人	2,230 人	2,385 人
児童くらぶ待機児童数	0	0	0
ファミリーサポート男性会員数（協力会員・両方会員）	39 人（H22 年度）	37 人（H23 年度）	64 人
市民意識調査における「ワーク・ライフ・バランス」という語の認知度	38.3%（H22 年度）	－	50%（次回調査時）

コラム①「M字型」曲線の解消を！

日本の女性の年齢別労働力率パターンは、20 歳代後半から一時低下したあと再び上昇する「M字型」を示します。出産・育児期に家庭に入り、子どもに手がかからなくなったら職場復帰するというものです。このようなパターンをとるのは世界の中で日本と韓国の特徴です。多くの国の女性は男性並みの「台形型」パターンです。すなわち生産年齢を通じて働き続けているということです*i*。

国際社会で生き残るためには、男性だけでなく女性も働き続けることが必要です。「日本経済が立ち直り成長を遂げていくために、女性の就業率アップがカギである。」と述べられています*ii*。その為には、男女とも早くワークライフバランス（仕事と生活の調和）のとれた生活に切り替える必要があります。

国内の都道府県別の女性年齢別労働力率パターンを見ると、「M字型」の底が浅い富山県や山形県では、就業率と出生率が共に高くなっています。奈良県、神奈川県では「M字型」の底が深く、就業率と出生率が共に低くなっています。これらの差は保育サービスが充実しているかどうかです*iii*

「M字型曲線」の解消のためには、男女のワークライフバランスが重要ですが、社会的サポート（保育所など）も重要です。伊丹市は 4 月時点の待機児童が 0 ですが、年度途中に入れるような対応が必要です。

i　川島典子/西尾亜希子編著「アジアのなかのジェンダー」ミネルヴァ書房　2012

ii　大阪弁護士会「貧困の実態とこれからの日本社会」明石屋書店　2011

iii　坂爪聡子「少子化対策として効果的なのは保育サービスの充実か労働時間の短縮か？」「季刊社会保障研究」2008

基本目標Ⅱ　男女が対等に働ける環境づくり　　【主要事業一覧】

【基本課題４】雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保への取り組み

番号及び具体的施策	担当課	市行政評価における事務事業コード及び事務事業名	平成23年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
①労働基本法、男女雇用機会均等法などの周知と定着				
②雇用の場での男女平等を推進するための啓発				
4-1-1 労働基準法や「男女雇用機会均等法」などについて関係機関と連携しながら、事業主・労働者双方へ周知、啓発を行い、雇用の場の男女共同参画を推進する	商工労働課		「広報伊丹」平成23年8月号に中小企業退職金共済制度、11月号で最低賃金の改定、24年4月の改正育児・介護休業法の施行にあわせて記事掲載を行った。	今後も関係機関との連携を図り、時機を得た啓発・広報に努める。
4-1-2 労働相談を活用して、女性雇用のための相談を行うとともに、窓口に周知に努める	商工労働課	(324202) 労働相談事業	週2回の相談日において、女性も含めたあらゆる方々からの相談に対応している。あわせて労働相談の案内チラシにはセクハラ等にも対応する旨の説明を記載し、市民部所管の女性のための相談事業もあわせ、掲載した。 ・平成23年度相談件数65件（55人。うち男性34人、女性21人）	相談者にとってわかりやすい案内に努めるとともに、チラシの設置場所など宣伝方法についても検討を続ける。
③企業のポジティブ・アクションの取り組みの推進				
4-3-3 ポジティブ・アクションの趣旨などについて関係機関と連携しながら、事業主・労働者双方へ周知、啓発を行い、雇用の場の男女共同参画を推進する	同和・人権推進課		伊丹商工会議所会報「会議所ジャーナル」において、平成24年1月～6月号の6回に渡り、シリーズ「男女が輝く職場づくりに向けて」を連載し、事業主への啓発を行った。 ・内容はワーク・ライフ・バランスを中心に、男女共同参画情報紙「com-com」から抜粋や男女共同参画表彰事業者の紹介など。	引き続き、様々な機会や手段を通じて啓発に努める。
	商工労働課		兵庫労働局が随時発行する啓発チラシ・パンフレットについて、庁内および産業・情報センターに配置した。	昨年度は川柳等の募集チラシを配布物に挟み込んだりもしており、市内中小企業向けの案内を行うために、男女共同参画担当との連携が必要である。
④雇用の場でのセクシュアル・ハラスメント防止対策				
4-4-4 セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮などについて関係機関と連携しながら、事業主・労働者双方へ周知、啓発を行い、雇用の場の男女共同参画を推進する	商工労働課		兵庫労働局が随時発行する啓発チラシ・パンフレットについて、庁内および産業・情報センター、スワンホールに配置した。	今後も適時、チラシ等の配布や広報伊丹への掲載に努めていく。
4-4-5 出前講座の活用などにより、事業所と連携したセクシュアル・ハラスメント防止、及び発生してしまった場合の対応について情報提供や啓発を行う	同和・人権推進課		女性のためのカウンセリングの枠を活用してセクシュアル・ハラスメント相談窓口を開設し、広報伊丹や相談カードで周知したが、 ・平成23年度相談件数は0であった	伊同教企業部会等への働きかけや23年度に購入した啓発DVDを活用し、周知・啓発を進める。

【基本課題５】男女の働く意欲を支え、多様かつ柔軟な働き方が選択できる条件の整備

番号及び具体的施策	担当課	市行政評価における事務事業コード及び事務事業名	平成23年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
①昇進・昇格や職域の拡大など働く女性へのチャレンジ支援				
②就労・再就職支援、起業支援など働きたい女性へのチャレンジ支援				
5-1-1 働く女性のステップアップのための資格や技術の習得につながる学習機会を提供するとともに、起業講座や起業相談など起業支援事業への女性の参加を促進する	同和・人権推進課	(921311) 女性のためのチャレンジ支援事業 (921307) 女性・児童センター管理運営	①キャリアカウンセラーによる女性のためのチャレンジ相談を、毎月第4月曜（1日4コマ。一人50分）実施。 ・年間相談件数36件（予約52件）。相談内容は、就職19件、起業8件（のべ）など。 ②女性のための再チャレンジ支援講座「女性のための企画力アップ講座」を実施。ジェンダーの視点をふまえた実現可能な講座の企画作りにグループで取り組んだ。 ・参加者4回でのべ32人。	①継続実施。追跡調査など相談者のフォローアップに努める。 ②講座実現には至らなかったが、参加者のステップアップにつながった。参加者のニーズに即した講座企画に努める。
	商工労働課	(321102) 商工会議所補助事業	伊丹起業家交流会ソレイユとして女性創業塾参加者を中心に10月・1月に勉強会を開催	引き続き定期的に勉強会を開催し、女性の起業支援事業への参加促進を図る
	商工労働課	(324101) 求職者就労支援講座（セミナー・IT講座）	平成24年2月にパソコン講座を阪急伊丹駅のハーテック伊丹で開催し、3月には就業支援講座を開催した。前者はワードとエクセルを初級中級に分けて実施し、後者は講師から就職活動のノウハウを学ぶという内容でIT講座の参加者は女性が多かった。	今後も関係課とも連携しつつ、取り組みたい。
5-1-2 女性の再チャレンジを支援する「いたみ女性チャレンジひろば」の充実を図る	同和・人権推進課	(921307) 女性・児童センター管理運営 (921311) 女性のためのチャレンジ支援事業	「チャレンジひろば」としてハローワークの求人情報の閲覧を実施。資格取得や働くことや自己実現に関する情報相談の実施。チャレンジ支援事業の実施など。 ・チャレンジ相談36件 ・職員による情報提供258件 ・セミナー・講座延べ受講者数228人 ・ぐるっと一日だんじょきょうどうさんかく400人 ・パソコンヘルプデスク95人	引き続き、女性・児童センターと連携しながら、新たに地域活動へのチャレンジ支援講座に取り組む。
5-1-3 さまざまな分野で活躍する女性たちのネットワークづくりや、学習会の開催などの活動を支援する	同和・人権推進課	(921307) 女性・児童センター管理運営	センターでの講師には人材登録をお願いし、ネットワークの構築を図った。また、地域の人材をゲストとして招き、講師活動への支援を行った。	さらに幅広く人材ネットワークを構築していく必要がある。
③多様な働き方に対応した条件の整備				
5-3-4 パートタイム労働法や派遣労働、テレワークなど多様な働き方に関する法制度等について周知、啓発を行う	同和・人権推進課	(921307) 女性・児童センター管理運営	労働の場での法律制度を学ぶ講座「働く」において多様な働き方につて学習の機会を提供した。また、「派遣労働法」や「働く110番」等の資料を充実させ情報提供を行った。	多様な働き方を選択するときの法制度について継続して学習の機会、情報提供を行っていく。
	商工労働課		パートタイム労働法については22年度に広報へ掲載したが、23年度は実施していない。	今後も適時、チラシ等の配布や広報伊丹への掲載に努めていく。
5-3-5 ＮＰＯやワーカーズ・コレクティブなどコミュニティ・ビジネスへの取り組みについて情報提供など支援を行う	まちづくり推進課	(911204) 市民まちづくりプラザ事業	NPO法人設立の相談件数が11件あり、またNPO法人に対する具体的支援を15件実施した。 「NPO法講座」や「ブログ講座」、「動画講座」そして「イベント講座」といった団体活動に役立つ講座を年間通じて幅広く実施し、市民活動の支援・情報提供に役立った。 また、女性に焦点をあてた「社会起業講座」を5回シリーズで開講し、講座を受講した女性が1名実際に起業した。	引き続き、団体活動に役立つ講座を開講していく。

④農業や商工業など自営業における女性の評価と、生活の場における男女共同参加

5-4-6 農業分野における家族経営協定の啓発と普及の促進を図る	農業政策課		農会長会で説明を行い、家族経営協定の啓発を引き続き行った。	新たな締結には至らなかったため、引き続き啓発を行う。
5-4-7 自営業における家族事業者や、農業団体、商工関係、経営者団体などに、研修会などの啓発を行い、男女共同参画の推進を図る	商工労働課	(321102) 商工会議所補助事業	商工会議所を通じ、産業情報センターにおいても啓発のためのチラシやパンフレットを配置している。	関係課と連携しつつ、取り組める部分については関係団体に理解と協力を求めていきたい。
	農業政策課		平成24年3月に開催された農会長会の中で、男女共同参画に関するパンフレット「com-com」を配付し、啓発を行った。 ・スウェーデンの男女共同参画事情を参考にすることにより、さまざまな視点から啓発を図ることができた。	研修会のさらなる効果的な手法の導入の検討
5-4-8 実態調査などを通して、男女の労働の実態把握に努める	商工労働課		平成21年度に「伊丹市工業実態・意向調査」を実施し、その結果をふまえ平成22年度には「労働問題審議会」を開催したが、平成23年度は調査等は実施していない。	商工会議所等と連携し、可能な調査、実態把握の方法について検討していきたい。
5-4-9 女性の経営への参画や起業活動の推進を図るため、研修会等を実施し活動を支援する	同和・人権推進課	(921307) 女性・児童センター管理運営	情報相談における情報提供およびチャレンジ相談へとつないだ。	事業展開へとつないでいく予定である。
	商工労働課	(321103) 地域特性に応じた商業展開の推進	①女性創業塾 ・平成23年7月16日（土）・17日（日）。講師は販促コンサルタントの佐々妙美さん ・参加者38人 ②託児付き女性起業支援セミナー「ダマ奈津子『夢実現！の新ルール』～一歩踏み出す勇気を、あなたに！」 ・平成23年12月7日（水）。講師はダマグループカサブランカ合同会社会長の打間奈津子さん ・自身の体験談を交え、具体的にどう人脈を築いていくか、どう行動すればよいか、ビジネスのアイデア発想法などについて講演を行った ・参加人数38人	引き続き企業支援事業への女性参加の促進を図る。

⑤困難を抱える若者への支援

5-5-10 社会生活を営む上で、困難を抱えた子ども・若者に対し、関係機関と連携し、切れ目のない支援を行う	こども若者企画課	(211503) 若者自立支援相談	ニートや引きこもりなど、内容によってはひとつの窓口だけでの対応が困難で横断的に対応する必要があるため、『「子ども・若者」のための相談・支援ハンドブック』を作成し、相談窓口を持つ所属へ配布し、市民からの相談等に活用してもらうよう周知を図った。	HPなどの媒体を通じて市民にわかりやすい相談窓口の周知に努める。

【基本課題６】男女の仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

番号及び具体的施策	担当課	市行政評価における事務事業コード及び事務事業名	平成23年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
①保育サービス・児童くらぶなどの充実				
6-1-1 多様な保育サービスの充実を図るため、保育所・認定こども園の整備を推進するとともに、待機児童を解消し、保育サービスの充実に努める	保育課	(211201)認定こども園の運営／(211203)病後児保育委託事業／(211209)公立保育所延長保育事業／(211210)私立保育所一時保育事業費補助事業／(211211)私立保育所延長保育事業費補助事業／(211212)私立保育所休日保育事業費補助事業／(211216)認定こども園の整備	①私立風の子保育園が平成23年度中に増築し、平成24年4月より定員が40名から60名に20名増となる ②「（仮称）認定こども園保育内容等検討委員会」を立ち上げ、保育所所長・副所長と幼稚園園長と教諭で認定こども園での保育内容等の検討や情報交換を行った ③夏期の電力需給対策による特別保育事業では2園が対応した（8回実施）	さらに高まるニーズに応えるために、認定こども園の設置や民間保育所の誘致により延長保育・一時保育などを充実させる。
6-1-2 事業者などに対して企業内保育所の設置への働きかけを行う	保育課	(211202)民間活力等による保育所の整備	企業内保育所設置に向けての相談を受け、県の助成制度等の情報提供を行ったが、開設までは至っていない。	民間の認可保育所の誘致及び認定こども園の設置に向けた取り組みによる保育所の定員増員を優先的に行う。
6-1-3 開設場所、施設・設備、指導員の資質、保育内容などの改善に努め、児童くらぶの充実を図る	家庭教育課	(211401)児童くらぶ事業	①延長保育の実施（平成22年度から） 17くらぶ中、13くらぶにおいて、17時～18時の1時間、延長保育を実施した。 ②指導員研修の充実 17くらぶにおいて、保育指導の研修及び全体研修（普通救命講習会、ネイチャーゲーム、読み聞かせ、心のケア、人権など）を実施。また、支援を要する児童の個別のケースに対応するための巡回指導を実施した。	①延長保育の検証の実施
6-1-4 育児ファミリーサポートセンター事業についてさらに広報し、活用を推進する。高齢者を含む男性会員の獲得に努める	子育て支援課	(212214)育児ファミリーサポートセンター事業	ファミリーサポートセンターが主催する公開講座や交流会などの事業の参加者に対して会員登録を求めた。 ・ファミリーサポート会員向けの情報誌「育児ファミリーサポート便り」に会員の生の声を掲載し配布することによりPRを行った ・会員数2,199人となり前年度より47人増加した	年々登録者数は増加しているが、対象者数に占める割合が低いこともあり、更なる周知を図る必要がある。男性会員の確保については日曜・祝日のイベントの機会を利用し引き続き啓発を行う。

②「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関する啓発

6-2-5 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や「育児・介護休業法」について労使双方に周知、啓発を行う	同和・人権推進課		伊丹商工会議所会報「会議所ジャーナル」において、平成24年1月～6月号の6回に渡り、シリーズ「男女が輝く職場づくりに向けて」を連載し、事業主への啓発を行った。内容はワーク・ライフ・バランスを中心に、男女共同参画情報紙「com-com」から抜粋や男女共同参画表彰事業者の紹介など。	引き続き、様々な機会や手段を通じて啓発に努める。
	商工労働課		①同和・人権推進課と連携して、上記「会議所ジャーナル」掲載に協力 ②ハローワークが実施した企業担当者向けの育児・介護休業セミナーについて、庁内にチラシを配置した。	②今後も適時、チラシ等の配布や広報伊丹への掲載に努めていく。

③男性にとっての男女共同参画の推進

6-3-6 男性にとっての男女共同参画の意義や、生活自立のための知識・技術などについて、情報提供や啓発を行う	同和・人権推進課	(921307) 女性・児童センター管理運営	男性に生活力を促進するための事業の実施。 ・ぐるっと一日だんじょきょうどうさんかく（400人参加） ・市長といっしょにクッキング（男性18名参加）	継続して実施する。
6-3-7 男性の仕事と育児・介護等家庭生活との両立に関して啓発を行う。働き方の見直しや固定的な男女の役割分担の見直しを進める	同和・人権推進課	(921308) 男女共同参画推進市民フォーラム事業	男女共同参画推進市民フォーラムにおいて、講演会「男女共同参画の実現を目指して～スウェーデンの実践例から学ぶ」及び市民オンブード報告において、男性の働き方の見直しや固定的な男女の役割分担の見直しをテーマとした。 ・参加者数82人。	参加者層の固定化が課題である ・男女用同参画推進委員会等を活用して啓発に努める。
	こども若者企画課		伊丹市次世代育成支援行動計画「愛あいプラン」後期計画に働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進を重点事業と位置づけている。	近年の社会情勢により取り組みも難しいところではあるが、今後も既に事業を実施している所属以外にも事業が取り組んでもらえるよう依頼していく。
6-3-8 男性に対する心の健康を視野に入れた情報の提供や、自殺予防等のための相談を行う	健康政策課		いたみ健康・医療相談ダイヤル24（委託事業）＝男女比およそ2:8 ・ストレス・こころの相談で対応。 ・ストレス・メンタルヘルスに関する相談数＝1,240件	継続して行う。

④起業における取り組みへの評価

6-4-9 次世代育成支援対策推進法について事業者に周知し、同法に基づく事業主行動計画の策定及び公表を働きかける	こども若者企画課		伊丹市次世代育成支援推進行動計画「愛あいプラン」後期計画の周知に併せ、事業者への周知を行い、HPを利用した周知も行った。	今後も、引き続きHPなどを利用した周知を行っていく。
	商工労働課		平成23年度は実施にいたらなかった。	今年度7月より対象事業所が拡大されることにより、広報に掲載予定。

6-4-10 女性の登用や「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」など、男女共同参画に積極的に取り組む事業所を取り上げ、市民に広報する	商工労働課 同和・人権推進課	(212601) 男女共同参画推進事業所表彰	第2回男女共同参画推進事業所表彰を実施し、近畿中央ヤクルト販売㈱と住友電気工業㈱伊丹製作所の2社を表彰。結果を広報伊丹、伊丹市ウェブサイトや啓発パネル展等で広報し、啓発に努めた。	表彰事業所の一層の広報を通じて、事業所のイメージアップを図り、あわせてワーク・ライフ・バランス推進への事業所及び市民への啓発に努める。
6-4-11 入札資格審査申請と同時に各事業所における男女共同参画の推進状況についてのアンケートを実施するとともに、入札時の評価方法について調査研究をする	同和・人権推進課 契約・検査課		今回の入札参加資格審査申請について平成24年度のみの追加申請であったため、アンケート調査は実施に至らなかった。	24年度は25、26年度の本登録の時期になるため、アンケート調査の実施を予定。

基本目標Ⅲ　男女共同参画の理念に立った健康・福祉サービスの充実

男女が互いの身体的特徴を十分に理解しあい、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提であるといえます。子育てについては社会全体の取り組みとしての支援や環境整備が必要です。高齢化の進行に伴い、要介護高齢者の数は今後も増加が予想されます。特に家族による介護の負担は、女性に大きくかかっているのが現状です。

【生涯を通じた男女の心と体の健康づくり】

男女の生涯にわたる健康を支援するため『伊丹市健康づくり計画』を推進し、年代や性差に対応して健康の保持増進ができるよう政策が進められています。

ＨＩＶ／エイズや性感染症が、若年層を中心に増加傾向にあり、飲酒や喫煙、また薬物乱用による被害も深刻です。これらの健康被害に関する正確な情報提供と予防教育の推進を関係機関と連携し行われています。

医療・福祉従事者が人権と男女共同参画について十分理解し市民に接することができるよう研修が行なわれるべきですが、まだまだ充分では無いようです。

●年代や性差に応じた生涯にわたる健康の保持増進

（伊丹病院）『思春期の心と体について、自分自身を大切にし、相手の心身の健康にも思いやりを持つことを基本に、教育・啓発や相談を行う』ことの一環として出前講座を行っています。

・高校生に対して…性に対する正しい知識とその結果について“命”を含め自分と相手を大切にする行動について考えてもらう場として実施しています。（平成 23(2011)年度４件。内容『思春期を迎えるための心と体の準備』）

・小学校の保護者に対して…思春期における心と体の変化と接し方、子宮頸がんワクチンの啓発を行っています。（平成 23 年度子宮頸がんワクチン啓発４校実施）

・更年期の女性に対しても、出前講座で対応していますが、平成 23(2011)年度の実績は０件でした。平成 24(2012)年には 1 件行われましたが、件数が少ないため今後より効果的な情報提供方法が検討課題です

●性差に応じた適切な医療の推進に努める

伊丹病院の女性総合外来は今年３月末で、閉鎖したため各外来の女性医師や看護師が対応しています。利用患者も性差医療に対する認識が少ないとのことですが『性差医療』を『女性』『男性』両性において実践し、発展させていくことにより、きめ細やかな医療と健康支援を提供することが、地域の中核病院としての使命ではないでしょうか。女性医師が増える事と性差医療の推進とは別問題です。研修を実施するなど職員の意識向上に努めていただきたい。

●妊娠や出産などに関する女性の主体的な意思決定に関する啓発

（伊丹病院）出前講座などの機会に、特に高校生や出産を控えた母親に対してリプロダクティブ・ヘルス／ライツを踏まえた講義を行っています。

●不妊に関して

（伊丹病院）ホルモン治療やHSGなどの一般的不妊症への外来対応を行い、IVF-ET（体外受精一胚移植）等の高度医療へのつなぎをしています。

（健康政策課）不妊に関する専門相談機関や県が実施する治療費助成事業について広く情報提供しています。

●医療・福祉従事者への男女共同参画についての研修

ＤＶに関する研修は今まで行なわれていないとの事ですが、過去に幼児虐待のケースが確認された事から、早期発見を要する為早急に取り組んでもらいたいと思います。

【高齢者・障がい者（児）、ひとり親の家庭などが孤立せず、安心して暮らせる環境の整備】

●高齢者・障がい者（児）が安心して暮らせるそれぞれへの介護環境の整備

『伊丹市障害福祉計画（第３期）』策定にあたって、アンケートによる実態調査を通して女性介護者の実態把握に努められた事は評価できます。また、男性介護者の会について『介護保険サービス利用のてびき』に掲載し、孤立しがちな男性介護者に向けてＰＲしています。

障害者デイサービスセンターでは、同性介護を基本とするとされていますが、職員の配置状況から体制的には十分ではない状況です。

民生委員児童委員は支援者として、地域の見守りなど日頃活動されていますが、個人情報保護の観点から、通報後の情報が入ってこないとのことです。関係各課との連携と情報共有システムの構築が急がれます。

●高齢者・障がい者（児）の自立や社会参画への支援

高年福祉課では、年に１回広報伊丹に『介護予防特集』を掲載し、市民に情報提供を行なっています。

障害福祉課では障がい者就労チャレンジ事業や地域生活支援センターにおける相談等就労支援に努め、平成23年度は障がい福祉サービス利用者等のうち、50人が一般就労しました。平成23年度は、伊丹スリーＲセンターにおいて再生可能資源の手選別業務を受託する「株式会社きると」が平成24年4月からの稼動のため知的障害者13名を一度に雇用したため、増加率は大きくなりましたが、さらなる増加をめざしています。

●ひとり親の家庭に対する支援

母子・父子家庭への相互交流、情報交換等を実施している婦人共励会ですが、会員の高齢化（70歳代が４割）にともない若年母子の参加促進や父子家庭への対応が今後の課題です。

【安心して子どもを産み育てられる環境の整備】

●子育て相談体制、情報提供の充実

「いたみ健康・医療相談ダイヤル２４」では、乳幼児期から思春期までの全ての年齢層の相談に24時間体制で対応されています。

地域の保育所では、育児相談や園庭開放を実施し在宅児や保護者への子育て支援が行な

われています。

総合教育センターでは、市内学校園に在籍している幼児、児童、生徒に関する教育相談を受けていますが、相談希望者が多くケース内容も複雑で、新しい相談を次々と受けるには、相談員が足りずに十分に対応出来ていない状態です。

・平成 23(2011)年度の相談件数のべ 3,666 人（内容：心理相談、電話相談、特別支援教育相談（発達相談）、医療相談、コンサルテーション、巡回相談、ことばの支援教室ののべ相談人数の合計数）。相談員を増やす等、早急に改善していただきたいと考えます。

●多様な子育て支援サービスの充実

子育て支援センターでは男性の子育て参画の為、父親対象の講座を実施しています。むっくむっくルームなど子育てひろば事業への参加はのべ 1.174 人と前年度より 150 人増加と年々増加傾向にあります。

●食環境・住環境など、子育てをめぐる生活環境への取り組み

いたみ食育プランに基づき、中高生を対象にしていた『食生活バランスアップ教室をさらに進めて３小学校で実施されました。

●子ども達の居場所づくりへの取り組み

女性・児童センターでは、こどもまつりなどのイベントで地域との連携を図り、居場所づくりに取り組んでいます。こども若者企画課では年８回、遊ぼう広場事業が行なわれ参加保護者は、父母や祖父母などさまざまで異世代交流の場にもなっています。

●子育ての不安を解消する小児医療の充実

地域医療推進課では、阪神北広域救急医療財団が作成した子どもの急病の対応に関する冊子を４ヶ月検診時に配布しました。伊丹病院では小児科外来に子育て相談の場を設けています。産後うつや虐待の早期発見については、関係各課と連携し取り組まれています。

＜成果目標と現状＞

項目	計画当初	現状	成果目標
子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率	子宮頸がん 23.4% 乳がん 25.1%	子宮頸がん 28.9% 乳がん 18.7%	各検診とも 50%
妊娠 28 週以降での妊娠届け者数	6 件	14 件 (H23 年度)	5 件
母子・父子家庭相談件数	658 件	674 件 (H23 年度)	700 件
保育所の園庭開放参加者数及び育児相談者数	5,300 人	4,545 人 (H23 年度)	5,300 人
地域子育て支援拠点事業等男性参加者数	1,024 人 (H22 年度)	1,174 人 (H23 年度)	1,548 人 (H28 年度)
食生活バランスアップ教室事業参加者数	708 人	166 人 (H23 年度)	1,500 人
小学校低学年対象に「給食に関する指導」及び「食に関する指導」を実施したクラス数（小学1,2年生対象）	244 クラス (H22 年度)	120 クラス (H23 年度)	240 クラス
阪神北広域こども急病センター受診者数	27,535 人	31,805 人 (H23 年度)	25,000 人

基本目標Ⅲ　男女共同参画の理念に立った健康・福祉サービスの充実

【基本課題７】生涯を通じた男女の心と体の健康づくり

番号及び具体的施策	担当課	市行政評価における事務事業コード及び事務事業名	平成23年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
①年代や性差に応じた生涯にわたる健康の保持増進				
7-1-1 思春期の心と体について、自分自身を大切にし、相手の心身の健康にも思いやりを持つことを基本に、教育・啓発や相談を行う	健康政策課		市内3箇所の小学校に対し、講演会「たばこが健康に及ぼす影響について」を実施。724人参加。	昨年度同様に実施予定
	保健体育課		思春期の児童生徒については、心身両面からの適切なケアが必要との観点から保健室の機能の一つである相談活動を充実させた。また、保健体育科の授業等を通して、第二次性徴について正しい認識をもたせた。 相談活動を充実させることで、問題の早期発見・対応が可能となり、子どもの心身の安定や、自尊感情が高まり、相手を思いやるなどの効果を得た。	保健室への来室理由の背景にある心に関する問題を把握する中で、保健学習や保健指導の視点から心身の健康問題の多様化への対応を図る必要がある。
	少年愛護センター	(211501) 青少年問題相談事業	青少年への共感的な理解を基盤として、電話相談144件、来所相談7件、合同教育相談6件、進路相談（相談3件、情報151件）を実施した。 ・なやみの電話相談では、匿名で受けるため、相談者からはさまざまな悩みを聞くことができ、内容によっては市や県の専門機関につないでいる。 ・進路相談では、市内8中学から校長推薦を受けた各2名の相談員が毎月1回連絡会議を開き、相談内容について協議する、また、相談員の資質向上に向けて年間3回の研修会を行った。 伊丹っ子ルールブックを少年補導委員に配布、紹介し、各地域での活用を依頼した。	規範意識の低下により、相手を思いやる心が育ちづらい。
	伊丹病院		学校からの要請やまちづくり出前講座により教育・啓発を実施。 ①高校生については性に対する正しい知識について”命”を含め自分と相手を大切にする行動について考えててもらう場として実施。 ・平成23年度4件。内容「思春期を迎えるための心と体の準備」（うち出前講座4件、定時制高校からの依頼1件） ②小学校の保護者については、思春期における心と体の変化と接し方、子宮頸がんワクチンの啓発を行った。	出前講座等は、事前に申込者と調整し、希望に沿う内容で講義を行っている。学校など毎年実施しているところは、内容について工夫が必要。
7-1-2 更年期・高齢期における健康情報や学習機会の提供を行うとともに、検診や保健事業の実施にあたっては、パートタイマー、自営業者や乳幼児・介護者を抱える女性の受診、参加機会の充実に努める	健康政策課	(121105) 骨密度測定事業	①骨密度測定会を全6回実施し、あわせて健康相談を実施。その他、マタニティクラス、30代の健診（受診者897人、男女比2:8）、地区健康展、健康フェア参加者（希望者）に対し、骨密度測定を実施 ②乳がん検診、子宮がん検診を実施し、がん検診推進事業として、節目年齢の対象者には、無料で健診を受診できる、クーポン券を送付 ③50歳以上の男性市民を対象に、前立腺がん検診を実施	昨年度同様に実施し、各健診の周知に努める。
	伊丹病院		①女性のライフサイクルの中で起こりうる更年期をいかに楽しく過ごしていくかなど、助産師がアドバイスする出前講座を用意しているが、平成23年度実績0件であった ②外来で不定愁訴を訴える方には、自己チェック表を渡し、医師の診断につなげるなどしている	①件数が少ないため、今後、より効果的な情報提供方法などを検討する。
7-1-3 性差に応じた適切な医療の推進に努める	伊丹病院		①各外来の女性医師が対応 ②希望により看護相談でトリアージを実施している	勉強会等職員の意識の向上に努める

7-1-4 保育付きスポーツ教室の実施など、男女共同参画の視点に配慮した健康・スポーツ活動を推進する	伊丹スポーツセンター スポーツ振興課		平成22年度の8教室から、平成23年度は平日の午前中に実施された全教室（24教室）で託児が利用できるよう範囲を広げた。また、これまでは教室受講者のみの利用だったものを、施設利用者（トレーニングルーム、テニス、プール等）にも利用できるよう改善した。	利用曜日の拡充により、利用者が分散し、利用者が一人もいない曜日が現れる結果となってしまった。次年度からは、利用のない曜日の託児は中止するとともに、サービスの低下につながらないよう、託児対象年齢を「4月2日時点で2歳」から「2歳のお誕生日を迎えたら」に変更し、拡充を図るよう検討する。

②妊娠や出産などに関する女性の主体的な意思決定に関する啓発

7-2-5 妊娠・出産など、女性の生涯にわたる健康を支援するための情報提供や啓発はリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖の健康・権利）の視点に立って行う	健康政策課		電話や面接による個別の相談として、妊娠も含めて女性自身の身体を大切にした自己決定権の視点を持って、対応している。	昨年度同様、現在も引き続き行っている。
	伊丹病院		出前講座などの機会に、特に高校生や出産を控えたお母さんに対してリプロダクティブ・ヘルス／ライツを踏まえた講義を行っている。	今後も継続して実施する。
7-2-6 妊娠・出産期の女性や胎児、乳幼児の健康について理解を深めるため、家族を巻き込んだ保健事業を行う	健康政策課		マタニティクラスの実施。 ・参加者を妊婦だけに限らず、パートナーや祖父母にまで広げて募集した。参加者のべ445人（妊婦80.9％、パートナー16.4％、祖父母2.7％） ・内容についても妊婦疑似体験や沐浴実習など体験できる内容を組み込んだ。	昨年度同様、現在も引き続き行っている。
	伊丹病院		①産科においてパパママクラスやパパクラスを開催。 ・パパママクラス＝345人参加（うち男性118人）、パパクラス＝男性61人参加。 ②妊娠期クラスへの参加や健診時のエコーを同席して見れる様声かけを行う。希望者には立会い分娩や出産後ベビーと共に過ごす時間を拡大し、母性父性への介入を行う。 ③DVについては伊丹市DV相談等の窓口紹介や外来での相談で対応する。	①②父親の参加によって一緒になって出産への心構えを養うことができる。また、立会い分娩に参加することで生命の感動を共に味わってもらい育児参加につながるよう支援。課題は、情報提供を積極的にこのような取り組みを広く認知してもらうこと。 ③DV研修の必要。
7-2-7 医療機関と協力しながら、不妊に関する専門相談機関や県が実施する治療費助成事業について広く情報提供する	健康政策課		専門相談や治療費助成のちらしの設置をした。	昨年度同様、現在も引き続き行っている。
	伊丹病院		ホルモン治療やHSGなどの一般的不妊症への外来対応を行い、IVF-ET（体外受精－胚移植）等の高度医療へのつなぎをしている。	今後も継続して行う。

③母体保護の向上、母子保健の充実

7-3-8 妊娠・出産期の母体保護の向上、母子保健の充実を図る。併せて、産後うつに対する早期発見支援を図るための体制づくりを行う	健康政策課		①母子健康手帳交付時にマタニティマークキーホルダーを配布 ②妊婦健康診査費助成制度として14回9万8千円上限として助成 ③乳幼児期の家庭を対象に助産師による訪問活動を実施	②妊婦健診にかかる費用助成の事業については、助成を継続できよう、国の補助が継続をすることを要望する必要がある。
	伊丹病院		①妊娠期より保健指導で関わり、社会心理面で気になる妊産婦には支援者など支援体制の確保や介入を行い医師、保健センターとの連携をとっている。 ②助産師外来を実施し、院内助産用にフリースタイルのフローリングを設置し、好評を得ている。	①様々な背景を持った妊産婦がおり、保健センター等との決め細やかな連携が求められている。 ②PR方法が課題。
	子育て支援課	(212209) 子育てコーディネート事業	出産後の母親が子育てで悩んだときに子育て支援センターにいき、指導員や同じ世代の子どもを持つ母親と話すことにより、指導員のアドバイスはもちろんのこと他の同じ立場の母親と知り合うことにより悩みを共有し、悩み解消につながっている。	子育て支援センター等に出かけて行き、悩みを解消できる母親はいいが、悩みを持っていても一歩踏み出せない母親への援助の取り組みが必要である。

④健康を脅かす問題への配慮

7-4-9 HIV感染／エイズや性感染症に対する正しい知識の普及や予防教育を推進するとともに、感染者や患者への差別や偏見をなくすための教育・啓発を行う	健康政策課		保健センター・南館内にポスターを掲示した。	ポスター掲示。チラシの配布。
	保健体育課	(222311) 学校保健指導助言事務	小学校高学年から中学生において、保健学習等において、児童生徒に正しい知識、情報を伝え、感染の予防と感染者への差別偏見をなくすように指導した。子どもたちの理解により、正確な情報を得ることの重要性と、差別や偏見をなくすことなど人権を大切にする教育を推進した。	最新情報の収集と発信に努める。
7-4-10 飲酒、喫煙、薬物乱用、過激なダイエットなどが心身に及ぼす影響について教育、啓発を行う	健康政策課		①市内3カ所の小学校に対し、講演会「たばこが健康に及ぼす影響について」を実施 ②「世界禁煙デー」「禁煙週間」「禁煙の日」周知・啓発の実施。庁内放送や公共機関にポスター、チラシの配布を実施 希望者には、禁煙相談の実施。(平成23年度5名) ③健康フェアー、いい歯の日などイベントで、スモーカーライザーの測定実施	昨年度同様に実施
	保健体育課	(222311) 学校保健指導助言事務	①市健康福祉部や県健康福祉事務所と連携し、防煙教育を実施した。また、薬物乱用防止や飲酒防止など、小学生高学年から中学生において、児童生徒へ正しい知識、情報を伝えた ②保健担当者会で実践交流等を行うことで、各校における指導の充実に加え、自分の体を大切にすることなどの啓発活動の推進につながった	担当者等の研修により、指導力を向上させるとともに、学校現場への外部講師等による専門的な助言や啓発を行う。
	少年愛護センター	(213106) 青少年健全育成関係広報啓発事業	①「センター通信」を毎月5,200部発行し自治会を通して全市的に配布した。 ②「万引き防止チラシ」14,000枚、「環境浄化・非行防止ポスター」450枚を作成し、市内各学校、量販店、自治会等に配布し、広く啓発を行った。 ③県の健康福祉事務所と連携して薬物乱用防止研修会を行い、駅前で街頭キャンペーンを行った。	・少年の喫煙が低年齢化している。 ・薬物の乱用が懸念される。

⑤医療・福祉従事者への男女共同参画についての研修

7-5-11 医療・福祉従事者が人権尊重と男女共同参画について十分理解して市民に接することができるよう、専門分野に応じた研修を実施する	こども福祉課		医療・福祉従事者に対する児童虐待防止啓発研修の実施。 ・対象:むこがわCAP「児童虐待対応の流れについて」(参加人数8人) ・対象:伊丹市保育所長「虐待通報者の秘密保持について」(参加人数10人) ・対象:伊丹市歯科医師会「ネグレクトへの対応について」(参加人数17人)	研修を実施する団体のさらなる開拓
	地域福祉課	(131103) 民生委員児童委員等活動委託事業	民生委員児童委員を対象とした、DV・虐待防止のための研修会、運動、大会への参加。 ・ひょうごオレンジネット推進事業啓発活動 (5/7,10/1,10/30) ・伊丹市要保護児童対策地域協議会代表者会議(5/26)1人参加 ・DV防止対策連絡会議(8/31)1人参加 ・阪神北ブロック会長・主任児童委員連絡会(11/28)10人参加 ・児童虐待防止講演会(2/9)224人参加 ほか。 事業実施や事業参加などにより、「伊丹市民生委員児童委員連合会」としても共通の認識を持ち、各民生委員児童委員の日々の活動に活かしている。	研修等で得た知識や成果を、地域住民により多くフィードバックしていく必要がある。 民生委員児童委員として活動する上で必要な個人情報の提供や対応事案の内容などを求める要望があり、検討を要する。
	高年福祉課	(130702) 高齢者の成年後見制度利用支援事業	地域包括支援センターを相談窓口とし、関係機関とのネットワークを図り、個別に相談を受ける中で市民への啓発を行うほか、個別のケースを事例検討する場で成年後見制度の利用についての検討や(成年後見制度に関するケースカンファレンス7件)、権利擁護センターと連携して権利擁護に関する研修(4回実施　計184人　男性:53人　女性:131人)を周知するなど、成年後見制度について周知徹底を図った。	成年後見制度はしくみが複雑であり、市民に充分に知られている制度とは言い難い。今後も周知を図っていく必要がある。

	保険課 介護		高齢者の人権擁護に関連する研修やシンポジウムへ職員派遣を行った。認知症や成年後見人制度の基礎的な知識の習得を通じて、業務実施の上でも配慮すべき人権課題の現状に理解を深めた。	引き続き、業務関連分野の研修参加を通じ、人権尊重及び男女共同参画に関する職員の意識醸成を目指す。
	伊丹病院		管理職研修、人権研修などの機会を通じて人権や男女共同参画への意識の向上を図る。また、患者等に配布する文書について、男女平等に関する表現指針に基づいた表現となるよう周知。	男女平等に関する表現だけでなく、外国人や性同一性障害など広く人権についての意識を持ってもらうよう、研修の機会を提供する必要がある。
	社会福祉協議会		・地域包括センターにおいて、ケアマネージャー等を対象に研修を実施(23年度9回)。テーマは「高齢者への相談支援」「対人援助職の燃え尽きを防ぐ」など。	虐待ケースの中のDV数の把握について。

【基本課題８】高齢者・障がい者（児）、ひとり親の家庭などが孤立せず、安心して暮らせる環境の整備

番号及び具体的施策	担当課	市行政評価における事務事業コード及び事務事業名	平成23年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
①高齢者・障がい者(児)が安心して暮らせるそれぞれへの介護環境の整備				
8-1-1 家族介護者の性別や年齢層など、実態の把握に努め、同性による介護など男女共同参画の視点を盛り込む	福祉課 高年	(130604) 高齢者実態調査事業	介護者の実態把握に努め、調査結果に基づいて各種の支援を行った。家族介護者会について、「介護保険サービス利用のてびき」に掲載するなどしてPRを継続している。	今後も介護者の実態把握に努めて、個人に応じた支援を行っていく必要がある。 男性家族介護者の会について、「介護保険サービス利用のてびき」に掲載するなどしてPRを行う。
	障害福祉課	(133202) 伊丹市障害福祉計画策定事業	①「伊丹市障害福祉計画(第3期)」策定にかかり、アンケート実施時に、主な介護者の項目として「配偶者」や「母親」を加えて、女性介護者の実態把握に努めた。 ②男性介護者の相談支援時に、男性介護者の自助グループの紹介を行なっている。	「伊丹市障害福祉計画(第3期)」(計画期間:平成24年度～26年度)の進行状況を確認する。
	保険課 介護		関係機関(高齢者実態調査の実施部署)との情報共有につとめた。「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定の過程で、介護保険保健福祉に関するアンケート調査を実施し、介護をめぐる現状の把握に役立てた。	引き続き、高齢者実態調査の実施部署(高年福祉課)と連携し情報共有することや、介護相談員事業を通じて得られる情報を活用することにより、家族介護の実態把握につとめる。
	社会福祉協議会		障害者デイサービスセンター事業(生活介護・機能訓練)の実施。 ・利用者の重度化に伴い、職員の介護等の資質向上を目指した職員研修を年間通じて定期的に実施。(年間4回)	同性介護を基本とするが、職員の確保が難しくなってきている。 研修では介護技術のみならず、職員のストレスケア対策や障害者福祉制度等について取り組んでいる。
8-1-2 高齢期の女性や障がいのある女性が社会的に不利な状況に陥りがちなことを踏まえ、その生活実態やニーズを細かく把握するよう努める	福祉課 高年	(130604) 高齢者実態調査事業	高齢者実態調査の実施により、生活実態やニーズの把握に努めた。	民生委員に提供する個人情報の取扱いについては、個人情報保護審査会で協議し、実施した。。
	福祉課 障害	(133102) 障害者相談支援委託事業	障がいのある人の総合相談・専門相談を市内4箇所で行い、障害者自立支援協議会の個別支援会では、事例検討等を実施し、相談員の資質の向上に努めた。	相談者の性別と年齢を把握する。
	社会福祉協議会		要援護高齢者及びひとり暮らしの高齢者の実態を把握するため、民生委員の協力を得て高齢者実態調査を実施(調査数4,633人)。高齢期の女性や障害のある女性が社会的に不利な状況に陥りがちなことを踏まえ、その生活実態やニーズを細かく把握するよう努めた。	より多くの要援護高齢者を把握していくため、調査方法と調査データの改善を図る。

②介護者が安心して暮らせる環境の整備

8-2-3 介護に関する総合的な相談体制を充実させ、窓口の周知に努める	高年福祉課	(130401) 地域包括支援センター事業	地域包括支援センターおよび市内9箇所の介護支援センターにおいて、在宅の要援護高齢者の家族等を含め、高齢者、子ども、障がい者に対して、気軽に相談できる窓口を設置し、サービスの利用促進を図る。また地域包括支援センターの周知を図るとともに、ブランチである介護支援センターとの連携を強化し、地域に根ざした相談窓口として定着を図った。 ・「広報伊丹」23年10月15日号「介護保険特集号」においても窓口を周知。	地域に根ざした相談窓口として周知を図ったことにより、総合相談等の事業が充実した。今後も高齢者の総合相談窓口として市広報に掲載するなどにより周知に努めていく。
	介護保険課		地域包括支援センターに加え、すまいに身近な介護支援センターが、介護に関する総合相談の窓口として機能している。市役所高年福祉課、介護保険課でも職員全員で丁寧で分かり易い介護相談業務につとめた。また、上記相談窓口の案内を各てびきに掲載し、65歳以上高齢者全員に配布した。	引き続き、介護保険各種てびきや広報特集号などの作成に際しては、窓口施設の情報を掲載し、相談窓口の周知につとめる。また、てびき小冊子は65歳以上高齢者全員に配布する。
	社会福祉協議会		地域包括支援センター及び市内9か所の介護支援センターにおける総合相談窓口の設置。窓口の周知及び利用しやすい窓口の工夫を重ねる。年間相談件数7,858件。	①より質の高い相談対応を行うために、各関係機関との事例検討等を実施する。 ②相談窓口の周知方法。
8-2-4 家族介護者に対する介護教室やリフレッシュ事業、健康教室、相談事業、レスパイト事業、介護者会の活動支援などを通して、家族介護者の負担の軽減と健康管理の支援に努める	高年福祉課	(131301) 家族介護教室事業	家族や近隣の援助者に対し、介護予防の知識や技術習得のための教室を各介護支援センターで開催した。実施主体である介護支援センターの相談機能を活用して、事業参加者を募った。 ・23年度は19回361人の方々が参加。	介護支援センターの相談機能を生かし、事業の周知を図る。
	障害福祉課	(133102) 障害者相談支援委託事業 (133220) 障害福祉サービス(居宅系)事業	障がいのある人やその家族の相談に対応するとともに介護負担の軽減に努めた。	毎年増加する特別支援学校の卒業生の日中の居場所の確保が問題になっている。
	社会福祉協議会		当事者会(家族会)の活動支援 ・伊丹市介護家族ささえの会・伊丹市認知症介護者家族の会(えくぼの会)・伊丹市失語症の友の会(お花し会)・男性介護者きたいの会(平成21年発足)の活動支援 ・男女の別を問わず、各種事業を実施し、介護は女性がするという旧来型の固定観念を緩和する一助となった。	平成22年度と同様に事業を実施。また、平成23年度より若年認知症のつどいを開催。
8-2-5 家族介護に関する事業の実施にあたっては、男性の参加が得られるよう内容や時間帯などを工夫するとともに、男女共同参画の視点を盛り込むよう努める	高年福祉課	(132218) 家族介護者支援交流事業	家族会に事業委託を行い、家族介護者相互の交流会等を3回開催した。身体的、精神的負担の軽減を図るため、本事業を必要とする多くの介護者が参加できるよう支援を行った。(各家族会会員数:介護者家族ささえの会13人うち女性13人、認知症介護者家族の会21人うち女性20人、失語症の友の会32人うち女性21人、男性介護者きたいの会13人)	より多くの参加を促すため、介護者団体と連携した効果的な事業のPRが必要である。
	介護保険課		介護保険課で実施をした、介護の日イベント(ノルディックウォーキング体験会)や、介護保険事業計画策定に関する市民説明会は、開催日を土日祝日に設定し、参加の利便性に配慮した。	市民の参加する事業開催に際しては、実施日や時間の設定に関して、男女協同参画の視点に配慮する。

③高齢者・障がい者(児)の自立や社会参画への支援

8-3-6 介護予防に関わる活動を進め、高齢者の自立を促進する	高年福祉課	(131103) 通所型介護予防事業	市、地域包括支援センター、介護支援センターの訪問活動により周知を図り、要介護状態となるリスクの高い人を対象として筋力向上トレーニング事業(機器あり・機器なし)、機能訓練事業(遊友教室)、高齢者食生活改善事業、口腔機能向上事業(口腔ケア事業)、介護予防デイサービス事業など、各種機能訓練やレクレーション等を行い、筋力及び機能の向上、維持を図った。	事業対象者の把握に努める。
	社会福祉協議会		伊丹市包括支援センターを運営し、介護予防に関わる活動を進め、高齢者の自立を促進。	社会福祉士・主任ケアマネ・保健師等が要支援の認定を受けた者や二次予防事業の対象者へ介護予防ケアマネジメントを継続的に実施する。

8-3-7 高齢者や障がい者（児）の自立と社会参画に向け、就労を支援する	高年福祉課	(130801) シルバー人材センター運営補助事業	シルバー人材センターが、高齢者の就労による生きがいや健康づくりに取り組めるよう同センターの事業を支援した。	今後も多様な高齢者のニーズに応えられるよう、就労の充実を図る。
	障害福祉課	(131805) 障害者就職支度金助成事業／ (131806) 障害者職場実習助成事業／ (131807) 障害者就労チャレンジ事業	一般就労人数のさらなる増加をめざす。平成23年度は50人（男性36人、女性14人）が一般就労した。	景気低迷の中で企業の募集状況が思わしくなく、一般就労の実績は低調である。

④ひとり親の家庭に対する支援

8-4-8 相談事業や交流事業など、ひとり親家庭の不安や孤立感を軽減する取り組みを行う	地域福祉課	(111311) 婦人共励会事業補助金事務	母子・父子家庭の福祉増進や相互交流、情報交換等を実施している当該団体へ年間324千円の事業補助金を交付している。 ・同会は年間事業として、全国・近畿母子寡婦福祉研修大会参加、バスツアー、クリスマスの集いなどによって、研修・交流を行っている。	様々な相互交流事業や情報交換、情報提供等を行うことにより、ひとり親家庭の孤立感軽減の一助となっているが、若年母子の参加促進や支援を必要とする父子家庭への対応が課題となっている。
	こども福祉課	(212403) 母子・父子相談事業	経済的な問題から家族関係に関すること、DV被害など、幅広い相談に応じている。 ・23年度の相談件数は674件（うちDVを含むもの123件）。	新任職員の相談技術向上に努める。
8-4-9 就労支援などひとり親家庭に対する自立支援策を充実する	こども福祉課		母子家庭等対策総合支援事業の実施 ・高等技能訓練促進費支給事業：18件 ・教育訓練給付金支給事業：3件 ・母子自立支援プログラム策定事業：22件（うち3名が就職）	市民に対する事業の更なる周知が必要。
8-4-10 母子・父子向け市営住宅の提供や空家入居募集時の優先枠の設定など、ひとり親世帯への住宅支援を行う	住宅課		市営住宅空家入居者募集において、母子・父子等世帯枠を設けて募集を行い、2世帯入居により、一定の成果を得られた。	継続して世帯枠を設ける。
8-4-11 父子家庭が地域で孤立しがちな背景にあると考えられる固定的役割分担意識の解消に向け、広報・啓発活動を行う	同和・人権推進課 こども福祉課		平成23年度の取り組みはなし（24年度からの新規項目のため）	父子家庭のニーズの把握及び有効な広報・啓発手法を見出す必要がある。

【基本課題９】安心して子どもを産み育てられる環境の整備

番号及び具体的施策	担当課	市行政評価における事務事業コード及び事務事業名	平成23年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
①子育て相談体制、情報提供の充実				
9-1-1 乳幼児期から思春期特有の悩みまでが相談できる体制を整備・充実させ、窓口の周知を行う。また、相談窓口の連絡・連携体制を充実させる	健康政策課	(122103) 24時間健康・医療相談事業 (212304) すくすく相談	乳幼児期、思春期全ての年齢層の相談に対応した。 ・乳幼児期＝7,816件、小学生＝1,595件、思春期（中高生）＝535件 すくすく相談や乳幼児の発達に関する相談も実施した。	継続して行っている。
	保育課		地域子育て支援事業として、各保育所で育児相談に対応している。また、地域交流や園庭開放を実施し在宅児や保護者への子育て支援を行っている。窓口での相談については、必要に応じて関係部署を紹介したり情報提供をし、適切に対応している。	多様な相談やニーズに対応できるように、関係部署との連携を図る。職員同士で相談支援についての情報共有に努める。
	こども福祉課	(211102) 家庭児童相談事業	要保護児童対策地域協議会における個別担当者会議の実施を以って、相談窓口の強固な連絡・連携体制を維持してきた。 ・23年度の会議の開催実績は157回	相談窓口のさらなる周知が必要。
	家庭教育課	(212101) 家庭教育アドバイザー事業	公立幼稚園全園へ家庭教育アドバイザーを派遣。アドバイザーと子育て支援センター指導員が連携し、子育ての悩み相談を実施した。 ・アドバイザーの派遣回数181回、相談件数330件、参加者数11,765人	アドバイザーの資質向上を図る。
	総合教育センター	(212105) 教育相談・特別支援教育相談	保健センター、こども福祉課「たんぽぽ」や「カルミア」などを経て幼稚園に入園した園児について、状況に応じた教育相談や巡回相談を実施した。	卒業などで学校を離れた場合でも、次の就学先、就業先につながるまでフォローしているケースもあるが、他機関との連携した対応を考える必要がある。
	少年愛護センター	(211501) 青少年問題相談事業	青少年問題協議会と連携し、情報交換を行い、また、こども若者企画課が作成した「子ども・若者」のための相談支援ハンドブックを職員全員に配布し、相談窓口に常備することにより、各相談窓口との連絡・連携体制の充実を図った。 合同教育相談では、学校教育室、こども福祉課、阪神北少年サポートセンターの職員と連携して本人、保護者、担任教諭の相談に当たっている。23年度はスクールソーシャルワーカーにも相談に加わってもらった。	引き続き実施予定
9-1-2 子育て相談を受けるにあたっては担当職員の研修を行うなどして、固定的な男女の役割分担にとらわれないよう配慮して行う	健康政策課		ビデオ（日常の人権、女性・子ども・高齢者）による課内職員研修を実施	引き続き実施予定
	子育て支援課		・安心して子どもを生み育てることに喜びを感じることができ、地域社会が子どもの育ちや親の子育てを支えていくことのできることを踏まえ、もっとも身近な父親の育児参加の促進を目指し、子育て支援センターで事業実施への取り組みを行うなかで職員間で話し合い、基本的認識については共有できていると考えている。 ・子育て相談に的確に対応できるよう研修会に参加した ・子育て支援課管轄外の地域子育て支援拠点については、「子育てテーマパーク」を子育て中の保護者を中心に（市民公募女性9名、事務局男性1名）実施する機会を設けることで、学びあうことができた。	職員一人一人が自らの生活を振りかえる機会を設け考えていく中で共通認識をもつ取り組みが必要である。男性の育児参加やワーク・ライフ・バランスの推進が大きな課題となるなか検討過程で改めて共通認識を持っていく。子育て支援課管轄外の地域子育て支援拠点については連携強化をするための取り組みを進める。
	こども福祉課		DV対応に関する県主催の研修に3名の相談員の職員を派遣した。	現状のとおり実施していく。

	家庭教育課	(212101)家庭教育アドバイザー事業	年3回、みんなのひろば事業の関係者同士で、情報交換の場を設け、情報を共有した。	継続した取り組みを実施する。
	総合教育センター	(212105)教育相談事例研究会	相談事例について相談者の抱える問題の見立てやカウンセリングの方向性について、毎週行うケースカンファレンス(相談員の会議)の中で確認し合った。さらに、大学教授等を招いて事例研究会を行い、相談員の資質向上を図った。	引き続き、男女の役割分担に囚われないような意識を持って相談にあたることができるような研修をする。
	少年愛護センター	(211501)青少年問題相談事業	①進路相談員研修会、少年育成協会全体研修会、青少年を守る店連絡協議会研修会、少年補導委員全体研修会、青少年健全育成研修会等を実施した。 ②近畿、県、阪神間で行う補導委員研修会にも参加し、年間17回の研修会に参加し、職員の資質の向上を図った。	子ども理解やカウンセリング、子育てをテーマとした研修会を6回、企画、開催予定。

②多様な子育て支援サービスの充実

9-2-3 男性の子育て参画を促すとともに、子育てサークルの育成やネットワーク化、情報提供など、地域における市民の子育て活動を支援する	子育て支援課	(213103)子育てサークル補助金事業	①子育てサークルネットワークの活動支援として、会議(定例会11回、打合せ会議12回)の進め方や主催事業(4回)へのアドバイスを行いながら、子育てサークルネットワークの運営を支援できた。 ②子育てサークルの活動助成金として、38団体(前期39団体)に673,750円を交付した。	継続的に各サークルの特徴を活かしながら地域で主体的に活動できるように子育て支援センターの職員がサークルに出向き活動をアドバイスする取り組みを行う。11月に毎年サークルネットワーク交流会のときに母親に誘われて遊びにくる父親はいるが、積極的に遊びに参加することがないので役割を与えていき、参加するきっかけづくりをする。
	同和・人権推進課	(921307)女性・児童センター管理運営	①男性保護者が参加するきっかけとして親子科学教室を実施。 ②多胎児のお父さんを対象にしゃべり場を実施。 ・講師が男性だったことから普段の妻とのコミュニケーションについて本音を語る場となった。	①24年度も継続事業として実施 ②新たにまちづくりマップ作り&しゃべり場を実施予定
9-2-4 子育て支援事業の実施にあたっては、男女が共に子育てに関する知識や技能を得る機会や場を提供するとともに、男性の子育てへの参画を促すよう工夫する	健康政策課	(212309)マタニティクラス事業 (212303)モグモグ離乳食講座	①マタニティクラスでは参加者を妊婦だけに限らず、パートナーや祖父母にまで広げて募集した。内容についても妊婦疑似体験や沐浴実習など体験できる内容を組み込んだ ②モグモグ離乳食講座には父親の参加も可能 ・参加者のべ381人(母95.5%、父2.4%、祖母1.6%、その他0.5%)	昨年度同様、現在も引き続き行っている。
	子育て支援課	(212206)子育て支援センター事業	男性の子育て参画のための啓発を実施。 ①講座・相談・情報提供等の子育て支援事業を通して、男性の子育てへの参画をはかる ②父親対象の講座を開催(1回、参加者数26人) ③むっくむっくルーム等各ひろば事業への男性参加は延べ1,174人と昨年度より150人増加しており、男性の育児への意識の変化を実感している ④子育てサポーター養成講座では、今年度は男性の参加者が4名あり、サポーターとして登録し、子育て支援センターの事業全般で活動している。	父親が子育てに関する知識や技能を修得できる機会を拡大し、父親が参加しやすい事業の工夫をしながら実施していき男性の参加の増加を目指していく。23年度と同様に「パパのための講座」等への参加を呼びかけ育児参加のきっかけづくりに取り組む。
	家庭教育課	(212102)草の根家庭教育推進事業	父親の子育てを促す内容を取り入れた家庭教育パンフレットを作成し、4カ月健診時に保護者へ配布し、啓発を図った。 ①4カ月健診時＝月2回、延べ24回。参加者数1,914人。家庭教育ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ「子どもは社会の宝です」の配布とビデオ「新米ママ&パパに贈るﾒｯｾｰｼﾞ」上映 ②3歳児健診時＝月2回、延べ24回。参加者数1,895人。「3歳児からの家庭教育のしおり」の配布。 ③就学前＝小学校1日入学時。参加者数3,726人(保護者の児童)。配布資料「家族っていいな！」。腹話術で基本的な生活習慣の大切さや親としての在り方を考える機会とする ④思春期＝中学校入学説明会時。参加者数1,899人。配布資料「どんと来い思春期！」「思春期の心理と行動」。講話内容「思春期の心理と親の対応」 パンフレットの配布については一人ひとりに声をかけながら手渡しをし、家庭教育の啓発を行なっている。	パンフレットの内容の充実。

	公民館	(231103) 公民館事業推進委員会活動事業 (231105) 講座等生涯学習活動支援事業	①市民講座「パパと一緒に野外料理を楽しもう！」 ・野外活動センターで、野外料理やゲームを通して親子の絆を深め、父親の子育てを促した。(8家族参加、内父親は5人。) ②市民講座「子どものやる気！本気！元気を育てる」 ・子どもの伸ばし方のコツやストレスに打ち勝つたくましい子どもの育て方を学んだ。(172人参加。男女比は、4:5) ③市民講座「フィンランド発　子どもの自主性と自立を育てる家庭づくり」 ・高い学力で世界の注目を集めるフィンランドの教育から、地域社会や家庭で子どもたちを愛情深く見守る子育て法について学んだ。(11人参加。男女比は、1:10) ④現代課題セミナー「0才児ママのワイワイトーク」 ・0才児と親を対象にした講座で、タッチカウンセリングや工作づくりを通して友達づくりをした。また父親が講座に出席する日を設定した結果、父親の積極的な参加を得、子育てに対する父親の意識の高さを認識することができた。(親子22組参加、内父親は9人)	父親が、子育てに積極的に関わることの必要性や効果、子育ての楽しさを実感することができるよう、父親の関心の高いプログラム等について検討し、より多くの参加が得られるような事業を実施していきたい。 平成24年度は、おうちではなかなかできない遊びを親子で体験できる市民講座「パパとキッズのプレイルーム」を企画している。

③食環境・住環境など、子育てをめぐる生活環境への取り組み

9-3-5 食品の安全性など子育てをめぐる生活環境について、情報や学習機会の提供を行う	消費生活センター	(113302) 消費者教育・啓発の推進	①「本当の食の豊かさとは何か?～見直しましょう、日本の伝統食」をテーマとして、講演会をを開催 ②くらしの講座では、「楽しく食べて、健康に!」をテーマに、食生活と健康について講演会を開催 ③「食品の糖度を測ってみよう」をテーマに、身近な食品の糖度を測定し、摂取エネルギーと食品表示について、親子での学習会を開催 いずれも、多くの市民の参加があった。	今後も、より多くの市民に参加していただけるよう、講座のテーマ・内容を検討する。
9-3-6 子どもの健全育成のため、食育について様々な機会を通じて啓発を行う	健康政策課		①「いたみ食育プラン」に基づき、各種事業を他部局や市内事業所と連携して実施。子ども部事業や子育て支援センター事業に定例的に栄養士が出向き、こどもの食生活についての講話を行った。 ・23年度19回。529人参加 ②乳幼児検診や各種講座、健康教育、高校生対象のバランスアップ教室ほかイベント時に共催して実施	中高生対象にしていた食生活バランスアップ教室をさらに進めて3小学校に実施。また、市内事業所と連携して公立保育所児童に食育体験教室を実施。
	保健体育課	(222401) 健全な食生活推進事業	①各校で食に関する指導計画(全体計画・年間指導計画)を作成し、全教育活動を通し、発達段階に応じて系統的に食育を行った。 ②「給食に関する指導」を小学校1年生対象に実施し、給食を生きた教材として活用した。 ③「食に関する指導」を小学校2年生を対象に実施し、児童の食への興味・関心が増し、嗜好の改善につながった。 ④食育担当者会を実施し、情報交換等をとおして、各校の食育に生かした。 ⑤家庭科で自分の体に合った食事を作る学習などにおいて、男女共同参画の視点を持つことができた。	「食育」の推進にあたり、教育課程に位置づけるとともに、教育的ニーズを踏まえた指導計画の改善を行う。 「食に関する指導」については、対象学年を他学年にも広め、児童が食について学ぶ機会を増やすことを検討し、さらなる食育の充実を図っていく。

④子ども達の居場所づくりへの取り組み

9-4-7 地域と連携しながら、子どもが安全に安心して過ごせる居場所作りに取り組む	同和・人権推進課	(921307) 女性・児童センター管理運営	①児童会館では、児童の健全育成をめざし、事業を実施し、子どもたちの居場所づくりに取り組んでいる。こどもまつりなどのイベントにおいて地域との連携を図りながら子どもたちが安心して過ごせる場所としての位置づけができている ②夏の期間、中高生たちの居場所づくりとして夜卓球を実施	継続し、子どもたちが安心して集える居場所づくりを地域と連携して実施していく。
	こども若者企画課	(211404) 遊ぼうひろば事業	実行委員4人(男性2人、女性2人)及びサポーター男性13人が運営。 ・幼児や小学校低学年とその保護者を対象に、あそぼう広場と出前あそぼう広場を実施。あそぼう広場には、約50名/月参加。(こども男性112名、女性139名、大人男性27名、女性120名) ・季節に応じた遊びや工作を自分の責任で自由な発想で行っている。また、幼児・児童の保護者には、父母や祖父母などさまざまであり、異世代交流の場ともなっている	現在は、瑞ケ池公園を中心に活動を行っているが、市内様々な場所で実施できるよう取り組んで行く。

	社会教育課	(220701) 生涯学習センター管理運営事業 (220801) 北部学習センター管理運営事業	ラスタホール・きららホールなどの生涯学習施設で、こども向けの講座・イベントを実施し、居場所づくりに取り組んだ。 ①ラスタホールでは、地域協働講座として、市民参画によるこども向けの講座を実施した ②きららホールでは、利用団体と市民の交流を目的としたイベントや子どもを主役としたイベントを開催した	引き続き、地域と連携しながら、子どもが安全・安心に過ごせる居場所作りに取り組む。

⑤子育ての不安を解消する小児医療の充実

9-5-8 小児医療体制の充実に努め、子育て不安の解消を図る	地域医療推進課	(122105) 阪神北広域こども急病センター運営事業	小児救急医療に関する知識の普及を図る為、乳幼児の4ヶ月児検診において、阪神北広域救急医療財団が作成した子どもの急病の対応に関する情報冊子を配布した。	医師等医療従事者の安定的な確保が必要。
	伊丹病院		①小児科外来に併設して、子育て相談の場を設けている。 ・子育ての相談は23年度283件(22年度は270件) ②小児科外来受診患児(予約以外)にトリアージを行い患児の緊急度に応じて診察の優先度を判断している。その中でも育児不安や虐待疑いについても判断している。 ③虐待やDVの疑いがあれば、小児救急看護認定看護師と相談のうえ、関係機関に連携を取っている。 ④入院中に育児不安を訴える保護者には育児指導を行い、また市の子育て支援事業の紹介を行っている。	子育ての相談だけでなく、相談内容に応じて社会資源の提供や市の子育て支援課等と連携しながら支援を行う。

基本目標Ⅳ　あらゆる暴力に対する根絶の取り組み

【配偶者・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）防止対策の推進】

進捗状況評価から、全体的には着々と進められていることが理解できます。そのような中で、今後に期待したい点としては以下の通りです。

- ＤＶの相談件数やケース数は、高齢者虐待の中に含まれるＤＶの件数を含むように、他課との連携のうえ挙げる。
- ＤＶの相談員には相談者の心身の健康ための十分な支援体制と新しい知識や技能が必要である。相談員のケアやスキルアップに努めているが、相談員とともに考え、相談員が継続していけるような体制作りを継続する。
- 複雑なケースへの対応が目立つようになっていたことから、庁内だけでなく、市内各機関との連絡調査会議が必要ではないかと考えます。また、県へ積極的に要望するとととともに、近隣の市との連携の強化を図る。
- 支援者の研修では、学校の教員には中学校 1 校のみの実施であり、市の職員にも新人研修と部長級研修のみである。医療関係者への研修はないことから、研修の計画を立ててまんべんなく実施できるような体制づくり。
- 市民への啓発として、パネル展は駅やショッピングストアなど不特定多数の方々が通るところで行うなど、市民に情報を届きやすくする。
- 計画実施だけでなくその評価のために、配偶者暴力相談支援センター利用者の方の意見をフィードバックする機会をつくる。
- 実施に向けての検討である、ステップハウスの確保、生活用品提供支援への取り組みについて一層の取り組みをおこなう。
- 女性・児童センターにおけるカウンセリングの取り組みは、被害者やその子どもの自立に向けて取り組みを実施する。

【セクシャル・ハラスメントなどへの防止対策の推進】

●教職員へのセクシャル・ハラスメント防止対策

総合教育センターにおける相談のなかに、セクシャル・ハラスメントの相談が昨年に引き続き、リピーターからあります。この事実は、市民にとって相談場所が周知されて的確な対応がなされていることと評価します。一方で教職員へ防止対策は、昨年同様管理職研修や初任者研修で対応しているにすぎません。伊丹市において、すべての教職員が定期的に継続して教育を受ける機会が必要であると考えます。

●市民団体へのセクシャル・ハラスメント防止対策

セクシャル・ハラスメントの講座希望は、その団体に人権感覚や人権意識が無自覚であればいつまでたっても希望はありません。特に、市民団体等の場合は、被害を受けた人はその団体に参加しないことで解決してしまいます。そのために表在化することはほとんど

ないため出前講座の依頼に至らないと考えられます。市民団体へは定期的に開催するなどの強制力のある対応の検討が必要です。

●性犯罪被害者への対応

性犯罪被害者の対応については平成 24 年度からの取り組みとなっています。性犯罪の加害者は見知らぬ者だけでなく、恋人や配偶者などにも及びます。カウンセリングの機会が課題とされていますが、計画にはないが、検査や緊急避妊ピルの処方などの市民病院の役割も検討し、トータルな対応を期待します。

【子どもや高齢者の安全を守る取り組みの推進】

●児童虐待

児童虐待や子どもの性犯罪を防ぐ取り組みは、他部署でも様々な取り組みが行なわれていますが、児童虐待と同時にＤＶが家庭内病理としてあることは少なくありません。ＤＶは固定的な性別役割分業感が基盤にあり、そのなかで育つ子どもへの影響は身体的・精神的に大きく、世代間連鎖の可能性も高いのです。そのため、こども福祉課と家庭教育課だけでなく、伊丹市ＤＶ相談室も入った取り組みが円滑に行われていることは評価します。

●高齢者虐待

高齢者虐待のなかには、ＤＶが含まれます。高齢者虐待では、加害者の続柄は息子である事例が最も多いのですが、夫であることも珍しくありません。高齢者を対象とするケアワーカーや相談員がＤＶを理解していなければ、目の前では甲斐甲斐しく介護する夫が、一変するＤＶ加害者であることを発見することはできません。介護疲れの虐待なのか、ＤＶなのかではその後の対応は変わります。そのため、相談窓口のＰＲだけでなく、ＤＶの件数を把握することで意識するとともに伊丹市ＤＶ相談室への報告が必要です。さらに、関係者への研修の開催も期待します。

＜成果目標と現状＞

項目	計画当初	現状	成果目標（H28 年度）
「伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」実施済施策割合	43%（H22 年度）	63.9%（H23 年度）	100%（H25 年度）
市民意識調査における「伊丹市 DV 相談室」の認知度	32.8%（H22 年度）	－	60%（次回調査時）
CAP 講習会受講者数（小学 3 年生対象）	1,925 人（H23 年度）	1,925 人（H23 年度）	1,900 人

コラム②　CAPの取り組み

伊丹市は、市内の小学校３年生全児童に対して、ＣＡＰ(Child Assault Prevention=子どもへの暴力防止プログラム)は行っており、人権教育を推進してきた市として全国的に誇れる取り組みなのです。

市内にいるとこのことが当たり前になっていますが、改めてＣＡＰとは何かです。これは、「エンパワメント」(内なる力を引き出す)、子どもたちに「自分たちは大切な権利を持っている」という人権意識、子どもたちの安全のためにはコミュニティ（地域）のおとなたちが子どもたちをサポートするという３つの理念を柱にした子どもへの暴力防止・人権教育プログラムです。

子どもには、生きるために絶対に必要な大切な 3 つの権利「Safe（安心)、Strong（自信)、Free（自由)」について学びます。これらの人権を守る基本的対処の仕方が「No（イヤという)」「Go（その場を離れる)」「Tell（誰かに話す)」をロールプレイ（寸劇）を使って具体的に学んでいきます。

社会で共に生活する大人たちが、子どもには自由にする（拘束されない）権利なんてない！親の言うことを聞いていればいいのだという姿勢でいたとしたら、伊丹市の子どもたちは、せっかく素晴らし教育を受けているにもかかわらず、大人たちから「わがまま」と見られることになってしまいます。また、子どもが暴力を受けていることを話した時には、子どもを信じて受け止めることが必要です。

地域全体で子どもたちをサポートしていくためには、大人たちもプログラムを受け、大人たちが変わらなければならないのです。

（参考　ＮＰＯ法人　ＣＡＰセンター・ＪＡＰＡＮ　ＨＰより）

市内小学校でのＣＡＰ講習会の様子

基本目標Ⅳ　あらゆる暴力に対する根絶の取り組み　　【主要事業一覧】

【基本課題10】配偶者・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）防止対策の推進

番号及び具体的施策	担当課	市行政評価における事務事業コード及び事務事業名	平成23年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
①配偶者等からの暴力対策の推進				
10-1-1 「伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づき、ドメスティック・バイオレンス（DV）防止対策の推進を図る	同和・人権推進課 他	(921302) DV対策事業	①伊丹市DV相談室（伊丹市配偶者暴力相談支援センター。平成22年度業務開始）を婦人相談員を配置して相談に対応。23年度のDV相談件数は延べ346件（22年度比32件増）。ケース数167件（同25件増） ・他に市家庭児童相談室（こども福祉課）で123ケース、伊丹警察で63ケースの相談に対応 ②伊丹市DV被害者支援事業ネットワークを中心に、関係機関の連携により被害者の相談、保護、自立支援対応。ネットワークにおいては、担当者会議、主管者会議各1回開催し、情報交換や研修、市計画の進捗報告、意見交換等を行った ・DV防止マニュアルを必要に応じて改正し、周知した ・平成22年度のシステム改修による、被害者の住民基本台帳閲覧制限の情報共有化に伴い、引き続き関係課で情報管理を徹底 ③DV防止セミナー他啓発活動を実施 ・伊丹市更生保護女性会に働きかけ、DV防止講演会を開催。参加者36人 ・伊丹市DV防止セミナーを開催。講師はNPO法人WANA関西代表の藤木美奈子さん。伊丹市人権・同和教育研究協議会進路保障部会及び伊丹市DV被害者支援事業ネットワーク関係職員の研修を位置づけ、全体で98人が参加。 ・多言語対応によるDV防止啓発カードを配布 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12～25日）にあわせて、伊丹市役所1階ロビー及び女性・児童センター内で「DV防止パネル展」実施。デートDV防止啓発も ・市議会議員対象に児童虐待及びDV防止をテーマに人権研修を実施 ④伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画の施策のうち、ステップハウスの確保、生活用品提供支援への取り組み、生活費などの貸付・給付制度の研究・検討――の3項目が実施に至っていない	・相談窓口の一層の周知 ・ケース対応が複雑化。より一層の連携が必要 ・市内のDVの実態全体像の把握（件数等）が困難 ・2次的被害を防止するため、関係者への啓発の必要 ・学校と連携した若者への教育・啓発（デートDV防止）

【基本課題11】セクシュアル・ハラスメントなどへの防止対策の推進

番号及び具体的施策	担当課	市行政評価における事務事業コード及び事務事業名	平成23年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
①市民生活におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策				
11-1-1 学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために、教職員への研修を充実させるとともに、児童・生徒への相談窓口の周知と保護者への情報提供を行う	総合教育センター	(212105) 教育相談・特別支援教育相談	①教育相談については、当センターのリーフレットやホームページ、市の広報等で広く知らせた。相談受理ケースの中には、セクシュアルハラスメントを主訴とするものもあり、相談員の会議で検討した。個人情報等に配慮し丁寧な対応につとめた ②県や市が行う初任者・管理職を対象とした研修で、セクシュアル・ハラスメント防止について意識啓発を行った	引き続き当センターのリーフレットやホームページ、市の広報等で相談窓口を広く知らせていく。

11-1-2 セクシュアル・ハラスメント防止のために自治会等に出前講座の実施やパンフレットの配布等により情報提供や啓発を行う	まちづくり推進課	(911101) まちづくり基本条例推進事業	出前講座の中で「男女共同参画社会ってなんだろう？」、「許さないDV」というメニューを開講した ・23年度には5件、102人の参加があった。	担当課と連携してメニューの充実、参加者の増加に努める。
	同和・人権推進課		①セクシュアル・ハラスメントをテーマとした出前講座の依頼はなかった。 ②女性・児童センター等ではセクシュアル・ハラスメント防止の啓発チラシを配置した。	今年度は男女共同参画推進委員会や男女共同参画情報紙等で周知を図る。
11-1-3 セクシュアル・ハラスメントに対する相談を実施するとともに、窓口の周知に努める	同和・人権推進課	(921303) 女性のためのカウンセリング事業	女性のためのカウンセリングの枠を活用してセクシュアル・ハラスメント相談窓口を開設し、広報伊丹等で周知したが、相談件数は0であった。	相談カードを市内公共施設等に配布し、一層の周知に努める。

②さまざまなハラスメントに対する防止対策

11-2-4 さまざまなハラスメントに対する啓発と相談窓口の周知に取り組む	同和・人権推進課		女性のための各種相談窓口を開設して対応。 ・なやみ相談、法律相談、カウンセリング、DV相談	引き続き啓発等に努める。

③性犯罪・売買春・ストーカー行為などへの対応

11-3-5 売買春や児童買春など性を商品化する行為や性犯罪、ストーカー行為について、人権尊重の視点にたった広報・啓発を行う	同和・人権推進課		「人身取引対策ポスター」を庁内及び公共施設に掲示し、啓発を図った。	継続して取り組む。
11-3-6 性犯罪被害者が女性のためのカウンセリングを活用できるよう体制づくりを行う	同和・人権推進課		23年度取り組みなし（24年度からの新規項目のため）	女性のためのカウンセリングの活用を検討する。

【基本課題12】子どもや高齢者の安全を守る取り組みの推進

番号及び具体的施策	担当課	市行政評価における事務事業コード及び事務事業名	平成23年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容

①児童虐待や子どもへの性犯罪を防ぐ取り組み

12-1-1 子どもの虐待に関する相談体制の充実と窓口の周知を行うとともに、子どもへの虐待防止に向けた啓発を行う	こども福祉課	(211103) 児童虐待防止緊急強化事業	①中心市街地での横断幕の掲示 ②ラジオを通しての啓発番組、CMの放送 ③市民向けの研修会の実施。テーマ「地域で見守る子育て」。講師は子ども虐待や非行・不登校・引きこもりなどの問題に対し、独自の取り組みを続けてきた鈴木潔さん。参加者259人。	継続して取り組む。
	家庭教育課		こども福祉課と連携し、児童くらぶでの現状把握に努めた。	継続した取り組みを実施する。

	家庭教育課	(212103) 家庭教育出前講座	登録講師等による家庭教育出前講座を開催した。 ・登録講師派遣回数31回、参加者数1,595人	継続した取り組みを実施する。
12-1-2 要保護児童対策地域協議会を充実させ、子どもの虐待防止マニュアルに即した対応を周知、実行し、虐待の早期発見・早期対応に努める	こども福祉課	(211101) 児童虐待防止事業	虐待通告が寄せられたときには、虐待対応マニュアルに沿って要保護児童対策地域協議会の構成機関と密に情報交換の上、リスク判断を行っている。 ・平成23年度の通告件数は370件(22年度比79件増) 児童虐待の中にはDVが起こっている場合が多いため、伊丹市DV相談室と連携している。	虐待通告を受けた児童で、その後の進行管理が必要な児童については、こども福祉課と児童の在籍機関とで文書による情報交換を一部導入し、情報収集・リスク判断の精度を向上させる。

②高齢者虐待防止への取り組み

12-2-3 高齢者虐待防止に向けた啓発を行うとともに、関係機関のネットワーク化を行い、早期発見・早期対応への体制強化を図る	高年福祉課		高齢者虐待の対応については、地域包括支援センターと連携を取りながら、警察や弁護士、介護支援センターなどでケアカンファレンスを適時開催し、早期解消に取り組んでいるが、実際のケースを通じて人権尊重を充分にふまえた対応を実践している(虐待ケース46件 うち DVケース3件)。高齢者虐待防止マニュアルに基づいて、関係機関と連携しながら適切な対応を図る。地域包括支援センターを相談窓口の中心に置き、各関係機関とのネットワークの強化を図りつつ啓発を行った。	高齢者虐待の被害者の多くは女性であり、夫からのDVなどの件数も増加している。DVなど65歳以上であっても関係部局との連携が必要である。今後としてはいまだ整備されていないが県のシェルター事業などの活用や相談窓口の周知が必要である。

③学校・地域ぐるみでの安全対策の推進

12-3-4 学校や地域と連携した防犯体制を構築し、子どもへの犯罪を防ぐまちづくりに取り組む	安全対策課	(120304) 青色防犯パトロール事業	青色回転灯を装備した市公用車及び、平成22年度に伊丹ライオンズクラブ様より寄贈いただいた防犯パトロール専用車にて子どもの下校時間を中心に通学路の巡廻パトロールを行う。 ・22年に比べ、23年は市内の犯罪認知件数が29件増加したが、街頭犯罪・侵入犯罪は106件減少した ・22年＝3,272件(街頭犯罪・侵入犯罪 2,450件)。23年＝3,301件(街頭犯罪・侵入犯罪 2,344件) ・青パト実施者証取得者(男女割合)は、22年＝男性79%、女性21%。23年＝男性74%、女性26%	全体としての犯罪認知件数は増加したが、青色防犯パトロールが抑止力として効果を発揮する街頭犯罪・侵入犯罪は減少しており、効果があったと考える。継続的な実施が犯罪抑止につながるため、今年度においても引き続き、実施する。 実施者証取得者も女性の比率が去年より5%増加しており、女性の実施者も増加している。今後も男女共に実施証取得及び、パトロール参加を呼びかける。
12-3-5 子どもたちが暴力や犯罪に巻き込まれないようにするための学習機会を提供する	保健体育課	(223205) 子どもの安全対策推進事業	全小学校3年生児童対象に「CAP講習会」を実施した。 ・子どもへの暴力防止プログラムであるCAP講習会を実施し、安心・自信・自由といった子どもたちの権利について学ぶことにより、子どもたちに自分が大切な存在であることを伝えるとともに、自分の身を守る方法を身につけさせた。困った時に声を出す等の危機対応能力が育まれるとともに、誰かに相談したり、自分と友達を大切にする態度などが見られた。	子どもが本来持っている力を引き出すための効果的な指導法について、なお一層の検討を行う。

基本目標Ⅴ　男女が共に輝くまちづくり

伊丹市が、男女ともに安全で安心して住める街をめざした目標は、市民の最も身近にある自治会や自衛団といった組織の活動が要となります。それらの活動は男性が中心を担ってきた経緯があります。それにはこれまでのしがらみなどがあると考えられますが、それを克服し、女性の視点を入れることができるような積極的な取り組みを期待します。

【市民の連携による男女共同参画の推進】

●自治会長に占める女性の割合

各部署がさまざまな地域活動事業を男女ともに行っていくための取り組みをしていることは評価できます。しかし、自治会長の女性割合は計画当初から 2 年たっても大きな変動がみられません。自治会長の選出は自治会の自治ではありますが、伊丹市の目標の理解を求めて積極的なアプローチが必要です。

●女性部

「伊丹市保健衛生推進連合会女性部」「老人クラブ女性部」など「女性部」による研修への男性参加者数が少数であることを問題にするのなら、「女性部」の存在の有無を検討し、その必要性を精査する必要があります。

●市民を巻き込んだ男女共同参画参加

市民活動などの育成・支援では、市民を巻き込んだ川柳を募集し、それに挿絵を他の市民団体が行うなど市民団体を巻き込む方法としての成功例が見られます。男女共同参画のすそ野を広げる市民参画として、このような市民が毎年期待し、積極的に参加できる身近な活動を発想豊かに展開し続けていくことを期待します。

●防災における男女共同参画

防災は、昨年度の東日本大震災以降、防災計画に男女共同参画の視点を盛り込む通達が出ているところです。伊丹市においては、平成 24(2012)年度に男女共同参画の視点を地域防災計画に盛り込まれたことは評価できますが、災害時の性暴力やＤＶへの対応をはじめとする災害時に女性の置かれる状況を詳細にかつ実践的な内容として男女共同参画の視点にたった防災計画を危機管理室と男女共同参画の担当課が連携して策定することを期待します。そのためには、防災計画に関連する審議会・委員会等に女性の支援について発言できる職種や役職の登用は必須の課題です。

パネル展「防災・災害復興に女性の視点を」の開催は市民への啓発として視覚的に訴える等効果的な方法で行っていますが、その開催場所については、不特定多数の市民が目にする場所を選んで更なる効果を期待します。女性消防団は消防団活動の多様化に伴い、女性の活躍の場として広がってきています。地域の安全を守る人々として日中の地域生活に根差し、活動できる女性を登用するためのあらゆる工夫を期待します。

【ユニバーサルデザインの推進による男女共同参画の環境整備】

●バリアフリー化

交通局においてノンステップバスを全車両導入したことは市民にとってよろこばしいことです。また、利用者やの声を事業運営に生かすためにモニターを活用し、自己評価をしているという点で大変評価できることです。しかし、昨年度の報告書にあるモニター意見の性別属性による評価が表れていないことは残念です。今後も継続することから、改善点が小さなことであっても利用者の立場にたった実施をさらに期待します。

公共施設などの整備において男女共同参画の視点、つまりは女性が不利な状況を改善することの大きなものに、公共施設のトイレの改修があります。学校における多目的トイレ設置の着手、公園のトイレや入口のバリアフリー化の成果目標を目指して今後とも計画的な実施を望みます。

＜成果目標と現状＞

項目	計画当初	現状	成果目標（H28 年度）
自治会長に占める女性の割合	14.9%（H22 年度）	15.5%（H24.4.1）	20%
女性の自主防災訓練参加割合	41.35%	43.5%（H23 年度）	50%
公園のバリアフリー化率	74.1%（H22 年度末）	74.8%（H23 年度末）	89.2%
日本語サロン参加者数	394 人	478 人（H23 年度）	480 人

コラム③　今こそ女性消防団員が必要とされている！

地域防災の要である消防団員が減少し、地域の防災力の低下が懸念されている中で、女性消防団員は年々増加しています。平成 23(2011)年度の消防庁のデータによると、女性消防団員は 19,577 人（全体の 2,2%）、女性消防団員を採用する消防団は 1,237 団（全体の 58,3%）で全都道府県に及んでいます。これまでの消防団は男性中心の組織でしたが、現在、消防庁が全国的に団員定数の 10%まで女性の割合を増やそうとする方針を打ち出しています。女性団員は主に、広報活動、防火指導や応急救護指導、防火訪問など地域に根差した活動を行なっています。

伊丹市総合計画（第５次）において女性消防団員の登用を掲げていますが、市の条例で定数が定められており、乗り越えなければならない課題もあります。女性だけで特定の活動に特化した機能別消防団員的な側面を有するため、通常の消防団員を基本団員としつつ多様な人々の参加を得られる環境を整備し、消防団活動の活性化を図る努力を期待します。近年中に「消防団員として女性が活躍」という記事がみられることでしょう。

＜女性消防団員が在籍する兵庫県下の消防団と人数（H.24.4.1 現在）＞

尼崎市＝30 人、芦屋市＝20 人、川西市＝20 人、三田市＝8 人、神戸市＝101 人

＊参考（財）兵庫県消防協会 HP、総務省消防庁 HP　より

基本目標Ⅴ　男女が共に輝くまちづくり　【主要事業一覧】

【基本課題13】市民の連携による男女共同参画の推進

番号及び具体的施策	担当課	市行政評価における事務事業コード及び事務事業名	平成23年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
①さまざまな地域活動における男女共同参画の推進				
13-1-1 様々な地域活動において、男女共同参画の視点が定着するよう、団体のリーダーや会員などへの情報提供や研修を行う	まちづくり推進課	(911310) 自治会連合会運営支援事務	自治会長の女性割合が22年度は18．6%（女性40人、男性175人）であったが、平成23年度は15．5%（女性33人、男性180人）だった。また、平成23年度の自治会長研修「参画と協働そして市民自治」（23年9月22日）の女性の参加割合は23．4%で（女性36人、男性118人）で地域リーダーの育成に役立った。	地域支援を継続的に実施する。
	消費生活センター	(113305) 消費者活動への支援	伊丹消費者協会総会において「健康と地球温暖化防止に向けて、あなたにもできる食生活を見直そう」と題し、記念講演会を開催。伊丹消費者協会会員だけでなく、広く市民に参加していただいた。	伊丹消費者協会会員だけでなく、より多くの市民に参加していただけるようPRをする
	同和・人権推進課	(921307) 女性・児童センター管理運営	登録グループ代表者会議において男女共同参画研修を実施するほか、貸室予約日には男女共同参画に関する情報を提供した。また、講座修了生にはグループの立ち上げを促し、男女共同参画の視点を持ったグループ活動支援を行った。 ・育成グループと協働による事業の実施 ・育成グループによるイベントチラシの作成 ・講座修了生による講座ファシリーテーター	継続した啓発及び支援をしていく。
	生活環境課	(413206) 「伊丹市保健衛生推進連合会女性部会」	保健衛生推進連合会が開催した指導者研修会や健康づくりに関しての講演会に参加し、またリサイクルに関する研修会を実施し、各家庭や各地域において男性とともに実践することで、男女共同参画の実現に寄与した。	保衛連女性部会総会・研修会を実施し、各家庭や各地域の中で、環境美化や健康づくりに関しての普及啓発を図り、男性とともに実施していくことで、男女共同参画の実現を目指す。
	環境保全課	(411101) 環境マネジメントシステム事業	伊丹市環境マネジメントシステムの市民監査員会議等において、可能な限り男女均等に役割を果たしてもらうようにしている。 ・女性比率は22年度と同じで38．5パーセントである	研修・会議等において、引き続き男女共同参画の視点に配慮していく。 次回、監査委員の選定にあたり、女性比率が40パーセントを超えるように努める。
	高年福祉課	(130502) 老人クラブ等補助事業	女性部では自主的に企画立案し介護保険制度や介護方法に関する研修会、講習会を男性にも呼びかけて実施している。 なお、各種団体役員への推薦等、各団体においてバランスのとれた積極的な女性登用を図った。 （参考：・老人クラブ役員男女比：男性66.67%、女性33.33%）	女性部の事業においても男性の積極的な参加があり、性別を問わない地域交流を行った。
	社会福祉協議会		登録ボランティア連絡会議において、意見交換や研修会を実施した（年3回）。	前年度同様に、意見交換や研修会実施など、充実させる。
13-1-2 地域活動・ボランティア活動に男性が参加する機会を提供するとともに、情報の提供や相談、啓発を行う	まちづくり推進課	(911204) 市民まちづくりプラザ事業	①地域つながりカフェ、たみまるカフェ、防災カフェ、多文化交流カフェといった交流・情報交換を目的とした事業等を実施し、428名が参加した。 ②市民みんなが先生徒講座、社会起業講座のように市民活動を始めるきっかけづくりを意識した講座等を実施し、288名が参加した。	平成22年度より実施している交流を目的とした様々なカフェがまちづくりプラザの行事として定着してきた。さらに参加者が増加するよう、PRに努める。
	同和・人権推進課	(921307) 女性・児童センター管理運営	①イベントにおけるボランティア活動やミモザの日の運営で実践的な活動を行った。 ②男性が地域活動の一歩を踏み出すきっかけとして編集講座やパソコンヘルプデスクは、有効に働いている。また、サロンに足を運ぶことがきっかけとなり、図書の貸し出しや情報相談につなぐことができた。	男性が参加しやすい環境整備のため、男性サポーターを取り入れていく予定である。

	公民館	(231103)公民館事業推進委員会活動事業 (231105)講座等生涯学習活動支援事業	①市民講座「金曜いきいき交流サロン」 多様な講座内容を経験しながら、自分探し、自分育て、仲間づくりをした。講座終了後、地域貢献を目的にした地域デビューに向けての自主グループとして活動を開始している。 ・延べ201人参加。男女比は、1:1 ②市民講座「ボランティアはじめの一歩」 ボランティア活動に関わるはじめの一歩をお手伝いするボランティア入門講座を実施。 ・延べ43人参加。男女比は、1:7 ③現代課題セミナー「バルーンアートでボランティアしよう！」 バルーンアートを使って、沢山の人々に笑顔をプレゼントできるボランティアに挑戦した。講座終了生によるボランティアグループが結成され、バルーンアートで地域の人との交流を図る活動が推進されている。 ・19人参加。男女比は、1:19	東日本大震災を機に、地域の絆の再構築が強く求められる中で、市民一人一人がもつ資質や能力を伸張するのみならず、様々な学習活動を通じて地域社会において、住民同士の絆を築くとともに、地域のコミュニティづくりを住民自ら能動的に行っていくことが求められている。 その基盤づくりとして、まずは講座を通して「人づくり」や「地域づくり」に取組んでいくとともに他施設とも連携し人と地域を結びつける実践活動へつなげていきたい。 ボランティア活動においても、性別によって役割や生き方を制限する意識が依然として残っているが、固定的な役割分担意識に捉われず、互いに協調・協力しながらその個性や能力を発揮しあい、ともに責任を担うパートナーシップを推進・確立していきたい。
	社会福祉協議会		①ボランティア情報誌「VACI情報」発行 ・年24回（月2回）発行。郵送、FAX、メールで送付 ②ボランティア講座 ・「団塊の世代」をターゲットに「お話し相手（傾聴）ボランティア養成講座」を実施。男性の参加割合が多かった。	①内容を吟味しながら継続発行 ②男性のボランティア活動に結びつけるための取り組みを紹介するなどの工夫をしたい。

②女性リーダーの養成とネットワークづくりへの支援

13-2-3 男女共同参画の視点をもち、市政やまちづくりに関わる女性の人材育成を支援するための情報や学習機会を提供する	同和・人権推進課	(921307)女性・児童センター管理運営 (921305)男女共同参画情報紙発行事業	①女性・児童センターにおいて編集員養成講座を実施し、修了生がcomcomの編集員となった。 ②公募した市民編集委員の企画・編集による男女共同参画情報紙「com-com」を2号・計4,000部発行。市民への啓発を図るとともに、編集活動を通して委員の啓発も図れた。	継続して取り組んでいる。
13-2-4 自治会など地域活動における女性リーダーの育成やそのネットワーク作りを支援し、まちづくりへの女性の参画を推進する	まちづくり推進課	(911310)自治会連合会運営支援事務	平成23年度自治会長研修の女性の参加割合は23．4％で（女性36人、男性118人）で、女性のまちづくりへの参画へ役立った。	多くの女性リーダーの参加がみられた。
	同和・人権推進課	(921307)女性・児童センター管理運営 (921311)女性のためのﾁｬﾚﾝｼﾞ支援事業	①団体対象としたグループ活性化講座を実施し、グループ育成支援へとつなげた。 ②女性のための再ﾁｬﾚﾝｼﾞ支援講座「女性のための企画力アップ講座」を実施。講座の企画作りにグループで取り組むことにより、地域活動における女性リーダーの育成を図った	①組織力のツールを学ぶ機会の必要性から今後、学習機会を設定していく必要がある ②今回は講座実現には至らなかったが、参加者のニーズ等を把握し、男女共同参画の視点を持った女性リーダーの育成の場として活用したい
13-2-5 地域経済の活性化に果たす男女共同参画の視点の重要性をふまえ、地域おこし、観光分野における施策、方針決定過程への女性の参画の拡大に配慮する	都市デザイン課		平成23年度の取り組みはなし（24年度からの新規項目のため）	地域おこし、観光分野における施策、方針決定過程への女性の参画の拡大に配慮する。

③市民活動などへの育成・支援

13-3-6 女性・児童センターにおいて、男女共同参画を推進するグループや団体などに対し、活動の場や交流の機会、情報の提供などを行う	同和・人権推進課	(921307) 女性・児童センター管理運営	登録団体やその他の施設で活動している団体等に情報提供やグループ活動に関する情報相談を随時実施した。	地域で活動している団体とのネットワークを広げていく予定。
13-3-7 市民企画により、男女共同参画を推進する講座や講演会の実施を支援する	同和・人権推進課	(921307) 女性・児童センター管理運営 (921302) 男女共同参画計画推進事業	①今年度、女性・児童センターにおいて市民企画事業という形ではなかったが、協働で講座運営、共催講座の実施やチラシ作成等を通して実践的な育成支援を行った。 ②男女共同参画社会の実現をテーマに市民から川柳を募集。 ・平成23年度は一般19人（男7・女12）から78作品、小中学生421人（男213・女208）から560作品が集まった。 ・優秀作品（一般5句、小中学生7句）は市民ﾌｫｰﾗﾑにおいて表彰するとともに、挿絵を添えて色紙を作成し、女性・児童センター等に展示し、市民作成による親しみやすい啓発資料として注目を集めた	継続して実施する。さらに啓発資料としての活用を図る。
13-3-8 市の指定管理者や委託事業者などに対して、女性の登用状況などについて調査するとともに、男女共同参画出前学習会等の活用を促し、男女共同参画への理解を働きかける	同和・人権推進課		女性・児童センター指定管理者においては、連絡会議や研修会等を通じて、男女共同参画への理解を継続的に働きかけることができた。	他の指定管理者等への働きかけには至らなかった。まちづくり出前講座やDVセミナーなどへの参加を促していきたい。

④防災における男女共同参画の推進

13-4-9 避難場所や災害ボランティア活動などの場において、男女のニーズの違いや安全の確保など男女共同参画の視点からの配慮がなされるよう図る	危機管理室	(111311) 災害時用物資備蓄事業	地域防災計画に定められた食糧・生活必需品の備蓄計画に基づいて、年齢・性別に配慮した備蓄品目を今年も購入した。また、避難所仕切り板や非常用トイレの購入を進めた。 非常用トイレについては男女別にし、テントの遮光性を重視するなど使用しやすい環境を整えられるよう配慮した。	東日本大震災で浮かび上がった女性の視点からの避難所運営に関する課題についてまとめ、地域防災計画に反映する必要がある。
	同和推進・人権課	(921301) 男女共同参画計画推進事業	男女共同参画啓発パネル展（23年6月20日～7月1日・市役所1階ロビー）において、「防災・災害復興に女性の視点を」のパネルを作成、展示した。	市防災会議幹事（同和・人権推進課長）として、市防災計画の改定にあたり、「避難所運営における男女共同参画」の推進に努めた。
13-4-10 地域の防災・防犯活動での固定的な男女の役割分担意識を見直し、防災・防犯分野における政策・方針決定の場への女性の参画を拡大させる	危機管理室	(111102) 防災啓発事業	緑化フェアや農業祭において、女性からの視点を取り入れたマンホール対応トイレやほ乳びんなどの防災用品や家庭内備蓄の啓発に係る展示を実施し5～600人が参加した。 家庭内の防災を啓発する「自然災害に備えて～ミニ心得」を全戸配付した。	今後も課題の掘り起こしが必要である。
	安全対策課	(120305) 自主防犯活動支援事業	小学校区毎に立ち上げられたまちづくり防犯グループに対して、防犯活動用品を提供する。 ・昨年に続き、配布する防犯活動用品については、男女共に活用しやすい活動用品を選んでいただけるよう種類を豊富にし、配布を実施した。	地域の自主防犯活動を支援するため、防犯活動用品の配布を引き続き実施する。 ・性別を問わず、また、幅広い年齢層に対応できる活動用品を配布し、参加者が増加するよう努めたい。その為に活動用品を豊富にし、また魅力ある活動用品を選択できるように取り図る必要がある。

13-4-11 男女ともに消防・防災に関する知識・技術を身につけ、女性消防団員の登用への取り組みやDIG訓練（災害図上訓練）の実施など、地域防災の担い手となる女性の防災リーダーを養成する	消防局	(112101) 消防団活動の活性化 (111101) 自主防災活動支援事業	①周辺市での女性消防団の登用状況などの情報収集を行った ②昨年度に引き続き、自主防災合同訓練への参加促進を行うとともに参加者の男女比調査を実施	①消防団員数については、条例で定数が定められており、103名の定数に対し、平成24年4月現在、101名の実員数となっている。採用にあたっては、条例改正による定数増や常備消防職員数とのバランスを考慮する必要があるなどの課題がある ②訓練への延べ参加者数1,837人に対して、女性の参加者数が799人と昨年比の割合で約2ポイント増加した

⑤地域における「たまり場」づくり

13-5-12 地域活動を担う市民が気軽に集えるような場を提供する	男女参画まちづくり推進課	(911206) まちづくりラウンドテーブル事業	奇数月の第3土曜日に「市民まちづくりラウンドテーブル」を年間を通じて6回実施し、67名が参加した。 ・育児中の女性でも参加しやすいように、一時保育も実施している。	引き続き、市民まちづくりラウンドテーブルを実施し、PRの強化に努める。
	社会福祉協議会		ボランティア活動への参加啓発として、ボランティアまつりへの積極的な参画、公民館やまちづくりプラザとの連携強化を行った。	内容を吟味して実施するとともに、いきいきプラザロビーの活用。 ・ボランティアが利用しやすく、市民が相談に訪れやすくするため、また、いきいきプラザの市民交流拠点としての機能を強化するため、交流スペース（ボランティアカフェ）の設置。

【基本課題14】ユニバーサルデザインの推進による男女共同参画の環境整備

番号及び具体的施策	担当課	市行政評価における事務事業コード及び事務事業名	平成23年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容

①ユニバーサルデザインの普及啓発

14-1-1 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づく取り組みを支援し、市民への普及啓発に努める	障害福祉課		ユニバーサルデザインの普及啓発について建築・開発指導課と連携している。	関連部局と連携して、ユニバーサルデザインの普及啓発をさらに推進する。

②安全・安心の視点に立った都市計画の推進

14-2-2 都市計画や福祉のまちづくりの推進にあたっては男女共同参画の促進に努める	障害福祉課		県の福祉のまちづくり条例が改正された。改正のポイントは以下のとおり。 ・ユニバーサル社会づくりの視点の明確化 ・整備基準の実効性の向上 ・障害者等の参画と協働によるバリアフリー整備 ・施設のバリアフリー情報公開の推進	平成24年度から県が開始したゆずりあい駐車場の普及について取り組みを行う。
	都市計画課		より女性の立場や居住者の視点を取り入れ、H22に策定した「都市計画マスタープラン2011」を基本に、「整備」から「形成」への転換を図るよう、普及に努めた。 また、H23年度からの2年間の都市計画審議会委員には男女共同参画オンブード経験者にご就任を頂けたことを契機として、より男女共同参画推進の視点での意見を取り入れていきたい。	・マスタープランに基づき、より女性や弱者の視点を取り入れ、環境に優しい都市空間づくりをいかに実践していくかが課題であり、市民の理解と参画協働を深め、このマスタープランに示したビジョンや戦略を基本として都市づくりを推進していく。 ・都市計画審議会委員（H24.4.1～H26.3.31）の男女比が9:5、女性委員36%であり、目標としている40%を次回の改選で目指す。

③男女共同参画の視点に立った公共施設などの整備の推進

14-3-3 公共施設、住宅、道路、公園などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進する。子育て中の男女が利用しやすいように、保育室や授乳室、男女双方のトイレへのベビーベッド、ベビーホルダーの設置に配慮する	営繕課		平成22年度に続き高齢者や障がい者を含むすべての市民が安全で、安心して利用できるように、ユニバーサルデザインの視点に立った施設の整備を行った。 ・学校施設便所整備工事(5件) ・幼稚園施設便所整備工事(2件) ・共同利用施設バリアフリー化他工事(2件) ・社会教育施設(新図書館)等整備工事 ・伊丹市立伊丹高等学校クラブハウス改築工事 ・天神川団地高齢者改造工事	引き続き、新築工事、幼稚園の便所整備工事及びその他施設におけるバリアフリー化工事などにおいて、より充実した結果を目標とする。 ・幼稚園施設便所整備工事(1件) ・(仮称)神津認定こども園整備工事 ・伊丹市立伊丹病院医局増築工事 ・危機管理センター等整備工事 ・天神川団地高齢者改造工事
	施設課	(211218) 幼稚園大規模改造等事業 (223207) 学校施設の大規模改造等事業	南・桜台の2幼稚園、昆陽里・摂陽の2小学校、南中学校、伊丹高校において、多目的トイレの整備を含む全面改修を行い、誰もが使いやすい施設の整備が図れた。	今後も未整備校の施設について、順次計画的に実施する。
	住宅課	(330404) 分譲マンション共用部バリアフリー化助成事業	分譲共同住宅の管理組合に対し、共用部分のバリアフリー化に要する費用の一部を助成することにより、妊婦や乳幼児等が、安全に安心して生活を送ることができる住環境の整備を図る。 ・平成23年度助成件数3件。	市広報及び市ホームページ等による更なる周知を行い、当事業の利用促進を図る。
	道路保全課	(433308) 道路安全対策事業	バリアフリー化の一環として、転落防止柵設置などの安全対策事業に取組んだ。	転落防止柵設置が水路管理上の支障となるケースがあり、工事実施にあたり地元水利組合等の理解を得る必要がある。
	みどり公園課		老朽化した緑ヶ丘公園の便所1箇所についてバリアフリー化を行った。また、堂の前公園(街区公園)の出入口についてバリアフリー化を行った。これにより、高齢者や障がい者等あらゆる方々の利用における利便性に寄与することができた。	緑ヶ丘公園の北便所は、経年劣化による施設の老朽化が著しく、また、男女のブース分けがされていなかったため、今回、取壊しを行い、同箇所にバリアフリー化されたユニット型トイレを設置した。また、昭和43年に開設された堂の前公園については、段差があったり、車椅子の有効幅員の取れていない状況であった各出入口をバリアフリー化し、利用者の利便性向上を行った。
14-3-4 市バス事業においてはモニター制度などにより、男女共同参画の視点を積極的に取り入れるとともに、ノンステップバスによる車両更新を行う	交通局	(433102) 市バス車両更新事業	①公募した市バスモニター(男性4人、女性6人)による運行状況にかかる実態調査を平成23年11月より5ヵ月間実施するとともに、調査期間中に2回モニター会議を開催した。これによりバス事業に関する様々な意見等を聴取することが可能となり、市民ニーズを活かした事業運営の参考とすることができた ②ノンステップバスの導入については、平成23年12月に3両の更新を実施し、全車両ノンステップバスとなった。	①市民および利用者の声を事業運営に活かすため、引き続き市バスモニターによる活動を通じ、高齢者や子育て中の方の利用促進に繋がる取組みを図る ②ノンステップバスの車両更新を継続して行い、利便性の向上に努める

【基本課題15】地域の国際化と国際社会への貢献

番号及び具体的施策	担当課	市行政評価における事務事業コード及び事務事業名	平成23年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
①多文化共生への取り組み				
15-1-1 外国人市民に対する多言語による情報提供や相談体制の充実に努める	国際・平和課	(921410) 外国人市民用生活情報誌提供事業 (921412) 外国人生活生活相談事業	①希望する外国人市民に国際交流事業や行政情報などを翻訳し、年3回自宅に郵送する。 ・対応言語は4言語(英語・中国語・ハングル・ポルトガル語) ②市ホームページの自動翻訳システムを英語・中国語・ハングル・ポルトガル語の4言語で導入 ③外国人市民からの生活相談を受け、問題解決に努める。 (相談件数133件)	職員が生活相談に対応できる言語は英語と中国語の2言語である。今後も相談窓口の周知や関係部局との連携により、外国人市民の生活安定に努める。
15-1-2 外国人市民が日本語や日本文化・風習を学ぶ機会を提供するとともに、日本人に対しても相互に文化や風習を学び合える機会を提供する	国際・平和課	(921402) 外国語・日本語講座事業 (921409) 伊丹マダン企画運営事業	①「日本語学習サロン」の開催 ・日本語の不自由な外国人市民に対し、ボランティアが指導する日本語講座を開講。日本語サロンへの参加によって、日本語能力試験に合格者も出ており、生活向上や社会進出に役立っている ・参加者数＝講師33人・ 受講者36人(うち男性16人、女性20人) ②「伊丹マダン」の開催 ・外国人市民と日本人市民との交流事業 ・出会いと交流の場となり、多文化共生のまちづくりの一助となっている。(参加者数約4,200人)	①外国語講座については中国語のみ開催しており、今後対象言語を拡充する必要がある。 ・日本語ボランティア講師のレベルアップ ②外国人市民と日本人市民との相互の理解と交流を深めるため、更なる内容の充実と外国人市民へのPRに努め、参加者数の増加を図る
15-1-3 広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、国際理解教育を推進する	学校指導課		小・中・特別支援学校国際理科教育担当者会 ・担当者会において、年間指導計画のもと、各校の国際理解教育の内容について情報交換及び協議を行うことにより、多文化共生の視点をもって指導できた。 ・市内外国人学校(伊丹朝鮮初級学校)において研修会(授業見学、校長講話)を実施し、教員の指導力向上を図った。 ・日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して伊丹市適応指導員を派遣し、適応指導・日本語指導を行うとともに、全児童生徒への国際理解教育、多文化共生教育の推進に努めた。	引き続き、道徳や総合的な学習の時間だけでなく、学級活動や児童・生徒会活動、行事等において、国際理解教育、多文化共生教育を推進していく。
②国際社会での男女共同参画に関する情報の収集と提供				
15-2-4 女性の地位向上や男女共同参画に関する国際的な規範や基準、取り組みの成果を周知する	同和・人権推進課		第5回「国際女性デーin伊丹　伊丹ミモザの日」を開催(平成24年3月4日)。 ・パネルディスカッション「アジアの女性は今～子育てから考えるケア労働」において、中国、タイ、イラン3カ国の女性パネラーが報告。参加者路意見交換した。参加者47人(催し全体では延べ181人)。	様々なテーマ、手法を工夫し継続実施
③国際交流の推進、NGO・NPOへの支援				
15-3-5 女性の地位向上や男女共同参画に関して国際的活動を行うNGO、NPOなどについて情報を収集し、啓発を行う	同和・人権推進課	(921304) 女性団体、組織支援事業	伊丹ユネスコ協会事務局として、「カリヨンコンサート」「いたみミモザの日」「日本語教室」など各種事業を共催。	支援する団体、目的等を吟味する必要。
	国際・平和課	(921413) 国際・平和交流協会支援事業	JICA(国際協力機構)活動支援。 ・伊丹市在勤女性1名モロッコ赴任	国際協力活動を行っているNGO等の活動や、「国際ミモザの日」のイベント情報を提供し、啓発の一助とする。

④地球環境保全の視点に立った認識と取り組み

15-4-6 地球環境保全や省エネルギー、ごみ減量やリサイクルなど環境への活動において男女共同参画を促進する	消費生活センター	(113305) 消費者活動への支援	伊丹消費者協会の事業の1つとして、リサイクル活動を実施。また、青空市の開催、廃油回収等のほか、リサイクルショップの運営。	関係団体と連携しながら、リサイクル運動を推進するため、PRの強化に努める
	生活環境課		リサイクルフェアの実施。 ・地球にやさしい行動についての理解を深めるとともに、リサイクルの推進を図ることを目的に開催 ・平成23年度は「リサイクル　暮らし見つめて　大発見」というテーマで開催され、男女ともに多数の来場があり、男女共同参画の実現に寄与した	実行委員会の実行委員への男性の登用について、今後とも実現可能か検討しながら、今年度においても、リサイクル・フェアを開催し、各家庭の中で男女を問わず実践できる取り組みの普及啓発を通してリサイクルの推進に努める。
	環境保全課		伊丹市環境審議会委員への団体からの推薦の際、全体的な男女比率を考慮し、女性の推薦を依頼し、22年度の改選により女性比率が33．3パーセントになった。 ・女性の増加により、新たな視点での問題提起が増えた。	次回、改選により女性比率が40％をめざし、関係団体の代表推薦の場合、女性が役職をもっている場合、優先としての推薦を依頼する

基本目標Ⅵ　計画の総合的な推進

平成 22(2010)年の「男女共同参画に関する市民意識調査」では、「男は仕事、女は家事・育児・介護」という性別役割分業意識に「賛成する」の割合が女性 50.6%、男性 66.4%です（全国調査より女性で 13.3ﾎﾟｲﾝﾄ高く、男性で 20.5ﾎﾟｲﾝﾄ高い)。このデータからわかるように性別役割分業意識が根強いので、市民の中にいかに男女共同参画を浸透していくかが大きな課題と言えます。その為には、市が率先して市民との協働による推進体制を今後も推進し、取り組み、男女共同参画に向けた事業の充実が重要です。

【市民との協働による推進体制の確立】

●推進本部を中心とした庁内の連携による推進体制の充実

伊丹市男女共同参画推進本部を中心として、推進体制の充実・強化がはかられていますが、より実効あるものになるように期待します。

●市民参加による進捗管理

男女共同参画施策市民オンブードによる進捗状況調査が行われました。各課とオンブードとのヒヤリングの前に、市職員による「ＰＤＣＡ」（プラン、実行、チェック、アクト）が実行されることによって、オンブードによる市民目線でのチェックを、より効果のあるものにしていく必要があると思います。男女共同参画推進委員会との連携を密にすることで、効果的に男女共同参画を推進していけると考えます。

●市民、市民団体、企業などとの連携と協議

本年度､男女共同参画推進委員会がたちあげられ､多様な市民 10 名の構成となりました。市民の中に男女共同参画がより推進することを期待します。今後、オンブードヒヤリングを傍聴することや、必要に応じて学識経験者の参画も求められます。

●市民への意識・実態調査の実施と施策への反映

平成 22(2010)年度の男女共同参画に関する意識調査結果の市民への周知に努められました。まださらに周知に力をいれる必要があります。

伊丹市男女共同参画計画事業報告書について、男女比については統計を取るように各課に要望されていますが、まだ徹底できていないので、より強く要望していただきたいと思います。

【市の率先した取り組みの推進】

●行政委員会・審議会等の委員への女性の登用促進

市の取り組みとしては、審議会等への女性の登用が 31.9%（平成 24 年 4 月 1 日現在）となり、本年度女性ゼロの審議会等が一つ減り 5 つとなりました。先進的な取り組みとして、市計画目標の 40%登用を口頭で啓発し目標に近づいている課があります。このような取り組みが全庁的に拡がることを期待します。そして平成 28(2016)年度までに審議会等への女性登用 40%、女性ゼロの審議会等がなくなることを期待します。

●女性職員・教員の管理職への登用促進、職域の拡大

女性職員・教員の、キャリアデザイン研修、ミドルリーダー研修への参加を促し、女性管理職の割合 20.0%、副主幹昇任試験受験者数に占める女性の割合 42.1%と増えてきていることは評価できます。しかし、まだ女性部長などの数は少ないので、増やすためのよりいっそうの努力が必要です。

●仕事と育児・介護の両立支援への率先した取り組み

男性職員に対して育児休業の取得に向けて情報提供や啓発をおこなった結果、男性育児休業取得者は 10.5%（19 人中 2 人）となりました。一昨年まで長年取得率０でしたが、取得者がでてきたことは評価できます。更に取りやすい職場環境（皆で取得しようという雰囲気など）の整備が望まれます。

●行政従事者への男女共同参画についての研修の充実

男女共同参画を推進していくために、職員及び教員に対する男女平等、男女共同参画に関する意識調査を実行してもらいたいと思います。また研修（新任、3 年目、課長研修、役職ごと）に男女共同参画推進の内容を入れる必要があります。

各種団体の研修を予定していたが実現しなかったことに対しては、役員会などの機会に短時間でも、担当課から説明に行くなどの提案がありました。その提案を是非実行していただきたいと思います。

●職員、庁内組織のネットワークへの取り組み

推進本部会を開催されていますが、推進本部会をベースに関係課で連携をはかられることを期待します。その為には庁内のキーパーソン作りが必要です。

●県や近隣自治体との連携

国、県の方向性を確認するとともに、近隣都市などとの連携・協力を深めた。とあるが、更に、男女共同参画の推進に関して、法制度の整備・充実などについて国や県に要望されることを期待します。

【男女共同参画に向けた拠点の充実】

●男女共同参画推進拠点機能の充実

女性・児童センターにおいて、ジェンダー格差を是正するための企画に精力的に取り組まれていることは評価できます。更に男性の生活力アップと女性の経済力アップを基本ベースに展開するという予定の実行を期待します。

今年度は「防災ワークショップ」を予定されていますが、女性の視点も含めた防災について充実できることを期待します。

＜成果目標と現状＞

項目	計画当初	現状	成果目標（H28 年度）
市民意識調査における「女性差別撤廃条約」の認知度	38.4%（H22 年度）	－	50%（次回調査時）
市民意識調査における「オンブード」の認知度	14.6%（H22 年度）	－	60%（次回調査時）

男女共同参画推進委員会活動回数	－	（H24 発足）	6 回
審議会等に占める女性委員の割合	32.4% （H23.4.1 現在）	31.9% （H24.4.1 現在）	40%
女性のいない審議会等数	6 （H22 年度）	5 （H24.4.1 現在）	0
女性管理職の割合	16.0% （H23.4.1 現在）	20.0% （H24.4.1 現在）	20%
副主幹昇任試験受験者に占める女性の割合	34.8% （H22 年度）	42.1% （H23 年度）	35%
男性職員の育児休業取得率	14.2% （H22 年度）	11.1% （H23 年度）	5%以上を維持し、13%を目標とする

コラム④「男女共同参画センター」と「女性センター」

平成 11(1999)年に男女共同参画社会基本法が制定され、翌年、第１次男女共同参画計画、平成 17(2005)年には第２次計画が策定されました。しかし、平成 21(2009)年に、日本は国連の女子差別撤廃委員会から、政治・教育などの分野の意思決定の場への女性の進出のスピードが遅すぎるという勧告を受けました。

伊丹市は、男女共同参画の拠点施設を昨年度の伊丹市総合計画（第５次）において「女性・児童センター」に位置づけました。かつて男女共同参画センターという名称の拠点施設を、西宮市立男女共同参画センター・ウェーブや宝塚市立男女共同参画センター・エルのように、駅付近に設置することが検討されましたが実現はしませんでした。

これまでオンブードは男女共同参画センターという名称の拠点施設の設置を提言してきましたが、「女性・児童センター」を拠点とするにあたっては、その名称や設置目的について検討が必要です。

名称については、国の第３次男女共同参画計画で「男性、子どもにとっての男女共同参画」を謳っているように男性のジェンダーの問題についての活動を展開する側面もあるため、この際「男女共同参画センター」への名称変更が必要という議論と、伊丹市の「女性・児童センター」設置の経緯をふまえ、まずは女性問題の解決を目指す目的施設だけに今のままの名称が適しているという議論があります。現に、国の男女共同参画計画では、「男女共同参画センター」と「女性センター」は併記されています。伊丹市について言えば、例えば、現在市民に親しまれている愛称として「Gセン」として周知していくことも考えられます。

基本目標Ⅵ　計画の総合的な推進　　【主要事業一覧】

【基本課題16】市民との協働による推進体制の確立

番号及び具体的施策	担当課	市行政評価における事務事業コード及び事務事業名	平成23年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
①推進本部を中心とした庁内の連携による推進体制の充実				
16-1-1 伊丹市男女共同参画推進本部を中心とし、各課等の連携のもと、推進体制の充実・強化に努める	同和・人権推進課		男女共同参画推進本部会議（平成23年10月19日及び12月26日）、同幹事会（10月14日及び12月21日）、専門部会（11月29日）を開催し、市民オンブード報告に基づく22年度事業報告及び伊丹市男女共同参画計画中間見直し(案)について協議し、推進体制の強化を図った。	専門部会をさらに活用し、推進体制の強化に努める。
②市民参画による進ちょく管理				
16-2-2 男女共同参画施策市民オンブードを設置し、本計画の進ちょく状況調査する。調査結果は報告書を作成し、市民に公表する。市はオンブードからの提言事項は、積極的に施策に反映させるよう努める	同和・人権推進課	(921309) 男女共同参画施策市民オンブードによる進捗状況調査	市民オンブードによる調査報告書を作成し、本部会議に報告するとともに、冊子や概要版の配布、広報伊丹や伊丹市ウェブサイトへの掲載、オンブード報告会の開催等、市民に公表した。	年々のテーマを設定するなど調査内容の重点化を図る。調査結果は新たに男女共同参画推進委員会との連携を図りながら、広く市民への周知に努める。
③市民、市民団体、企業などとの連携と協働				
16-3-3 男女共同参画啓発推進委員会を設置し、多様な市民、市民団体との協働により男女共同参画を推進する	同和・人権推進課	(921301) 男女共同参画計画推進事業	23年度は24年度実施に向け、男女共同参画委員会の制度や運営について検討を行った。	男女共同参画委員を委嘱し、活動を行う。地域・団体などにおける研修実施、啓発事業への参加・協力、啓発資料の作成・活用など。
④市民への意識・実態調査の実施と施策への反映				
16-4-4 男女平等や男女共同参画に関する市民の意識や実態等について平成27年度に調査を行い、結果を施策に生かすとともに、市民に対してきめ細かく広報する	同和・人権推進課		出前講座や概要版資料の配布等を通じて、前回調査（平成22年度実施）の結果について、市民への周知に努めた。	継続実施する。
16-4-5 各種の実態調査においては男女のおかれている状況やニーズを把握するよう努める	同和・人権推進課		平成23年度市町男女共同参画推進状況調査に協力して、審議会等への女性の登用、議会議員、管理職の在職状況等について女性の割合を調査し、職員・市民に結果を周知した。 伊丹市男女共同参画計画事業報告等においては、男女比について統計を取るように各課に要望した。	継続実施する。

【基本課題17】市の率先した取り組みの推進

番号及び具体的施策	担当課	市行政評価における事務事業コード及び事務事業名	平成23年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
①行政委員会・審議会等の委員への女性の登用促進				
17-1-1 審議会等の委員は、男女いずれもが委員総数の40％以上となるよう努めるとともに、女性委員のいない審議会等を解消する	人事研修課		①特別職選任等事務。 ・各団体に働きかけて、女性特別職・行政委員の選任・任命を図る ②審議会DBの活用 ・審議会を所管する所属において女性登用率の確認ができることで所属への意識付けを図り、人事研修課においても決裁に確認し、指導を行った。	委員の男女比の適正化及び、女性のいない審議会の解消に向け、引き続き同様の取り組みを継続する。
	同和・人権推進課		審議会等への女性の登用について調査した結果、平成23年4月1日現在、女性委員の比率は32.4％で、目標の40％には及ばなかった。また、女性委員のいない6つの審議会等については、オンブード調査に協力して、報告書において名前を公表するとともに、本部会議の専門部会においても、次回選出時における解消を働きかけた。	女性委員の比率は伸び悩んでおり、より実効性のある働きかけを検討する必要がある。
17-1-2 審議会等委員の市民公募枠については、人数の拡大と、男女の構成比を考慮した上で積極的改善措置を働きかける	まちづくり推進課	(911101) まちづくり基本条例推進事業	平成23年度の審議会等委員の市民公募委員の総数は、審議会等の減少もあり、平成22年度の40人に比べ8人減少し、32人であった。平成23年度の男女の構成比は男13人、女19人で平成22年度（男19人、女21人）に比べ、女性の割合が高くなった。	審議会の性質や目的等によって相応しい公募委員枠の構成比について検討していく必要がある。
17-1-3 審議会等の委員として推薦できるような女性人材リストを作成し活用するなど、人材の発掘に努める	人事研修課		審議会委員の登用。 ・各団体に働きかけて、女性特別職・行政委員の推薦を促し、選任・任命を図る。 ・リストは作成していないが、審議会DBの活用により、審議会を所管する所属において兼職の確認を行うとともに人事研修課においても決裁時に確認し、指導を行った。	引き続き同様の取り組みを継続していく予定。
	同和・人権推進課		審議会等の委員について推薦依頼があった場合には、適切な人材を推薦している。23年度実例は人権擁護委員、都市計画審議会他	引き続き、各課当からの依頼に適切に対応するとともに、男女共同参画情報紙編集や男女共同参画推進委員会活動、講座の実施等を通じて新たな人材の発掘・育成に努める。
17-1-4 審議会等の開催時には一時保育や介護サービスを行うよう努める	同和・人権推進課		男女共同参画情報紙編集会議において一時保育を実施した。	継続して取り組む。
②女性職員・教員の管理職への登用促進、職域の拡大				
17-2-5 リーダー養成研修の実施や昇任試験受験の奨励、メンター（先輩の助言者）の活用等に取り組み、女性の管理職登用を積極的に推進する	人事研修課	(999933) 職員研修事業 (999936) 人材育成型人事管理推進事業	①キャリアデザイン研修 ・管理職への昇任を含めて、自分のキャリアプランについての意識付けを行うことができた。 ・平成23年度参加者実績　30歳19名（内女性9名）、40歳20名（内女性8名）、50歳10名（内女性3名） ②昇任試験 ・昇任試験の受験の奨励を図る。試験対象者を各所属部長に通知し、対象者に奨励を諮った結果、受験者数に占める女性の割合が増加した。 ・副主幹試験受験者数19人中女性8人。主査試験受験者数43人中女性30人。	①これまでと同様の研修を継続する ②女性の合格者数も増加しており、引き続き昇任試験受験者数が増加するように対象者の通知を行う

	職員課		女性中堅教員へ総合教育センター主催のミドルリーダー養成研修講座への参加を校園長から助言指導することで、女性中堅教員の参加者が増加し、（平成22年18人、平成23年19人）次期学校園経営の担い手としての自覚を促すことができた。	女性中堅教員のミドルリーダー養成研修講座への参加者割合を保ち、次期女性管理職・リーダーとしての意識付けをさらに進めていく。
	総合教育センター	(211608)教職員のための各種講座及び研修・研究活動(ミドルリーダー養成研修)	47人中19人の女性教員が研修に参加し、その中でミドルリーダーとしての役割や各学校園における学校園運営および管理職の職務内容や心構え等について研修を行い、管理職に対する女性教員への意識啓発を行うことができた。	年々、女性教員の推薦が増える傾向にはあるが、各学校園長に対して、推薦を促す必要がある。推薦の様子を注視しながら、各学校園長に対して、随時推薦についての働きかけを行っていく。
17-2-6 性別により偏在のある職場・職種を見直し、女性の職域を拡大するとともに、男女の相互乗り入れを図る	人事研修課	(999936)人材育成型人事管理推進計画	職員の募集・採用・配置事務 ・職務内容、職場状況を把握し、異動等実施時には、偏在がないように努めた。	偏在のある職場について引き続き異動等により解消を図っていく。
17-2-7 職員及び教員に対する男女平等、男女共同参画に関する意識調査を検討する	同和・人権推進課		平成23年度は取り組みなし。	市民オンブードのヒアリング活動や推進本部会議等において職員の意識動向の把握に努めたい。

③仕事と育児・介護の両立支援への率先した取り組み

17-3-8 「伊丹市職員子育て応援プログラム」について周知、啓発し、目標数値の達成状況をチェックする。特に、男性職員に対して育児休業・介護休業の取得に向けて情報提供や啓発を行う	人事研修課	(999936)人材育成型人事管理推進計画	部分休業制度・育児休業制度の改正・育児短時間勤務制度の導入を図ることにより、子育てしやすい環境を整え、職員広報を通じて周知を図った。 その結果、平成23年度男性育休取得者は2件となった。 ・男性職員の育児休業取得率：市長部局10．5%（2人／取得可能19人中）伊丹市全体：11．1%（5人/取得可能45人中） ・女性職員の育児休業取得率：市長部局95%（18人／19人中）伊丹市全体：98%（41人取得／42人中） ・介護休業の取得人数　市長部局：男女とも0人（参考、伊丹市全体：男女とも0人）	引き続き、同様の取り組みを継続していく予定である。

④行政従事者への男女共同参画についての研修の充実

17-4-9 職員研修において、階層や職種などに応じたプログラムや手法の研究、教材の整備に努め、男女共同参画の視点について全職員が受講できるよう研修を実施する	人事研修課	(999933)職員研修事業	全庁的な取り組みとして、職場人権研修を推進した他、新規採用職員、主任、主査、副主幹及び課長級の各階層ごとに人権研修を実施した。その一つとして、新任主査研修では人権学習指導者養成講座を受講後、新規採用職員との合同実施研修の中で人権に関するグループワークのファシリテーターを体験させ、新規採用職員の人権感覚の向上に努めるとともに、実践的な人権学習に取り組んだ。	今年度についても同様の取り組みを継続し、主査級職員として人権啓発の重要性を認識できる実践的な内容を実施する予定である。
	同和・人権推進課		課長級を対象に男女共同参画推進研修を実施した。平成23年7月4日、「これからの男女共同参画～第5次総計を見据えて～」をテーマに、市民オンブード（高島さん）の講演他。 ・参加職員43人。	継続して実施する。テーマ・手法はマンネリに陥らないよう毎回工夫する。

17-4-10 行政に関係する職員やボランティアなどが男女共同参画の視点をもって市民に接することができるよう、研修の実施、または参加への働きかけを行う	人事研修課	(999933) 職員研修事業	職場人権研修、新規採用・新任主査研修に臨時職員や外郭団体職員などに、必要に応じて各種研修を受講できるように働きかけ、実際に受講に至った。	引き続き、同様の取り組みを継続していく予定である。
	家庭教育課	(212104) 家庭教育ボランティア研修会	登録ボランティア約45名を対象に、基調講演と「今、家庭教育に求められるもの、そして、私のできること」のテーマでグループ別意見交換会を実施した。 ・参加者19名。	参加人数の増加及び研修内容の充実を図る。
	こども若者企画課		青少年育成団体指導者への男女共同参画研修会子ども会連絡協議会、ボーイスカウト伊丹連絡会、ガールスカウト伊丹連絡会、おやこ劇場の青少年育成団体の指導者へ男女共同参画にかかる研修を受講してもらうことにより、各団体活動での意識付けを行う。 平成23年度は、ボーイスカウト伊丹連絡会の指導者研修会を要請していたが、実現には至らなかった。	青少年育成団体の指導者への研修会等を要請し、研修会等が実施できない場合については、チラシ配布による啓発も検討する。
	少年愛護センター	(213104) 青少年街頭補導事業	①進路相談員研修会、少年育成協会全体研修会、青少年を守る店連絡協議会研修会、少年補導委員全体研修会、青少年健全育成研修会等を実施し、少年補導委員、学校関係者、保護者、行政関係者に参加を働きかけた ②近畿、県、阪神間で行う補導委員研修会にも参加し、職員、少年補導委員の資質の向上を図った。 ・年間17回の研修に合計1,091名が参加した	継続して取り組む。
	スポーツ振興課		スポーツリーダー養成事業・スポーツ教室事業 年齢や男女の区別なく、だれもがいつでもどこでもできるニュースポーツ（スローイングビンゴ・カローリング等）の実技講習会や大会を実施。市民への参加を働きかけ、たくさんの方に参加いただけた。また、指定管理である緑ヶ丘体育館「MWN連合体」主催の多種多様な教室事業も実施。	スポーツの実技講習会や大会のなかで、ジェンダーに関するチラシの配布や伝達による講習等を実施し、男女共同参画の視点に配慮したスポーツ活動を推進する。

⑤職員、庁内組織のネットワーク化への取り組み

17-5-11 庁内の男女共同参画推進に向けた体制づくりに取り組む	同和・人権推進課		①課長級を対象に男女共同参画推進研修を実施した。 ②伊丹市男女共同参画計画推進関係課長をメンバーとする推進本部専門部会を開催し、庁内の男女共同参画推進に向けた体制作りを図った。	引き続き、研修及び推進会議を活用する。

⑥県や近隣自治体との連携

17-6-12 男女共同参画の推進に関して、法制度の整備・充実などについて国や県に要望する	同和・人権推進課		県男女共同参画センター会議や県男女共同参画施策推進会議、ひょうご女性チャレンジネット、ひょうごDV防止ネットワーク、配暴センター連絡会議等へ参加し、国・県の方向性を確認するともに、近隣都市などとの連携・協力を深めた。	新たに婦人相談員研究協議会に参加し、情報収集等に努める。

【基本課題18】男女共同参画に向けた拠点の充実

番号及び具体的施策	担当課	市行政評価における事務事業コード及び事務事業名	平成23年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
①男女共同参画推進拠点機能の充実				
18-1-1 女性・児童センターが本市の男女共同参画推進の拠点施設として、男女の利用が促進されるよう環境整備や周知を図る	同和・人権推進課	(921307) 女性・児童センター管理運営	ジェンダー格差の是正のため、男女それぞれに必要な能力アップのための事業を実施した。 ・ぐるっと一日だんじょきょうどうさんかく ・市長といっしょにクッキング ・お父さんといっしょに親子科学教室	男性の生活力アップと女性の経済力アップを基本ベースに事業展開していく予定である。 ・24年度は、まちづくりマップ作成＆男性のためのしゃべり場を実施予定。
18-1-2 女性・児童センターにおいて、男女共同参画に関する情報提供、活動の場の提供、学習・啓発・相談などを行い、男女共同参画の拠点機能の充実を図る	同和・人権推進課	(921307) 女性・児童センター管理運営	ジェンダー格差を是正するため「情報」「相談」「事業」「交流」を相互リンクさせ、自立支援に向けたグループ交流や活動支援、育成支援をしていくセンター機能を充実させてきた。 ・講座の実施（40事業　123コマ） ・情報相談、図書の貸し出し、情報誌の発行 ・相談インテーク、アウトテーク	男女共同参画センターの機能を充実させた中核施設としての基盤づくりを継続的にすすめていく ・24年度は新たなグループの立ち上げ支援をしていく予定である。
18-1-3 女性・児童センターにおいて、地域における課題解決や実践的活動につながる知識習得、課題の把握・解決のための情報提供、人材発掘・育成などの機能を充実させる	同和・人権推進課	(921307) 女性・児童センター管理運営	①地域の課題解決のために団体育成講座として、会議力や議論を学ぶグループ活性化講座を実施した。 ②リーダー育成を目的とした市政について学ぶ講座を市民グループとともに実施し、その後、学びを深め、「市長と語ろう！」から広報課と意見交換するといったツーステップへの実践へとつながっていった。	地域の課題を発見し、実践へと活動していく事業として24年度は企画力講座、防災減災ワークショップ等を予定している。
18-1-4 女性・児童センターが男女共同参画社会作りの推進役として活発な事業が展開され、かつ市民にとってより利用しやすいものとなるよう指定管理者と緊密な連携・協力を行う	同和・人権推進課	(921307) 女性・児童センター管理運営	年度協定締結前に指定管理者との間で、事業内容が男女共同参画の推進に資するものとなるよう協議を行った。また、毎月連絡会議を行い、事業報告及び事業計画について協議を行った。	引き続き、指定管理者との連携を深め、男女共同参画推進のための事業展開のための支援を図っていく。

平成24年度ヒヤリング実施経過

日　程	開始時刻	対象職場	ヒヤリング出席者						時　間
6月11日(月)	10:00	広報課	課長 西本　秀吉	山口　めぐみ	—	—	—	—	50分間
	11:00	危機管理室	主幹 井手口　敏郎	—	—	—	—	—	50分間
		消防局	消防総務課長 福井　浩次	予防課長 松本　三治	予防課副主幹 新屋　誠	総務課主査 眞殿　雄揮	—	—	
6月12日(火)	10:00	まちづくり推進課	課長 中井　秀典	主査 山名　晶子	—	—	—	—	50分間
	11:00	環境保全課	課長 吉田　成俊	—	—		—	—	50分間
		生活環境課	課長 辻　博夫	—	—	—	—	—	
6月20日(水)	13:30	地域福祉課	課長 蓼原　惠	—	—	—	—	—	50分間
	14:30	農業政策課	課長 内藤　竜太	中谷　公美	—	—	—	—	50分間
6月25日(月)	10:00	高年福祉課	主査 赤藤　祥子	主査 大池　るい子	—	—	—	—	50分間
	13:30	介護保険課	主査 大田　幸正	—	—	—	—	—	50分間
6月26日(火)	10:00	こども若者企画課	課長 辻本　彰子	副主幹 小宮　正照	—	—	—	—	50分間
	11:00	保育課	課長 岡田　章	副主幹 澤田　淳子	主査 梶谷　和弘	—	—	—	50分間
6月27日(水)	13:30	子育て支援課	課長 藤原　安紀子	主査 金井　英子	—	—	—	—	50分間
	14:30	こども福祉課	課長 弥野　ツヤ子	—	—	—	—	—	50分間
	15:30	社会福祉協議会	障害者デイサービス センター長 吉野　真旨	地域包括支援 センター長 坂田　一明	ボランティア 市民活動センター 大重　美和子	—	—	—	50分間
7月4日(水)	10:00	総合教育センター	主幹 村上　順一	—	—	—	—	—	50分間
	11:00	伊丹病院	総務課長 田中　久雄	副看護部長 大迫　しのぶ	副看護師長 杉本　文子	副看護師長 神内　眞理子	—	—	50分間
	13:30	家庭教育課	課長 菅　繁子	主査 藤本　幹	—	—	—	—	50分間
7月6日(金)	10:00	女性・児童センター	副センター長 木原　明美	課長 大野　浩史	副主幹 寺井　和代	—	—	—	120分間
	13:45	同和・人権推進課	課長 大野　浩史	副主幹 寺井　和代	—	—	—	—	100分間
	15:30	公民館	副主幹 池田　真美	小西　晶子	—	—	—	—	50分間
		図書館	館長 田中　茂	安田　麻里子	—	—	—	—	
7月9日(月)	10:00	学校指導課	課長 春名　潤一	主査 井村　明子	—	—	—	—	50分間
	11:00	社会教育課	課長 長野　直美	主査 鍋　真理子	—	—	—	—	50分間
		愛護センター	所長 善入　美津治	—	—	—	—	—	
	13:30	人権教育室	主幹 松山　和久	副主幹 和久　学	—	—	—	—	50分間
	14:30	障害福祉課	課長 橋本　佳子	副主幹 田中　裕子	—	—	—	—	50分間
7月11日(水)	10:00	人事研修課	課長 宇谷　敏幸	主査 藤田　浩之	主任 大山　顕史	副主幹 富永　猛	加藤　久美	氏家　成樹	50分間
	13:30	健康政策課	課長 岡本　綾子	主査 今井　寛子	—	—	—	—	50分間
	14:30	商工労働課	課長 牧村　達也	主査 中村　雅光	—	—	—	—	50分間
7月13日(金)	10:00	同和・人権推進課	課長 大野　浩史	—	—	—	—	—	150分間
7月27日(金)	10:00	職員課	課長 升井　竜雄	—	—	—	—	—	50分間

平成24年度
伊丹市男女共同参画施策市民オンブード活動記録

４／１～４／１６　　オンブード公募期間

４／２５（水）　　オンブード面接

５／１５（火）　　オンブード委嘱式、打ち合わせ…市役所第８会議室

５／２４（木）　　ベイコミュニケーションズとの打ち合わせ…市役所本庁

５／２８日（月）　　オンブードヒヤリング打ち合わせ…市役所Ｂ１会議室
６／　８日（金）　　オンブードヒヤリング打ち合わせ…市役所Ｂ１会議室

６／８　（金）　　ケーブルテレビ収録（来田さん）６月下旬放映

６／１１（月）　　男女共同参画施策市民オンブードヒヤリング
～７／２７（金）　　＜詳細　資料１のとおり＞

６／２５（月）　　オンブードヒヤリング打ち合わせ…市役所Ｂ１会議室

６／２７（水）　　男女共同参画施策推進研修･･･総合教育センター２階研修室

７／１１（水）　　オンブードヒヤリング打ち合わせ…市役所Ｂ１会議室

７／２６（木）　　オンブード打ち合わせ（報告書作成について）…市役所Ｂ１会議室
７／２７（金）　　オンブード打ち合わせ（報告書作成について）…市役所Ｂ１会議室

７／２７～８／２６　報告書案作成

８／　２（木）　　伊丹市男女共同参画推進委員会との意見交換
･･･総合教育センター２階講座室

８／２７　（月）　　オンブード打ち合わせ（報告書作成について）…市役所第８会議室
９／　６　（木）　　オンブード打ち合わせ（報告書作成について）…市役所第７会議室
１０／１２（金）　　オンブード打ち合わせ（報告書作成について）…市役所Ｂ１会議室

１０／１４（日）　　ぐるっと一日男女共同参画･･･女性・児童センター

１０／１５（月）　　伊丹市男女共同参画推進本部幹事会･･･

１０／２９（月）　　伊丹市男女共同参画推進本部会議･･･

１２／　９（日）　　男女共同参画推進市民フォーラム･･･スワンホール

１２／１８（火）　　男女共同参画施策市民オンブードがっつり報告会

３／　３　（日）　　いたみミモザの日…女性・児童センター（予定）

調査を終えて

新人オンブードとして初めてヒヤリングに臨み感じた事は、それぞれの課題に対して職員の方々が柔軟に対応してくださり、男女共同参画社会の実現にむけて前向きに取り組もうとする姿勢が、ひしひしと伝わってきました。短時間ですが、密度の濃い時間を共有する事ができ、担当者からも共に手を携えて進みたいと感じられる言葉が聞かれる場面もありました。複数課で歴代のオンブードに指摘されてきた事を、改善する努力をされて成果として表れてきているとの話を聞き、先輩オンブードの方々の苦労が実を結びつつある事を実感しました。

庁内では、全体的に男女共同参画の浸透が進んでいる印象をうけましたが、翻って市民レベルでの推進は意識調査の結果にも反映されているように、遅々として進まず、オンブード制度が施行されて15年目を迎えゼロからスタートする気持ちで取り組んでゆかなければならない最重要課題です。

男女共同参画社会の実現は市民と行政の協働により推進されると思います。今年度発足した男女共同参画推進委員会を含め、市民を巻きこみ展開してゆく必要があります。

男女共同参画は男女の平等だけでなく、年齢や性別、人種や民族、障がいの有無、その他の属性による違いを違いとして認めつつ、平等にくらすことができる公平な社会こそが、本当の意味での男女共同参画社会ではないでしょうか。

この報告書を読まれた皆さんと身近な問題として一緒に考えてゆきたいと思います。

（来田純子）

歴史はジグザグと進み、しかし着実に進むものだと実感したオンブード2年目でした。

今年は新しいオンブードさん達を迎え、実践的な面や市政の実情を細かく知る事が出来て、より細やかなオンブード活動につながったと思います。

昨年中間見直しされた伊丹市男女共同参画計画によって作成された事業報告に基づいて、オンブードヒヤリングを行いました。「計画」は基本目標のところに具体的数値の入った成果目標表が記載されていて、市の意気込みが感じられました。

ヒヤリングの際に、複数課で昨年のオンブードだけでなく、歴代のオンブードに指摘されてきたことを少し推進できたという説明を聞き、14年間の重みを感じました。

女性管理職が20%となり、女性ゼロの審議会が一つ減り、男性職員の育児休暇取得率が10.5%となる等、市役所内は変わりつつあるという印象があります。今後さらに男女共同参画を市役所内で推進し、市職員が市民の模範となることを期待します。それにはヒヤリング前に、市職員による「ＰＤＣＡ」（プラン、実行、チェック、アクト）が実行されることによって、オンブードによる市民目線でのチェックを、より効果のあるものにしていく必要があると思います。

また、大きな課題として、いかに市民への男女共同参画の推進を図るかという問題があ

ります。今年度発足した男女共同参画推進委員会と連携して推進することを期待します。その為には、昨年市総合計画で定めた男女共同参画の拠点施設を、女性は勿論、男性も参加しやすいような、名実共に男女共同参画推進の拠点として機能させることが重要です。また、男女共同参画条例の制定も必要です。

昨年、「男女共同参画課」という看板がなくなりましたが、市民の皆さんと市職員への男女共同参画推進の為には、早期の復活が望まれます。

市民の皆さんと一緒に一歩ずつ進んでいきたいと思いますのでよろしくお願いします。

（笹尾照美）

オンブードに就任し、この役割が伊丹市にどのように役立つのかを、ヒヤリングをさせていただきながら考えてきました。巷で理解またはイメージされている「オンブズマン」は、地方公共団体等にかかわる不正・不当な行為を監視し、これを是正することを目的にすることです。伊丹市職員の方々のオンブードの位置づけが、この意義になっていないか不安になっているからです。ヒヤリングでは、伊丹市の男女共同参画計画進捗状況を担当課の方はその現状をどのように考え、どうして行こうと考えていらっしゃるのかのディスカッションを私は期待していました。もちろんのこと、チェックするものでも指摘するものでもないと考えていました。以前、私が大阪府女性センター（愛称ドーンセンター）事業の評価に関わった経験からのイメージでした。誰かから指摘され、チェックされることで事業が進むのでは、その事業に魂は入っていませんし、発展は見込めません。当たり前のように、男女共同参画計画を遂行する意味、その必要性の理解が必要です。それがあれば、男女共同参画計画を推進するために、自分たちの課で出来ることは何かを考え、計画し、実行し、確認し、分析することとなるでしょう。次年度は、聞き方やヒヤリング内容などを再考し、市民や男女平等の目線でヒヤリングができるように考えたいと思っています。

しかし、なぜ男女共同参画計画の意味、男女平等の是正をしましょうということを言わなければならない意味についてはすべての職員が学ぶことが必要なのではないかとは思います。全ての家族構成員が家父長制の中で家父によって支配されるべきであると書き記されている近代法のベースであるコモン・ローの時代から約 2000 年を経て、家父も含めすべての家族構成員、すなわち妻や子どもも同等の「人」であることが認められる時代になっています。社会参加は男性が行い、女性は男性を支えていればよいとの意識を改める時代です。しかしそれは、女性がひとりの「人」として認められたことを表す参政権が与えられたのが 1945 年ですから、日本ではまだ 67 年しか経っていません。男女共同参画の推進は、男女平等を推進する計画ですが、家父長制は 2000 年の歴史の中にあり、男性の遺伝子レベルにまで書き込まれているのではないかと思われるほど社会は強力で、2000 年の壁は相当厚いのです。

それだけに、計画を推進していくには困難が伴います。それほどスムーズにいく

とは考えられません。そこに必要なのは、3 人寄れば文殊の知恵ならぬ共同、協働、連携などかもしれません。オンブードの役割として私は、皆さんのパートナーになれるような努力をしたいと考えます。

　このような機会を頂きましたことに感謝いたします。

（高田昌代）

平成２４年度　伊丹市男女共同参画施策市民オンブード
（左から　来田／高田／笹尾）

資　　料

伊丹市男女共同参画のあゆみ

資料 1

１９７２年（昭和４７年）	伊丹市立働く婦人の家開設
１９７９年（昭和５４年）	伊丹市企画室に婦人問題担当を設置
１９８０年（昭和５５年）	伊丹市生活文化部に婦人青少年課を設置
１９８１年（昭和５６年）	伊丹市婦人施策推進会議設置
１９８６年（昭和６１年）	伊丹市婦人施策推進会議より最終報告
１９８９年（平成元年）	伊丹市女性団体懇話会設置、第１回女性フォーラム開催
１９９０年（平成２年）	(仮称)伊丹市女性センター建設懇話会設置
１９９１年（平成３年）	伊丹市女性センター事業基本方針策定委員会設置
	第１回伊丹市『女と男の暮らしと意識調査』実施
１９９３年（平成５年）	(仮称)伊丹市女性センター事業基本方針策定委員会より提言
	伊丹市女性施策推進本部設置
１９９４年（平成６年）	伊丹市市民文化部に女性政策課を設置、伊丹市女性政策懇話会設置
１９９５年（平成７年）	伊丹市女性政策懇話会より提言
１９９６年（平成８年）	伊丹市女性のための行動計画策定
	第２回男女共同参画型社会づくりに関する市民意識調査実施
１９９７年（平成９年）	男女平等に関する表現指針発行、伊丹市女性施策市民オンブード設置
	伊丹市ファミリーサポートセンター事業開始
１９９８年（平成１０年）	伊丹市女性交流サロン設置、伊丹市男女共生教育基本方針策定
１９９９年（平成１１年）	伊丹市セクシュアルハラスメント防止等に関する指針策定
	男女混合名簿を市内全学校園で実施
２０００年（平成１２年）	自治人権部同和・人権室に男女共生社会推進担当を設置
	伊丹市ＤＶ被害者支援事業ネットワーク設置、伊丹市女性政策懇話会設置
２００１年（平成１３年）	第３回男女平等に関する市民意識調査実施
	伊丹市女性政策懇話会より提言
２００２年（平成１４年）	伊丹市女性のための行動計画中間見直し
２００４年（平成１６年）	男女共生社会推進担当を男女共同参画担当に名称変更
	伊丹市女性施策推進本部を伊丹市男女共同参画推進本部に名称変更
	第４回男女平等に関する市民意識調査実施
	伊丹市男女共同参画政策懇話会設置
２００５年（平成１７年）	伊丹市男女共同参画政策懇話会より提言
２００６年（平成１８年）	市民部同和・人権室に男女共同参画課を設置
	伊丹市男女共同参画計画策定
	女性施策市民オンブードを男女共同参画施策市民オンブードに名称変更
	伊丹市男女共同参画施策市民オンブード・サポーターズ設置
２００７年（平成１９年）	市役所にＤＶ相談員配置
２００８年（平成２０年）	(仮称)伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画検討委員会設置
２００９年（平成２１年）	(仮称)伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画検討委員会より提言
	伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画策定
	伊丹市男女共生教育基本方針見直し
２０１０年（平成２２年）	伊丹市配偶者暴力相談支援センター（伊丹市ＤＶ相談室）開設
	第５回男女共同参画に関する市民意識調査実施
	第１回男女共同参画推進事業所表彰事業、第１回男女共同参画川柳事業実施
２０１１年（平成２３年）	市民自治部共生推進室に同和・人権推進課（男女共同参画担当）を設置
	伊丹市男女共同参画計画＜中間見直し＞策定
２０１２年（平成２４年）	伊丹市男女共同参画施策市民オンブード・サポーターズ募集停止
	伊丹市男女共同参画推進委員会設置

資料 2

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード設置要綱

（目的）

第１条　伊丹市男女共同参画計画（以下「計画」という。）及び男女共同参画に関する施策について市民の立場から独自に調査し、意見の表明を行うことにより，本市における女性差別の解消及び男女共同参画社会の推進を図り，男女平等の社会を実現することを目的として，伊丹市男女共同参画施策市民オンブード（以下「市民オンブード」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　市民オンブードの所掌事項は，次のとおりとする。

(1) 計画の進捗状況の調査に関すること。

(2) 本市の男女共同参画に関する施策のうち，自己の発意に基づき取り上げた施策の調査に関すること。

(3) 本市の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査に関すること。

(4) その他市長が特に委嘱する事項

（職務の対象としない事項）

第３条　市民オンブードは，次に掲げる事項については，その職務の対象としない。

(1) 議会に関する事項及び議会の議決に関する事項

(2) 市職員の勤務条件，身分等に関する事項

(3) 市民オンブードの身分等に関する事項

（責務）

第４条　市民オンブードは，男女共同参画に関する施策の監視役として，公平かつ適切に職務を遂行しなければならない。

２　市民オンブードは，その地位を政治的目的のために利用してはならない。

３　市民オンブードは，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，また，同様とする。

（市の機関の責務）

第５条　市の機関は，市民オンブードの職務の遂行を尊重し，積極的に協力しなければならない。

（組織）

第６条　市民オンブードの定数は，３人とする。

２　市民オンブードは，地方自治及び男女共同参画の推進に優れた識見を有する者とする。

３　市民オンブードは，公募により募集した者のうちから，前項の条件を満たす者を市長が選考のうえ，委嘱する。ただし応募した者が前項の条件に該当しない場合は，市長は応募した者以外の者で，市長が適当と認める者に委嘱する。

４　市民オンブードは，その職務の遂行にあたっては，協議により行うものとのとする。

（任期）

第７条　市民オンブードの任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない。

（解任）

第８条　市長は，市民オンブードが次のいずれかに該当すると認めるときは，委嘱を解くことができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認めるとき。

(3) その他市民オンブードにふさわしくない行為があると認めるとき。

（兼職等の禁止）
第９条　市民オンブードは，次の職を兼ねることができない。
(1) 公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２条に定める選挙による職
(2) 政党その他政治団体の役員
(3) もっぱらその事業が本市との請負に委ねられている企業その他の団体の役員

（調査）
第１０条　市民オンブードは，調査のため必要があるときは，市の関係機関に対し説明を求め，関連する文書その他の資料を閲覧し，若しくは提出を求め，又は実地に調査することができる。
２　市民オンブードは，第２条第１号から第３号までに基づく調査を行う場合は，市の関係機関に対し，あらかじめその旨を通知するものとする。

（調査報告書の作成等）
第１１条　市民オンブードは，毎年度，決算が議決により認定された後に，当該決算対象年度における計画の進捗状況に関する調査報告書を作成し，意見を付して市長に提出しなければならない。
２　前項の意見表明を受けた市の機関は，その意見を尊重しなければならない。
３　市民オンブードは，報告書及び意見の作成に当たっては，個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

（庶務）
第１２条　市民オンブードの庶務は，市民自治部共生推進室同和・人権推進課が行う。

（細則）
第１３条　この要綱に定めるもののほか，市民オンブードの運営に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付　則
（施行期日）
この要綱は，平成９年８月１日から施行する。

付　則
この要綱は，平成１２年４月１日から施行する。

付　則
この要綱は，平成１４年４月１日から施行する。

付　則
この要綱は，平成１６年４月１日から施行する。

付　則
この要綱は，平成１８年４月１日から施行する。

付　則
この要綱は，平成２３年４月１日から施行する。

資料 3

市民オンブード一覧

伊丹市女性施策市民オンブード

第1期　任期平成9年11月1日～11年10月31日
山崎　昌子　（公募）　フリーライター　伊丹市稲野
長谷川　京子　（市長推薦）　弁護士　神戸市
第2期　任期平成11年11月1日～13年10月31日
白神　利恵　（公募）　大学院生　伊丹市東有岡
＊13年4月末退任
朴木　佳緒留　（市長推薦）　神戸大学教授（発達科学部）　神戸市
＊朴木委員は特別決裁により、任期を6カ月間延長し、14年3月31日までとする
＊さらに2年間の任期を延長した（16年4月30日まで）。
第3期　任期平成13年5月1日～15年4月30日
中山　直子　（公募）　子育て情報誌グループ　伊丹市荒牧
＊白神委員の退任により欠員が生じたため
第4期　任期平成14年5月17日～16年4月30日
今井　真理　（公募）　伊丹市千僧
＊平成14年4月1日に要綱を改正し、定数を2名から3名に増員したことによる
第5期　任期平成15年5月12日～17年4月30日
浅井　淳子　（公募）　伊丹市北伊丹
＊朴木委員は特別決裁により、任期を2年間延長した。
第6期　任期平成16年5月17日～18年4月30日
石崎　和美　（公募）　伊丹市伊丹
第7期　任期平成17年5月9日～18年4月30日
山本　千恵　（公募）　行政書士　伊丹市野間

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード

第1期　任期平成18年5月15日～20年3月31日
朴木　佳緒留　（市長推薦）　神戸大学教授（発達科学部）　神戸市
山本　千恵　（市長推薦）　行政書士　伊丹市野間
大澤　欣也　（公募）　人権擁護委員　伊丹市大鹿
＊山本氏の任期は女性施策市民オンブードの1年間を算入し、19年3月31日まで
第2期　任期平成19年5月1日～21年3月31日
波多江　みゆき　（公募）　ライター　伊丹市池尻
＊朴木委員は特別決裁により、任期を2年間延長した。（平成22年3月31日）
第3期　任期平成20年5月1日～22年3月31日
田中　利明　（公募）　民生児童委員　伊丹市鈴原
第4期　任期平成21年5月1日～23年3月31日
片山　実紀　（公募）　神戸大学大学院研究員　伊丹市荻野
第5期　任期平成22年5月6日～24年3月31日
石崎　和美　（公募）　元オンブード（平成16～17年度）　伊丹市伊丹
高島　進子　（市長推薦）　神戸女学院大学名誉教授　伊丹市伊丹
＊　朴木委員退任のため、後任を高島氏に依頼。
第6期　任期平成23年5月2日～25年3月31日
笹尾　照美　（公募）関西学院大学大学院生　伊丹市安堂寺町
第7期　任期平成24年5月1日～26年3月31日
来田　純子　（公募）　伊丹市大鹿
高田　昌代　（市長推薦）神戸市看護大学教授　生駒市

資料４

内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会の実現をめざして」から抜粋

男女共同参画をめぐる国際的な指標

人間開発や男女共同参画に関する指数の国際比較

我が国は、「長寿」「教育」「所得」の水準による人間開発の達成度を示す人間開発指数（HDI）では、169か国中11位にあります。

また、男女共同参画に関係する指数のうち、ジェンダー不平等指数（GII）は、138か国中12位です。

これは、保健分野での評価が高いことや、中等教育についての男女差がほとんどないことなどによるものです。

一方で、ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）やジェンダー・ギャップ指数（GGI）については、管理職に占める女性の割合や、男女間の賃金格差の要素が加味されており、また、我が国では政治分野における女性割合が小さいこともあり、国際的に見て、低い順位になっています。

① GII ジェンダー不平等指数

12位／138か国（2010年公表）

順位	国名	GII値
1	オランダ	0.174
2	デンマーク	0.209
3	スウェーデン	0.212
4	スイス	0.228
5	ノルウェー	0.234
7	ドイツ	0.240
9	イタリア	0.251
11	フランス	0.260
12	日本	0.273
16	カナダ	0.289
20	韓国	0.310
32	英国	0.355
37	米国	0.400
38	中国	0.405
41	ロシア	0.442

② HDI 人間開発指数

11位／169か国（2010年公表）

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.938
2	オーストラリア	0.937
3	ニュージーランド	0.907
4	米国	0.902
5	アイルランド	0.895
8	カナダ	0.888
10	ドイツ	0.885
11	日本	0.884
12	韓国	0.877
14	フランス	0.872
23	イタリア	0.854
26	英国	0.849
65	ロシア	0.719
89	中国	0.663

③ GEM ジェンダー・エンパワーメント指数

57位／109か国（2009年公表）

順位	国名	GEM値
1	スウェーデン	0.909
2	ノルウェー	0.906
3	フィンランド	0.902
4	デンマーク	0.896
5	オランダ	0.882
9	ドイツ	0.852
12	カナダ	0.830
15	英国	0.790
17	フランス	0.779
18	米国	0.767
21	イタリア	0.741
57	日本	0.567
60	ロシア	0.556
61	韓国	0.554
72	中国	0.533

④ GGI ジェンダー・ギャップ指数

94位／134か国（2010年公表）

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.8496
2	ノルウェー	0.8404
3	フィンランド	0.8260
4	スウェーデン	0.8024
5	ニュージーランド	0.7808
13	ドイツ	0.7530
15	英国	0.7460
19	米国	0.7411
20	カナダ	0.7372
45	ロシア	0.7036
46	フランス	0.7025
61	中国	0.6881
74	イタリア	0.6765
94	日本	0.6524
104	韓国	0.6342

GII ジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index）

国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。

保健分野（妊産婦死亡率、15～19歳の女性1,000人あたりの出生数）、エンパワーメント（国会議員女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の男女別割合）、労働市場(男女別労働力率）という3側面5指標から算出。

GIIは2010年に新たに公表された。

HDI 人間開発指数（Human Development Index）

「長寿で健康な生活」、「知識」、「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定した指数。

GEM ジェンダー・エンパワーメント指数（Gender Empowerment Measure）

女性が政治及び経済活動に参画し、意思決定に参加できているかどうかを測るもの。

国会議員に占める女性の割合、管理職に占める女性の割合、専門・技術職に占める女性の割合、男女の所得推計値という4つの指標から算出。

GEMについては2009年で作成、公表は終了。

GGI ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）

男女格差を測る指数で、経済分野、教育分野、保健分野及び政治分野の各種データから算出。

＊2011年公表によると、日本のＧＧＩは0.651で、98位（135カ国中）でした。

備考：1.①②国連開発計画（UNDP）"Human Development Report 2010"より作成。 2.③国連開発計画（UNDP）"Human Development Report 2009"より作成。
3.④世界経済フォーラム"The Global Gender Gap Report 2010"より作成。 4.①～④の国は、上位5か国、G8の8か国、中国、韓国を抽出した。

【 発 行 】
伊丹市市民自治部共生推進室同和・人権推進課
〒６６４－８５０３
兵庫県伊丹市千僧１－１
ＴＥＬ：０７２－７８４－８１４６
ＦＡＸ：０７２－７８０－３５１９
Ｅ-mail：dowajinken@city.itami.lg.jp